

人口増強興亞の基

人口問題研究

第三卷 第二號

昭和十七年二月刊行

調査研究

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性……館 稔(一)

民族立法としての人口政策

其の一——二三の方法論的省察……本多龍雄(四〇)

彙報

千葉縣に於ける出生率高低に關する調査の施行——人口問題研究所研究報告會並に特別講義

第七十九回帝國議會に於ける東條内閣總理大臣の我が國人口増加趨勢に關する質問に對する答辯——健康保險法施行令中改正勅令の公布——職員健康保險法施行令中改正勅令の公布——醫療關係者徵用扶助規則の公布——家族手當の支給に關する閣議の決定——第七十九回帝國議會提案の人口問題關係改正法律案要綱の決定——所得稅法並に恩給法中改正法律案に於ける人口政策的考慮——拓務省の滿洲開拓第二次五箇年計畫要綱の發表——結婚報國懇話會の設立——財團法人人口問題研究會編「ラテン・アメリカの人口問題」の刊行——滿洲國に於ける開拓農場法の公布——獨逸統計局の戰爭勃發當時歐洲各國の人口趨勢調査

文獻

邦文人口問題關係文獻(二二)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第三卷 第二號

調査研究

はしがき

民族發展の根柢たる人口政策に資するといふ點から見て、幾多の學徒が其の一生を投じて研究するに價する重要な問題は人口現象の地域的特性に關する問題であらう。又、幾多の學徒が其の一生を投じて研究しても、尙且つ無盡藏に多くの重要な問題を未解決のままに包藏するものは蓋し人口現象の地域的特性であらう。

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

館

稔

目次

- 一 はしがき
- 二 人口再配分計畫
- 三 都 鄙
- 四 地 方
- 五 都 市
- 六 結 論

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

限られた資料で短い期間に此のやうに大きな問題を十分に研究することは云ふ迄もなく不可能である。ただ私は心懸けては時折り集めた材料によつて協同者と共に拙き稿を屢、本誌に掲げて來た。之れ迄拾つた此等の調べが、乏しいながらも人口政策特に人口再配分計畫の上に何ものかを示してゐないであらうか。本稿は此のささやかな反省を綴つて一つの道しるべにしておかふといふに過ぎない。暫定稿の又暫定稿である。

本稿に於ては従來部分的に發表した拙稿の一部を用ひなければならぬ箇所が少くないが、舊稿との重複は極力之を避けることとした。然し此の際舊稿間の聯

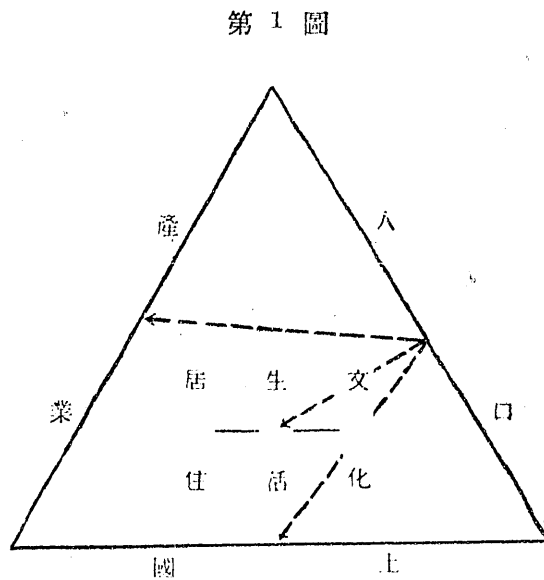
絡を明かにし、舊稿の缺を幾分でも補正することに努め、又、必要だと思はれる箇所には若干解説的な部分を挿入した。尙、我が國の從來の貴重なる業績は、之を機會として眼の届いた限り、紙幅の許す限り、成るべく引用して紹介することに努めた。それは何等の術學的な意圖からではなくて、此の問題が社會學、經濟學、統計學、地理學、醫學、生物學等極めて廣範な異つた科學の部門に關聯し、私自身文獻を集めることに思ひの外に困つたことと、從來此の方面の業績が重要であるにも拘らず十分に顧みられてゐない恨があるやうに思つたことと、獨りよがりを慎むべきだと思つてゐることとに外ならない。然し文獻としては甚だ不十分であつて、他日補正の上、文獻集として別に取纏めたいと考へてゐる。

最後に、資料の蒐集、複雑なる計算、作圖等については上田正夫、窪田嘉彰兩研究官補に負ふところ多大なるを附記しなければならぬ。

一 人口再配分計畫

昭和一五年九月二四日閣議決定の「國土計畫設定要綱」は第一項趣旨中に「…産業・交通・文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關聯に於て総合的に合目的に構成し、以て國土の総合的保全利用開發の計畫を樹立し…」と云ひ、第三項策定要領の三に於て「計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、総合的交通計畫、総合的動力計畫との有機的關聯に於て産業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす」と云つてゐる點等から見ても、國土計畫の中心は産業配分計畫と人口配分計畫とに置かれ、國土の上に人口は産業と對立して置かれてゐるところの國土計畫に於ける二大要因の一であると見ることが出來やう。而して國土、即ち國家の意思の支配する土地の上に、人口と産業とが結合せられるところに居住の形態、生活が定められ、文化が影響を受けることとなる。かくて國土計畫は総合的計畫であるが、少くとも其の一つの

過程として人口政策的側面から捨象して之を描くことが可能であるし又必要でもある¹⁾。極めて比喩的ではあるが、以上を圖形を以て示せば第一圖の如くであつて、其の矢の方向が指し示すが如くに考察しようといふ程の意味を表はしたものである²⁾。



然らば人口政策的側面から國土計畫を眺める場合に、其の目的が何であるかを一應明かにしておくことが必要である。人口政策の大本は昭和一六年一月二二日閣議決定の「人口政策確立要綱」によつて定められてゐるが、國土計畫に關聯せしめた

場合、既に「設定要綱」は第三項策定要領の五に於て「人口に關する計畫に於ては人口の量的質的増強と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て目的とす」と規定してゐる。而して「人口政策確立要綱」は特に第五資質増強の方策の項に於て其の重點を示して「國土計畫の遂行により人口の構成及分布の合理化を圖ること、特に大都市を疎開し人口の分散を圖ること」を掲げてゐる。要するに國土計畫に於ける人口再配分計畫の人口政策的目的は (1) 人口の増殖力の擴大 (2) 人口資質の増強及 (3) 人口の能力の完全適正なる發現の三つに歸し得ると考へられる³⁾。

かやうな立場から、國土計畫に於ける人口再配分計畫を考察する場合、

先づ第一現在の人口現象の地域的特性を明かにし、之を吟味することに出発しなければならぬ。元來人口現象は特定の地域の自然的竝に社會的諸條件を最も包括的に集約して、發現する現象であり、又抑、國土計畫が廣域經濟建設の要求と自由主義、個人主義に基く産業立地、人口集中を國家的目的によつて統制しなければならぬといふ緊切な要求とに基いてゐる點から見ても人口現象の地域的特性を明確に把握し、人口再配分計畫の端緒を此處に求めんとすることは極めて適切であると云はねばならぬ。

然らば、人口現象の地域的特性を把握する場合、人口現象の如何なる要因によつて之を捕捉するかといふことが問題である。人口現象を一體として理解すれば、其の諸要因は有機的に相關聯してゐるのであるから、何れの要因を先にし、又何れの要因から考察しても結局は同じことに歸着する。然し、體系的に考へても、又政策的に目的に考へても要因の間には選擇が行はれ、自ら先後輕重が與へられなければならないと思はれる。而して近來それは多く人口の社會的移動の側面から把握せられて來たかの感がある。移動の側面から把握することが重要であることを決して否定しようとするのではない。然し、現在我々が當面してゐる人口問題の特性、従つて人口政策上の要求から見て私は寧ろ人口増殖力の地域的特性を捕へて行く方が困難ではあるが適當であると考へる。そこで本稿に於ては増殖力を中心として、即ち出生力と死亡とから人口現象の地域的特性に若干の解析を施し、其の結果を人口再配分計畫の立場から反省してみようと思ふ。

二 都 鄙

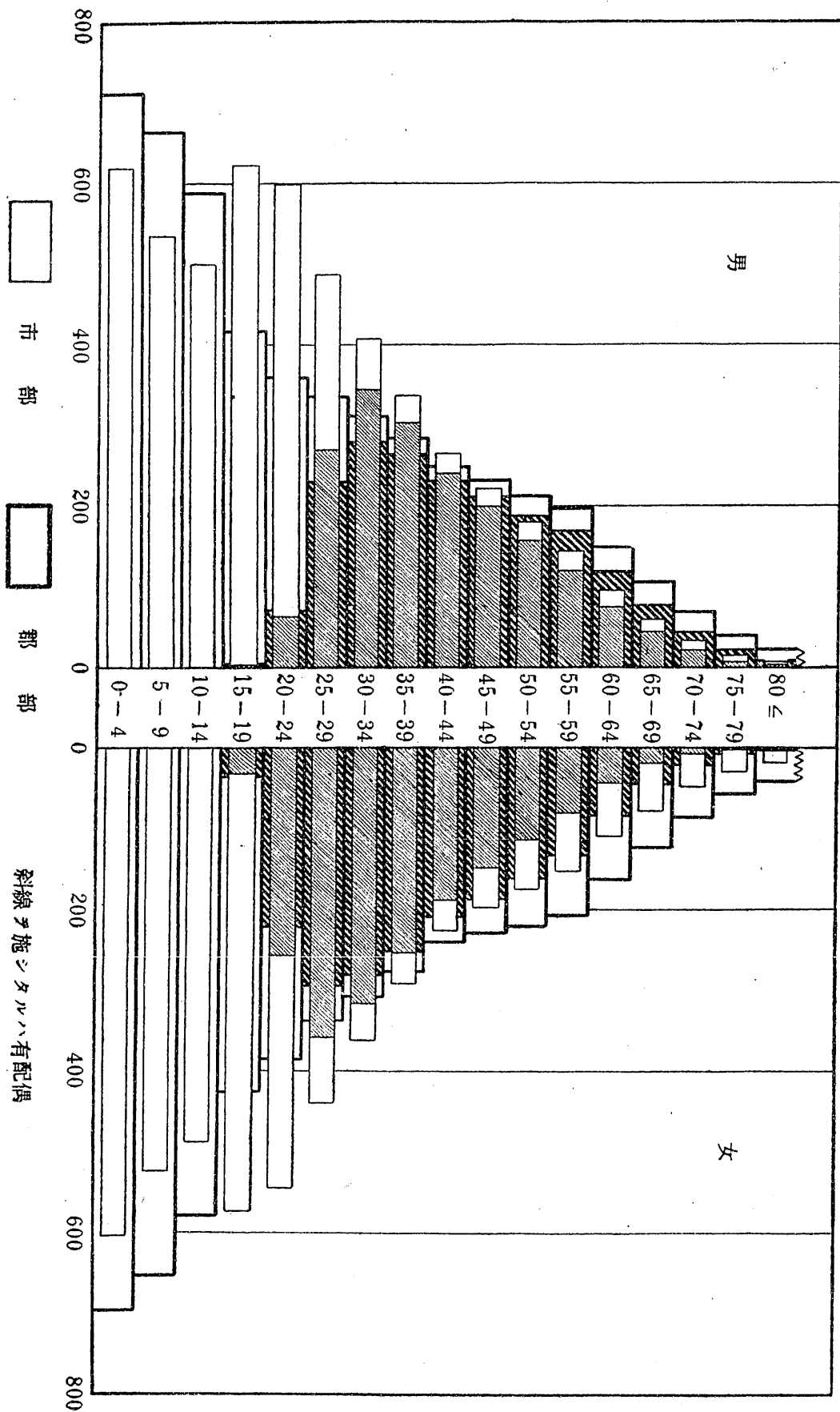
此の意味に於いて、人口現象の地域的特性に關して、先づ注意すべき

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

は、夙に T. Grant 以來デモグラフィが明かにした都鄙人口増殖力に差異が存すると云ふ事實である。我が國の市郡別普通動態率について見ても、少くとも過去二〇年間に於ては、市部の死亡率は郡部よりも低い、市部の出生率がそれ以上に低い爲に、市部の自然増加率は郡部のそれよりも低いのが常例である。然し、第二圖の如く市部に於ては高き出生力を内蔵し、死亡の危険の比較的低いやうな生産年齢階級の人口が多く集り、出生力とは無關係にして比較的死亡危険の大である老年人口や乳幼児の人口が、割合に少く、郡部は之と全く反對である。又特に可婚年齢初期に於て市部の有配偶率は郡部に比して明らかに低い。かくの如く市部と郡部とは男女別年齢構成、配偶關係別構成が著しく異つてゐるから普通率の差のみを以て此の問題を論ずることは困難である。そこで人口統計學的に、少くとも男女年齢別配偶關係別構成の差異を除去して、出生力や死亡を比較することが必要となる。即ち之を標準化してみる必要が起つて來る。標準化には二つの方法がある。(一)一つは夫々の人口の安定人口に對して標準化する Ditch-Letts の方法であり、(二)今一つは特殊の標準人口構成を選定して之に對して標準化する Newsholme-Stevenson の方法である。標準化法として理論的に優れてゐるのは云ふ迄もなく前者である。然し我が國に於ては資料の制限があつて前者は之を廣く適用することが困難である。後者の方法の最も重大な缺點であるとされるところの標準人口の採り方如何によつて標準化した動態率の數値が一定しないといふことは數値の絶對的な取扱ひを避けて比較相對的のみ扱ふことに注意すれば餘程緩和され得ると考へられる。そこで私は後者の方法を用ひて極力廣く之を利用して増殖力の地域的差異を種々の場合について比較してみることにする。但し計算の便宜上間接法によることとし、標準人口は大正一四年國勢調査全國

第 2 圖 市部郡部別年齢體性配偶構成

(總人口 10,000 = 付)



第1表 市郡別普通域に標準化動態率

年次	市 部						郡 部					
	普 通			標 準 化			普 通			標 準 化		
	出生率	死亡率	自 然 増 加 率	出生率	死亡率	自 然 増 加 率	出生率	死亡率	自 然 増 加 率	出生率	死亡率	自 然 増 加 率
	實						數					
大正 9 年	28.35	22.80	5.55	27.05	26.88	0.17	37.25	24.33	12.92	37.36	23.61	13.75
大正 14 年	28.28	18.63	9.65	26.62	21.54	5.08	36.17	20.65	15.52	36.82	19.83	16.99
昭和 5 年	26.58	17.20	9.38	25.74	19.59	6.15	34.41	19.66	14.75	36.26	18.88	17.38
昭和 10 年	25.53	15.29	10.24	25.83	17.63	8.20	32.91	18.52	14.39	38.64	17.75	20.89
	指						數					
大正 9 年	100.25	122.38	57.51	101.62	124.79	3.35	102.99	117.82	83.25	101.47	119.06	80.93
大正 14 年	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
昭和 5 年	93.99	92.32	97.20	96.69	90.95	121.06	95.13	95.21	95.04	98.48	95.21	102.30
昭和 10 年	90.28	82.07	106.11	97.03	81.85	161.42	90.99	89.69	92.72	104.94	89.51	122.95
	割						合					
大正 9 年	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	131.39	106.71	232.79	138.11	87.83	8,088.24
大正 14 年	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	127.90	110.84	160.83	138.32	92.06	334.45
昭和 5 年	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	129.46	114.30	157.25	140.87	96.38	282.60
昭和 10 年	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	128.91	121.12	140.53	149.59	100.68	254.76

普通動態率は當該年次を中心とする前後3ヶ年次の平均

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

人口を採つた。

嘗て本誌の私は市郡別に標準化した動態率を掲載したが、之を更に若干補足して取纏めたものが第一表であり、之を圖化したものが第三圖である。之によつて認められる重要な事實を簡単に列記すれば次の如くである。

(一) 大正一四年全國人口を標準として男女年齢別配偶關係別構成を除去すれば市部の増殖力は郡部のそれの僅かに五分の二に過ぎない。

(二) それは市郡死亡率に於ては殆ど相等しいが市部の出生率が著しく低い爲である。従つて市郡間の増殖力の著しき懸隔は、少くとも現在のところ、出生率の差異によつて生じてゐる。

普通死亡率に於ても都鄙の懸隔はそれ程顯著ではない。寺尾教授は次の如き興味ある觀察を下してゐられる。「昭和七年度に全國一〇市の中、全國出生平均率を超えるものは九市に過ぎず、而も人口七萬以下の小都會に限られてゐる。反之、死亡率にして全國平均を超えるものは三八市に達し、而もその内には長崎、金澤、堺、高知の如き人口十萬乃至二十萬臺の都市が含まれてゐる。故に都會の特徴は、死亡率よりも出生率の特異性のうちに、多く示されてゐる譯である。」〔註(四)所掲寺尾琢磨氏論文、七七—七八頁〕。

時間的に過去二〇年間の變動を見ると、

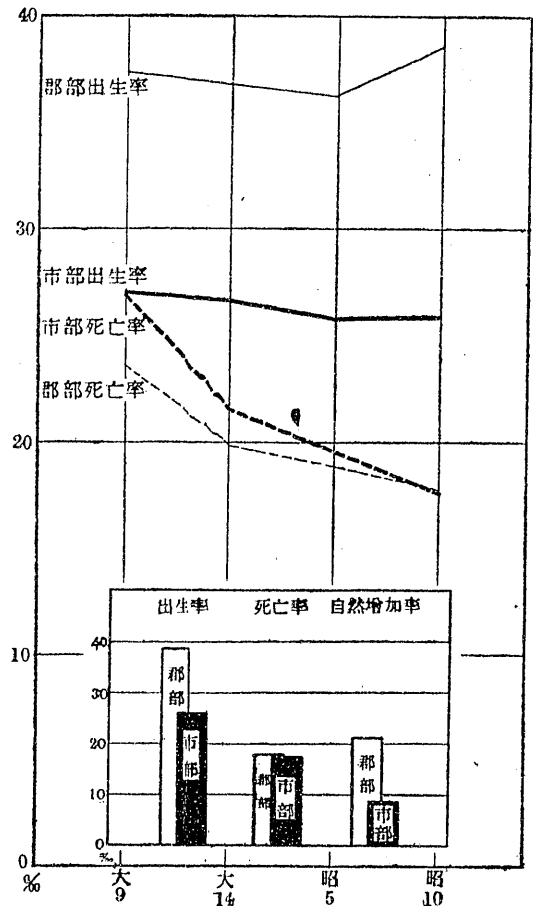
(三) 市郡共に自然増加率は高まつてゐるが、主としてそれは死亡率の低下によつてゐる。

(四) 死亡率改善の跡は市部に於て著しく郡部に於て遅々たるの感がある。從來市部の死亡率は郡部よりも高かつたのであるが(普通率については逆であつて常に市部が郡部に比して低かつた)、市部死亡率の低下は速

5 歳階級別死亡率比較

20—24 歳	25—29 歳	30—34 歳	35—39 歳	40—44 歳	45—49 歳	50—54 歳	55—59 歳	60 歳以上
數								
74.82	72.42	71.82	79.84	99.54	138.43	191.02	264.52	649.88
102.68	85.60	76.51	79.19	90.01	112.77	157.86	221.27	649.81
85.69	83.10	85.53	100.31	122.81	153.66	212.30	300.33	726.04
82.45	72.21	70.10	77.61	90.85	109.51	147.79	220.68	648.23
數								
73.6	84.6	95.0	100.8	110.6	122.8	121.0	119.5	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
103.9	115.1	122.0	129.2	135.2	140.3	143.6	136.1	112.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
87.3	87.1	84.0	79.6	81.1	90.1	90.0	88.1	89.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
124.5	120.2	109.1	102.0	99.1	103.0	106.8	100.3	100.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3圖 市郡別標準化出生率死亡率及自然増加率



かて郡部のそれは遅かつた結果近年に至つて相等しくなつてゐる。

(五) 市部の出生率には減退の傾向が認められるが、郡部には之を認める

ことが困難である。

要するに市部の増殖力は郡部に比し常識以上の懸隔があるが、それは、少くとも現在に於ては、市部の出生率が劣つてゐることに歸せられる。

而して、郡部の死亡率は將來引き下げられねばならないし、又、引き下げる事が可能であると考へる。郡部の死亡率が低下した將來を想像すると再び郡部の死亡率は市部の死亡率よりも低くなると思はれる。文明國既往の事實が此の豫想を裏書きしてゐると云ふことが出来る。然らばかやうな將來に於ても都鄙増殖力の差異を決定する要因が依然として出生率であるか否かは一應疑問が生ずる。而して此の場合、文明國既往の事實に徴すれば、都鄙死亡率の差異は其の出生率の差異と較べて顯著に小である。過去の事實によれば、都市の出生率は更に著しき減退を示してゐるのが常例

第2表 昭和10年及大正14年都

年次及都鄙の別	總數	0—4歳	5—9歳	10—14歳	15—19歳	
實						
(1) 昭和10年	{人口10萬以上市	140.56	350.12	44.94	36.24	67.92
	{人口10萬未滿市町村	176.49	422.91	38.27	28.27	78.61
(2) 大正14年	{人口10萬以上市	185.19	601.65	53.48	49.38	83.11
	{人口10萬未滿市町村	205.42	552.69	40.57	29.97	70.07
指						
(3) 昭和10年	{人口10萬以上市	79.6	82.8	117.4	128.2	86.4
	{人口10萬未滿市町村	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(4) 大正14年	{人口10萬以上市	90.2	108.9	131.8	164.8	118.6
	{人口10萬未滿市町村	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(5) 人口10萬以上市	{昭和10年	75.9	58.2	84.0	73.4	81.7
	{大正14年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(6) 人口10萬未滿市町村	{昭和10年	85.9	76.5	94.3	94.3	112.2
	{大正14年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

日本帝國人口動態統計及國勢調査報告に據る。

である。(1)市部の出生率が更に著しく減退する場合、又は(2)市部の出生率が従来の傾向を辿つて減退する場合は云ふ迄もなく、(3)假りに今日の出生率が維持されるとしても(事實上殆ど考へ難い程困難であらう)、將來市郡死亡率の間に生ずべき差異よりも出生率の差異の方が遙かに大であると考へることが適切であらう。尙(4)郡部死亡率の低下にも拘はらず市部死亡率が上昇する場合は如何であらうか。人口都鄙交流を通じて考へれば市郡死亡率が逆の傾向を永年に亙つて存続することは考へ難い。かくて、郡部死亡率低下の將來を豫想しても、依然として都鄙増殖力の決定要因は出生率に在ると見てよいと思ふ。従つて以上に於て屢々使用したる「市郡死亡率の等しき現在」といふ意味に於ける「少くとも現在に於ては」といふ字句は之を除去して大過あるまいと考へる。

此處に見逃してならないことは以上(四)に示した市郡死亡率改善の速度の差異である。此の事實が何を意味してゐるかは更に特殊死亡率によつて考察しなければならぬ。資料の制限上、市郡別に分つことが出来ないから、人口一〇萬以上の市と人口一〇萬未滿の市町村とに分ち、大正一四年と昭和一〇年とについて五歳階級別死亡率を算定し(第二表及第四圖)之に一瞥を投ずることとする。

(1) 第二表(1)(2)によれば、大正一四年から昭和一〇年に至る一〇年間に人口一〇萬以上都市に於ては各年齢階級共に明瞭な死亡率の低下を認めることが出来る。

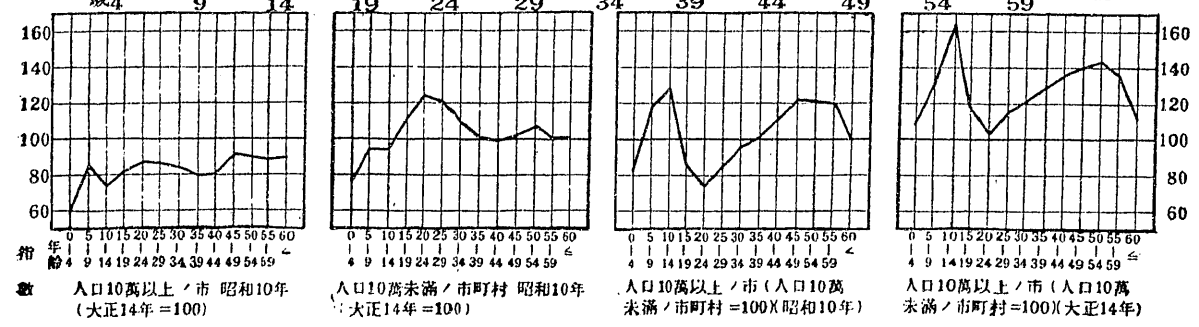
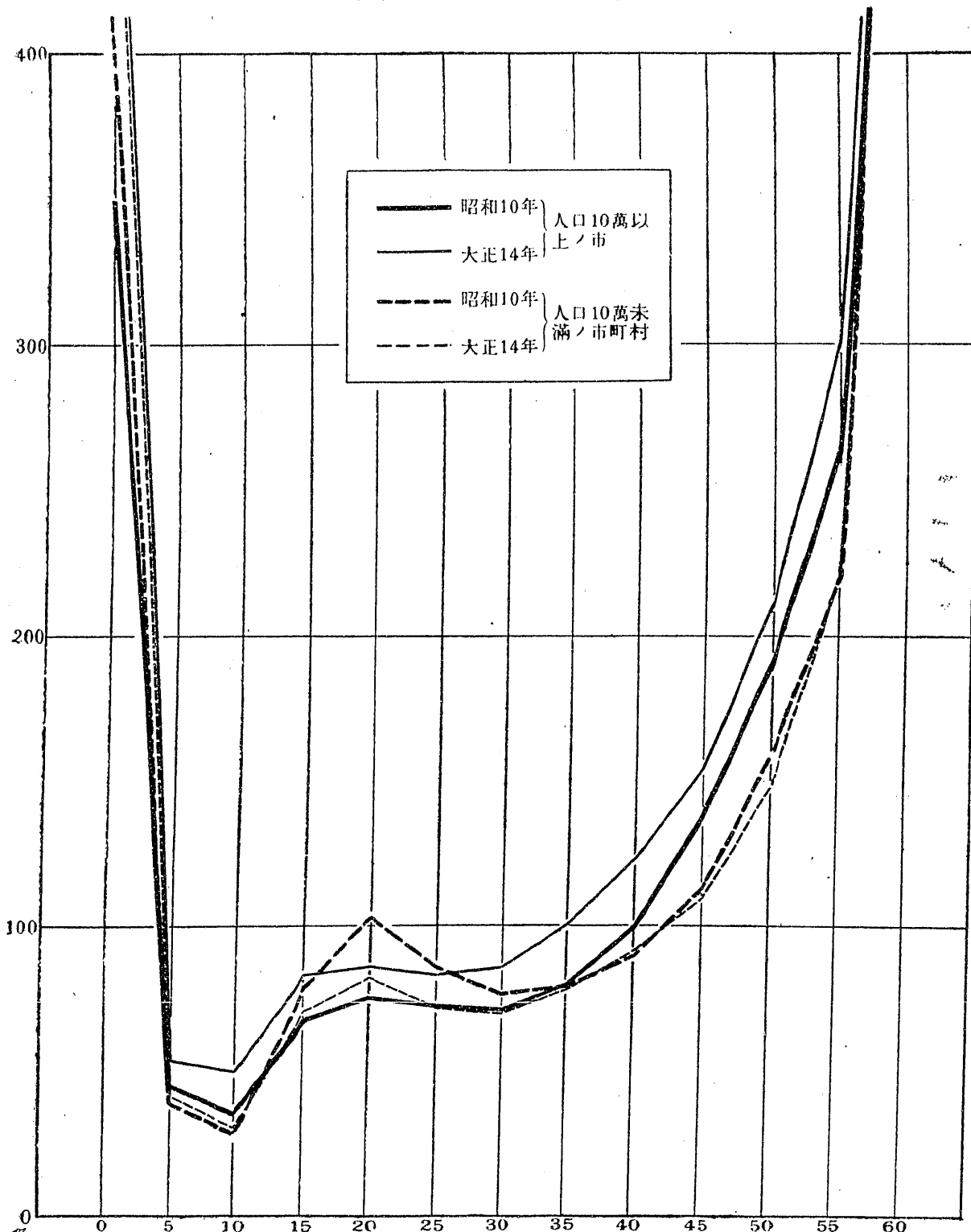
特に其の低下の顯著なのは〇—四歳であつて乳兒死亡率の改善によるものと思はれる。

從來都市に於て特に高かつた五—九歳及一〇—一四歳の死亡率、就中一〇—一四歳の死亡率に改善が認められることは慶ぶべき現象と云ふべきであらう。四五歳以上の死亡率は改善の速度が最も遅れてゐると見られる。

(2) 之に對して第二表(1)(2)及(6)によれば、一〇萬未滿市町村に於ては僅かに〇—

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

第 4 圖 昭和10年及大正14年都鄙5歲階級級別死亡率比較



第3表 道府縣市郡別醫師の分布 (昭和10年)

道府縣	人口		醫師數		割合(人口10,000に付)		市部割合を 100とした 郡部の指數
	市	郡	市	郡	市	郡	
總數	22,666,307	46,587,841	28,861	22,736	12.73	4.88	38.3
1 北海 道	805,589	2,262,693	912	958	11.32	4.23	37.4
2 青森	201,638	765,491	295	262	14.63	3.42	23.4
3 岩手	69,130	976,981	120	370	17.36	3.79	21.8
4 宮城	253,077	981,724	556	452	21.97	4.60	20.9
5 秋田	60,646	977,098	94	449	15.50	4.60	29.7
6 山形	189,469	927,353	207	336	10.93	3.62	33.1
7 福島	149,392	1,432,171	193	518	12.92	3.62	28.0
8 茨城	63,816	1,485,175	97	605	15.20	4.07	26.8
9 栃木	136,004	1,059,053	167	441	12.28	4.16	33.9
10 群馬	227,609	1,014,844	253	402	11.12	3.96	35.6
11 埼玉	170,885	1,357,969	168	610	9.83	4.49	45.7
12 千葉	152,509	1,393,885	482	735	31.60	5.27	16.7
13 東京	5,935,161	434,758	9,190	261	15.48	6.00	38.8
14 神奈川	1,080,257	759,748	860	443	7.96	5.83	73.2
15 新潟	263,077	1,732,700	453	750	17.22	4.33	25.1
16 富山	140,573	658,317	143	323	10.17	4.91	48.3
17 石川	163,733	604,683	428	357	26.14	5.90	22.6
18 福井	75,273	571,386	101	310	13.42	5.43	40.5
19 山梨	82,664	564,063	128	236	15.48	4.18	27.0
20 長野	186,058	1,527,942	212	679	11.39	4.44	39.0
21 岐阜	177,994	1,047,805	189	490	10.62	4.68	44.1
22 静岡	445,022	1,494,838	484	738	10.98	4.94	45.4
23 愛知	1,401,675	1,461,026	1,152	692	8.22	4.74	57.7
24 三重	212,597	961,998	196	552	9.22	5.74	62.3
25 滋賀	71,063	640,373	70	336	9.85	5.25	53.3
26 京都	1,080,593	621,915	2,085	338	19.29	5.43	28.1
27 大阪	3,170,257	1,126,917	3,655	766	11.53	6.80	59.0
28 兵庫	1,207,179	1,716,070	1,373	1,032	11.37	6.01	52.9
29 奈良	55,968	564,503	47	278	8.40	4.92	58.6
30 和歌山	241,704	622,383	198	286	8.19	4.60	56.2
31 鳥取	81,970	408,491	91	187	11.10	4.58	41.3
32 島根	52,033	695,086	64	463	12.30	6.66	54.1
33 岡山	236,952	1,095,695	394	574	16.63	5.24	31.5
34 広島	630,414	1,174,502	585	688	9.28	5.86	63.1
35 山口	276,769	913,773	271	557	9.79	6.10	62.3
36 徳島	97,021	631,727	158	375	16.29	5.94	36.5
37 香川	116,455	632,201	173	279	14.86	4.41	29.7
38 愛媛	215,322	949,576	229	432	10.64	4.55	42.8
39 高松	103,405	611,575	153	320	14.80	5.23	35.3
40 福岡	1,153,399	1,602,405	953	916	8.26	5.72	69.2
41 佐賀	81,212	604,905	109	340	13.42	5.62	41.9
42 長門	384,985	911,898	234	453	6.08	4.97	81.7
43 熊本	187,382	1,199,672	318	635	16.97	5.29	31.2
44 大分	154,405	826,053	205	465	13.28	5.63	42.4
45 宮崎	157,722	666,709	166	253	10.52	3.79	36.0
46 鹿兒島	181,736	1,409,730	177	681	9.74	4.83	49.6
47 沖縄	84,513	507,981	73	113	8.64	2.22	26.9

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

九

醫師數(診療に従事するもの)は衛生局年報に據る、人口は國勢調査人口。

四歳、五―九歳及一〇―一四歳の三階級に於て若干の低下が認められる以外には一五歳以上の各年齢階級共に何れも上昇を示してゐると云ふ状態である。

〇―四歳の死亡率の改善が最も顯著ではあるが、都市に比すれば改善の度は著しく遅れてゐる。五―九歳及一〇―一四歳の死亡率の改善にしても云ふに足りない状態である。

(3) 大正一四年に於ては人口一〇萬以上都市の死亡率は人口一〇萬未満市町村に比して各年齢階級共に高かつたが、以上の如き改善の結果、昭和一〇年に於ては〇―四歳、一五―一九歳、二〇―二四歳、二五―二九歳及三〇―三四歳の階級に於ては都市の方が明かに低くなつてゐる(第二表(1)(2)(3)及(4))。

都市に於ける〇―四歳の乳幼児死亡率の改善は決定的であつて慶ぶべき現象であるが、五―九歳及一〇―一四歳の都市死亡率が未だ高いことは注意を要する。此の年齢階級に於ては結核死亡が死因中重きをなすに至り、特に後者に於ては始めて死因第一位に上るのであつて、結核死亡率の作用を見逃してはならない。尚、此の年齢の大部分が國民學校在學年齢であること、從屬移動年齢であつて單獨移動によつて農村に歸り得ないことと即ち、此の年齢階級に於ては都市が農村に死亡率を轉嫁することの少い事實を注意しなければならぬ。之に反して一五―一九歳及二〇―二四歳に於ては都市の有配偶率が農村に對して特に遅れてゐる年齢階級であり(第二圖)、未婚者が多く、有配偶者と雖家族構成の極めて單純なる時期であるから、都市が其の死亡率を農村に最も轉嫁し易い年齢階級である。此の年齢階級に於て都市の方が死亡率の低いといふことは農村への轉嫁があることを思はしめる。翻つて此の年齢階級の一〇萬未満市町村の死亡率の變動を見るに(第二表(6))最も死亡率の上昇の著しき年齢階級に該當してゐる。此の事も上記の都市の死亡率の轉嫁を想像せしめると云ふことが出來やう。¹²⁾

以上の分析は極めて不十分ではあるが、一般に(イ)郡部自體の死亡率の改善が全面的に市部に對して著しく遅れてゐること、(ロ)其の上、人口都鄙交流を通じて市部は少なからぬ死亡を郡部に轉嫁してゐるといふことを察知する¹³⁾ことが出來ると思はれる。

そこで人口再配分計畫上、厚生施設の配分が問題となる。今最も代表的な厚

生施設として醫師の分布と其の變化に一瞥を投じてみよう。醫師等の分布に關しては既に若干の研究があるが、¹⁴⁾何れも其の都市集中の國民保健上及ぼすべき影響に注意を喚起してゐる。

第三表は昭和一〇年に於ける診療に従事する醫師の道府縣についての市郡別の分布を示したものであるが、(1)全國的に見れば六大都市を含む府縣と福岡縣等に相當顯著なる醫師の集中がみられ、(2)全國についても市部と郡部とは人口に對する醫師の密度に一三對五といふ著しき懸隔があり、(3)更に道府縣別に見ても何れの地域についても其の懸隔の著しきことが看取される。長崎(此處では市郡共に醫師の分布は稀薄である)以下一四の府縣を除いて爾餘の地域に於ては何れも郡部の醫師分布の密度は市部のその半ばに達してゐない。千葉、宮城、岩手、石川等を始め一五の府縣に於ては郡部の醫師の密度は市部の三分一に達しないといふ状態である。

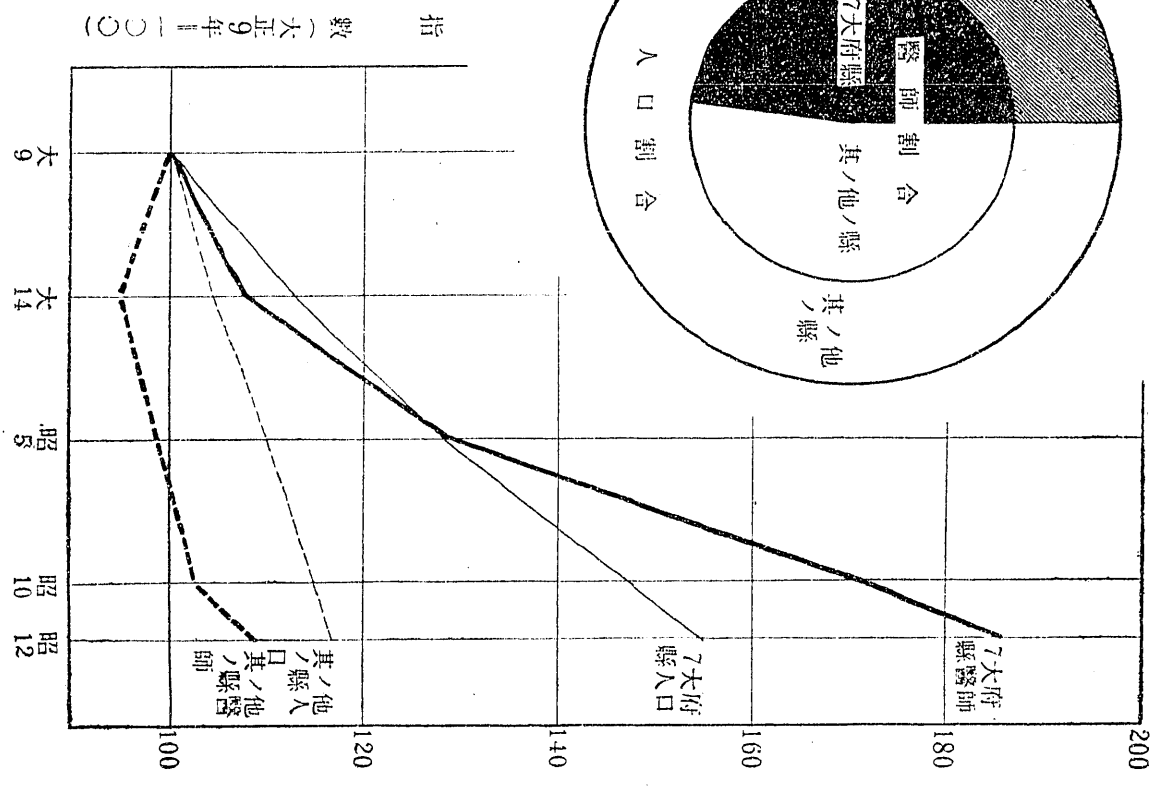
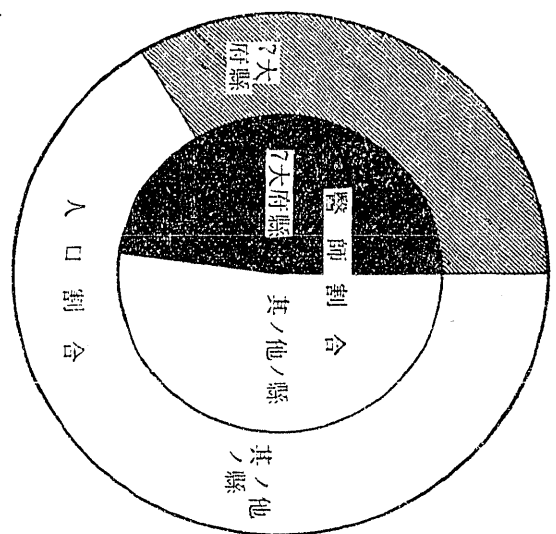
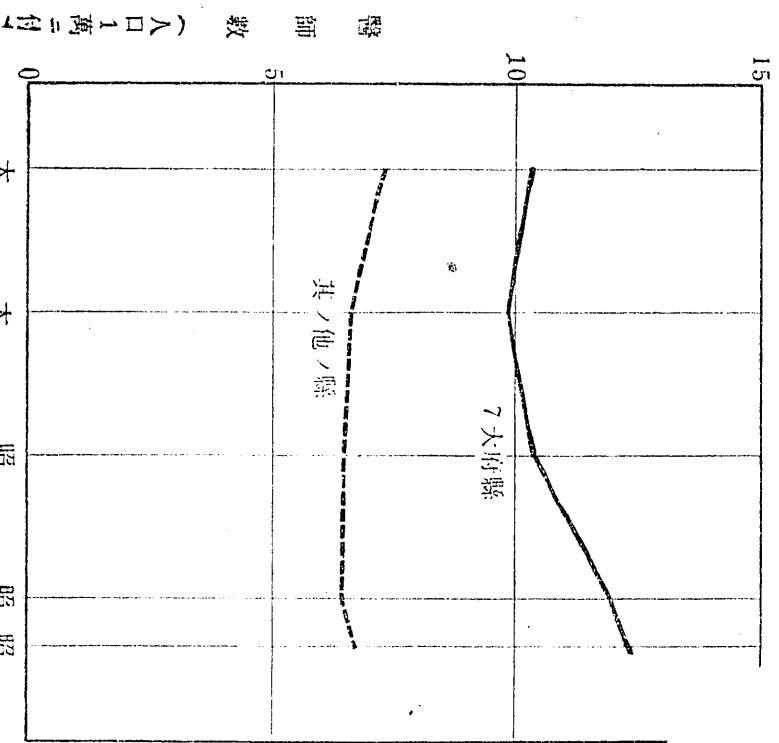
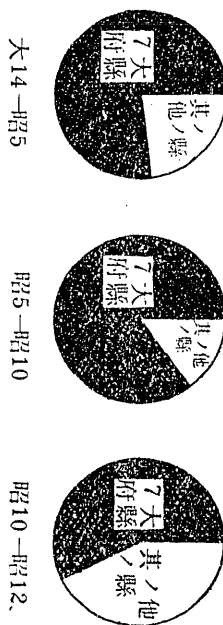
又、第四表及第五圖によれば内地人口の三割三分が七道府縣に集つてゐるが、醫師は此處に四割七分の分布を示してゐる。過去二〇年間に於ける七道府縣と爾餘の道・縣との醫師の増加の速度の差異は一目瞭然であるが、大正一四年から昭和五年迄に増加した醫師の七割七分、昭和五年から同一〇年迄には其の八割五分の多きが七道府縣に於て増加を示してゐる。七道府縣の人口増加率は著しいが、此處に於ける醫師の増加率はそれよりも遙かに大であつて人口一萬當醫師数は明かに増加を示してゐる。爾餘の道・縣では事情は全く反對である。

敘上の都鄙人口増殖力の差異は水島博士が大都市について算定せられた安定人口に對する標準化動態率によつて見ても明かである。第五表及第六表は其の結果の要點を取纏めて表示したものであるが、此處に於ても都鄙増殖力の顯著なる差異を生ぜしめてゐる要因が出生率の差であることを見逃し得ないし、大都市の人口増殖力は驚くべき潰滅的狀態を示してゐること¹⁵⁾に注意しなければならぬ。

又、第七表は人口問題研究所出生力調査の結果の一部を掲げたものであ

第 5 圖 7 大府縣醫師集中圖

差 増



人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

第4表 醫師の分布

年次	實 數			人 口 1 萬 に 付		
	全 國	'7 大府縣	爾 餘 の 縣	全 國	'7 大府縣	爾 餘 の 縣
大正 9 年	45,488	15,962	29,526	8.13	10.31	7.29
大正 14 年	45,326	17,177	28,149	7.59	9.85	6.66
昭和 5 年	49,681	20,526	29,155	7.71	10.33	6.54
昭和 10 年	57,581	27,227	30,354	8.31	11.97	6.53

人口問題研究 第三卷 第二號

衛生局年報書に據り算定 '7 大府縣=東京, 神奈川, 愛知, 京都, 大阪, 兵庫, 福岡

第5表 水島博士算定6大都市安定人口に対する標準化動態率

動態及年次	東 京	大 阪	京 都	名 古 屋	横 濱	神 戸	全 國
出生率	昭 5 % 22.19	% 21.72	% 22.54	% 29.57	% 26.96	% 21.25	% 34.90
	昭 13 14.07	14.49	10.60	29.45	14.54	9.71	—
死亡率	昭 5 20.17	23.59	22.25	21.09	20.70	23.92	18.69
	昭 13 22.56	25.70	28.86	20.03	24.54	29.93	—
自然増加率	昭 5 + 2.02	- 1.87	+ 0.29	+ 8.48	+ 6.26	- 2.67	15.40
	昭 13 - 8.49	- 11.21	- 18.26	+ 9.42	- 10.00	- 20.22	—

昭和5年については、水島治夫：内地6大都市の眞の人口自然増加率—東京醫事新誌，第3168號，昭，15. 1. 13. に據り，昭和13年については，館稔記：水島博士發表，本邦の眞の人口自然増加率—人口問題研究，第1卷第6號，昭，15. 9. に據る。

第7表 職業別在住地別妊孕期間經過後夫婦出産兒數

職業及在住地域	夫 婦 數	出生兒數	一夫婦當出生兒數
總 數	17,129	79,463	4.64
一般俸給生活者	614	2,376	3.87
農村在住俸給生活者	559	2,268	4.06
一般賃銀勞働者	1,603	6,566	4.10
農村在住賃銀勞働者	810	3,534	4.36
農 業 者	10,540	52,482	4.98
漁 業 者	515	2,083	4.04
一般中小商工業主	1,183	4,933	4.17
農村在住商工業主	1,305	5,221	4.00

第6表 水島博士算定都鄙別安定人口に対する標準化動態率(昭和12年)

動 態	内 地	10萬以上市	10萬未満町
出生率	% 31.69	% 22.79	% 35.24
死亡率	16.85	19.23	17.48
自然増加率	14.84	3.56	17.76

館稔記：水島博士發表，本邦の眞の人口自然増加率—人口問題研究，第1卷第6號，昭，15. 9. 51 頁に據る。

人口問題研究所出産力調査の結果に基いて算定。

るが、此處には職業別出産力の差異と都鄙別出産力の差異との交錯が現はれてゐる。商工業主のみを例外として職業の差異の外に都鄙在住の如何が出産力の上に現はれてゐることを看過し得ない。

以上の如き意味に於て、都鄙増殖力の差異を決定する都鄙出産力の差異は如何にして説明せられて来たであらうか。今、試みに其の最も型録的な Sorokin 及 Zimmerman の説明の概要を掲げてみよう。¹⁷⁾ 彼等は都鄙出産力の差異を (一) 宗教及傳統的道德 (二) 家族制度 (三) 經濟的事情 (四) 社會的環境及移動性に基く欲求の程度 (五) 人口密度 (六) 結婚年齢

(七) 人為的制限の傳播の程度の差異によつて説明せんとする。即ち、

(一) 宗教及傳統的道德——都市に比して農村は宗教、宗教的態度、道德的態度に於て傳統に支配せられ、産兒制限、其の他の子孫の増殖を制限すること並に婚姻以外の性的交渉は容認せられない。支那、印度、バルカン諸國及ロシア等の農業國に於ては祖先の祭祀が宗教の重要な部分を占め、各人の第一の義務として、子孫の増殖繁榮を要求する。

(二) 家族制度——農村社會組織の主たる形式は家族であつた。舊來、農村に於ては家族が社會の單位であつて個人ではなかつた。従つて農村に於ては個人の利害關係よりも家族の利害關係が支配的である。都市に於ては個人と個人の利害關係が第一に考慮されるが、農村に於ては家族の利害關係の爲には家族の構成員の利害關係が犠牲に供され、又さるべきである。都市に於ては家族制度が相當崩壊してゐるが、農村に於ては依然として強固である。従つて前項の農村に於ける家を重んずる思想、祖先崇拜、子孫の制限を罪惡とする感情等と結合して農村の出生率を高め

る。

(三) 經濟的事情——都市に比し農村に於ては (1) 出産費がかからなく、

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

(2) 子女の勞力を早く農業生産に於て生産化し得る。扶養期間が短い。
(3) 衣食住の扶養の費用もかからない。(イ) 農村住宅は都市の貸間等よりも一般に廣く、子女の増加によつて直ちに増築の必要はない。増築するにしても勞力は無償であるし木材を買へばよい程度である。(ロ) 食物は自給し得るものが大部分である。間食も大部分自給である。(ハ) 衣服も上の子供の「お下り」で間に合ふ。要するに彼等の指摘するところは、(A) 農村に於ては都市に比し子女の限界生産費が低いといふこと、(B) 子女の勞力を早く生産化し家族の所得の増加に參與せしめ得るといふこととに歸し得ると讀まれる。そして此等の要因は農村に於けるすべての階級を通じて作用する。

(四) 社會的環境と欲求の擴大——都市生活の諸條件、異質性、移動性、新來者との接觸、分離等々は都市人口の欲求を高め農村の如き單純なる環境の下に於けるとは異つて多くの子女を持つことを回避せしめる。此の傾向は特に上層階級に於て顯著である。又、都市に於ては垂直的移動、より、上層の社會階級へ昇る機會に富むのであるが、多くの人々には社會的地位の上昇の爲に子女の多きことが障礙の如く思はれ、家の將來、子孫といふことよりも自己個人の上昇の爲に子女を制限することに傾き易い。謂はば經濟的個人主義が支配するのである。

(五) 人口密度——種々の異論があるが、都市の人口密度の大なることも或る程度まで出生率を引下げることに參與すると見る。

(六) 結婚年齢——一八歳乃至二〇歳の比較的若く結婚したるものの出生力が大であるといふ事實を前提として、農村に於ては都市に比し結婚年齢、特に女子の結婚年齢の低きことが出生率を高めることを指摘する。

(本稿に於て私は配偶關係別構成を除去することによつて、結婚年齢の

出産力に對する影響を、全部は除去し得ないが、其の多くの部分を除去した。

(七) 人為的制限の普及——其の原因は暫く問はないとして産兒制限其の他人爲的の制限が農村に比して都市に於ては以前から廣く傳播してゐることが掲げられる。

而して以上の諸要因は何れとも甲乙を附け難いが出生率の差異の決定に重要な作用をなしてゐることを認めるのである。要するに此の説明は羅列的、關係的たるの評を免れ得ないが、要約すれば、社會的環境と經濟的條件の差異の二つの要因に歸すると見ることが出来るであらう。二者の中、特に社會的環境、即ち、社會結合關係、社會組織、社會的規範及文化の差異に重點を置き、又それを、明言をしてはゐないが、常に人口移動と拘はらしめてゐるところに特色を持つものと云はなければならぬ。

次に W. S. Thompson の説明の概要を掲げてみよう。

(一) 都鄙に於ける生活様式、所得、職業の形態、社會的地位、力の發現、餘暇、社會的地位の上昇の機會等の相異は、都會の人々に、農村の人々の思ひもよらぬことをなさんとする欲求を刺戟する。

(二) 農民は父祖同様の仕方にて農事を營み家族を相當に扶養すれば共同社會からは認せられ、父祖の耕地を數倍にしなくとも失敗の譏を受けることがなく。

(三) 農村の女子は、全勢力を家庭と家族とに傾倒し、個人の發達を遺憾なく感ずる、よき母であり、よき主婦たれば家族も共同社會も之を容認する。反之、都市の女子は多くの氣を狂はせんばかりの接觸の爲に全勢力を家庭や子女に投ずることなく、傳統的價値を輕視するに至る。

(四) 農村に比し都市に於ては數人の子子を有する者は之無き者に較べて

經濟的に著しく負擔が大である。従つて都市にあつては家族が大であることは「功名心の達成」(attainment of ambitions)の切實な障礙となる。

(五) 都市に於ては農村に比し住宅も狭く子女の遊び場も狭い。生活標準にも逕庭がある。そこで都市に於て小所得を以て子女を扶養する女子には子女數の制限を思はしめる。

(六) 都市に於ける職業は比較的長期に互る修練を必要とし、一人前になる迄の所得は少い。そこで都市の人々は「功名心の達成」の見透が付くまで子女を回避せしめる。

(七) 農村の青年は早く一人前になることが出来、妻を持つことが出世の邪魔にならない。妻は生活の慰めであると共に家族の經濟的繁榮に貢獻する。妻は常に家庭内に在るから子女を回避しようとはしない。

以上の如く彼は卑近なる事實を例示して「功名心」の出生に對する作用が都鄙に於て相異なることを明かにし、其の作用の異なる所以が都市と農村との生活環境の差異に在りとして、次の如く記述する。

(一) 農村に於ては社會組織の單位が今日尙依然として家族であり、子女は共同社會の社會的活動によつて扶養される。

(二) 都市に於て子女は都市生活に伴ふ移動性を阻害するが、農村生活には移動性少く従つて子女が之を阻害することは少い。

(三) 都市に於ては男女共獨身生活に痛痒を感ずること少く結婚の意思を稀薄ならしめる。

(四) 都市生活に於ては子女を容易に生産化し得ない。従つて子女の扶養の經濟的費用を高め、且つ兩親に子女扶養の道德的責任を累加する。

(五) 人為的制限の手段が農村に比し都市に於て一層容易廣範に傳播する。

要するに彼の所説は、彼の所謂「功名心」即ち、彼の定義によれば「人々の現實の狀態と人々が到達せんと意欲する狀態、多くの場合到達せんと努力してゐる狀態との間の懸隔を橋渡しせんと欲求することによつて生起する「心的狀態」¹⁹⁾が都鄙の社會的環境の相異によつて出生に對して發現する程度を異にすることによつて、都鄙出生率の差異を説明せんとすることにあり。元來彼は出生率減退の説明を「功名心」に求め、「出生率減退が、多くの部分、意欲的でありとすれば、私は其の現在に於ける差異の最も一般的な説明は異つた社會集團の間に於ける、個人の社會的及經濟的地位を變更せんとする功名心、又は自己及其の子女の爲に既に獲得せられたる地位に伴ふ利益を保持せんとする欲求の等しからざる刺戟であると信ずる。」²⁰⁾と云ひ、又「個人の功名心が出生率減退の基本的原因である。」¹⁹⁾と云ふのである。而して上述の如き意味に於ける彼の所謂「功名心」は競争本能に外ならず、社會集團によつて「等しからざる刺戟」たらしめる所以のものは、上述の都鄙出生率の差異の説明に於て明かなる如く、社會的生活環境が前提せられてゐるのであつて、結局、A. Dumontの社會毛細管現象説に歸すると思はれる。従つて K. Oidenberg と共に彼の所説は出生減退に關する社會環境説の範疇に加へることが出来る。²¹⁾

出生減退理論としての社會環境説は幾多の批判の餘地を持つてゐる。²²⁾然し、都鄙出生率の差異に關する説明に於て、都市の社會關係、社會構成體の特質、都市社會の理念が其の出生率を引下げ、従つて都市の増殖力を減退せしむる最も重要な要因であることについては之を否定し得ないと考へる。²³⁾

人口都市集中の規模、即ち量及速度、其の形態的特色、其の社會的經濟的意義、例へば、

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

- (一) 都市の人口増加は、原則として、其の自然増加のみによるのではなくて外部から人口の補給を受けてゐること
 - (二) 滔々たる人口の都市集中は益々、大規模に行はれてゐること
 - (三) 大都市程人口増加率が大であること
 - (四) 人口都市集中は主として近代工業の集中によつて促されてゐること
 - (五) 従つて職業移動が支配的であること
 - (六) 更に従つて都市へ來住する人口の年齢は國民學校卒業の頃から始まつて青壯年に最も多いこと
 - (七) 女子は男子よりも比較的若い年齢に於て集中すること
 - (八) 歐米都市とは反對に我が國では都市に集中するのは女子よりも男子に多いこと
 - (九) 農村で比較的高き教育を受けたものは都市へ集り、農村に殘留するものは比較的教育程度の低いものが多いこと
 - (一〇) 従來、農村は全國を通じて見ると常に其の自然増加に該當するだけの人口を都市へ流出して來たが、農村によつて非常に多く流出するところと然らざるものと頗る區々であるといふこと
 - (一一) 農村から地方都市に、地方都市から大都市へといふ段階的移動が行はれること
 - (一二) 移動には原則として Ravenstein の法則、即ち移動の空間的、距離的制約が働いてゐること
 - (一三) 時局下に於て此等の傾向が異常に擴大激化してゐること
- 等々については從來優れた研究が比較的多い。²⁴⁾又かくの如き都鄙人口の交流が、都市内部に於て如何に交流するか、即ち、都市人口更新のデモグラフィ

フ的過程について、昭和一〇年國勢調査東京市附帶調査の結果に基いて研究せられた豊浦淺吉學士の研究は洵に注目し價するものであり、用ひられたる資料、研究共に此の方面に於ける著しき進歩を示すものとして特記しなればならない。²⁵⁾ 本稿に於ては此等の都鄙人口交流の形態的特色及其の社會的經濟的意義については一應割愛することとし、必要な箇所にて必要な限り此等の研究を顧みることとしよう。ただ其の勢の趨くままに之を放任するに於ては、上記の都鄙人口増殖力の差異が、かくの如き都市集中の過程、都市人口更新の過程を通じて一國全體の人口増殖力に如何なる作用を及ぼして行くか。一國人口の増殖力を保持する原動力たる農村が如何にデモグラフィ的崩壊現象を現はして來るか。²⁶⁾ 蓋し思ひ半に過ぐるものがある。

三 地 方

以上に於ては私は、先づ地域を都鄙の二大地域に分つて其の人口増殖力を中心として人口現象の地域的特性を概観したのであるが、更に進んで人口増殖力の道府縣別差異について一瞥を投ずることとしよう。上述の如き方法を以て標準化した道府縣別動態率を用ひて人口増殖力の道府縣分布については既に一應之を明かにした。²⁷⁾ 此處では其の増殖力の分布を市の増殖力の分布と併せて圖示し(第七圖 第八圖 第九圖)其の増殖力の共通性に従つて道府縣を更にブロックに一括し、其の主要なる特色を列記するに止めよう。

(一) 北海道區(北海道)……死亡率は通常であるが、出生率高く、従つて自然増加率が大きい。

(二) 東北區(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟)……死亡率高きも出生率最も高く従つて自然増加率は極めて高い。

(三) 關東區(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)……出生率高く、死亡率低く、従つて自然増加率は極めて高い。

(四) 北陸區(富山・石川・福井)……出生率低く死亡率も高く、従つて自然増加率も極めて低い。

(五) 東海區(静岡・愛知・三重・長野・岐阜)……出生率稍高く、死亡率低く従つて自然増加率は高い。

(六) 近畿區(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)……出生率最も低く、死亡率稍高く、従つて自然増加率は極めて低く、北陸區を除けば全國最低である。

(七) 中國區(鳥取・島根・岡山・廣島・山口)……死亡率低きも出生率低く、従つて自然増加率は近畿區に亞いで低い。鳥取及島根と爾餘の三縣とは若干趣きを異にする。鳥取及島根の自然増加率は比較的大である。

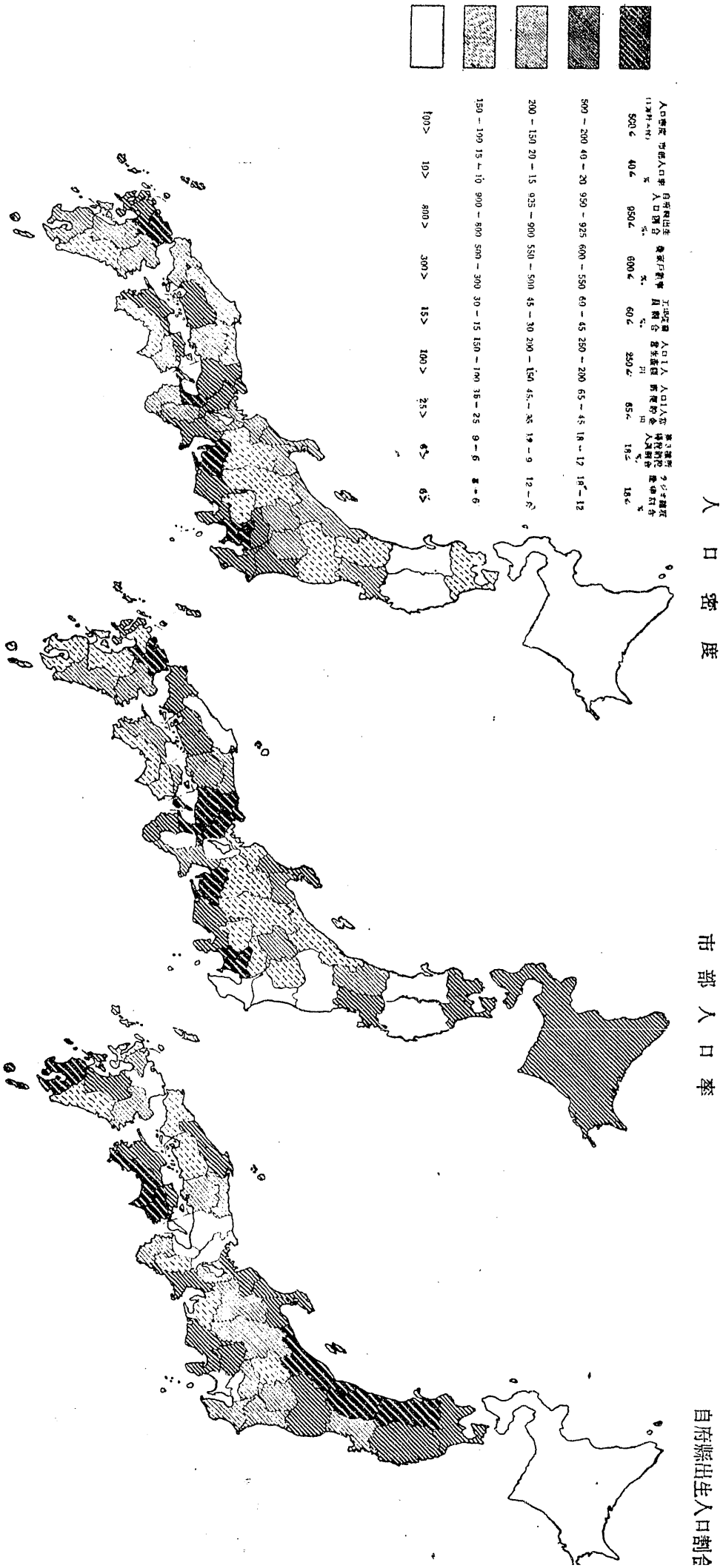
(八) 四國區(徳島・香川・愛媛・高知)……瀬戸内海に臨む岡山・廣島及山口三縣と極めて類似してゐるが、出生率僅かに高く、死亡率僅かに低く、従つて自然増加率は僅かに高い。

(九) 九州區(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)……出生率高く、死亡率稍低く、従つて自然増加率は高い。但し北部と南部とは相當著しき相違を示してゐる。北部は中國瀬戸内と極めて類似した特色を持つ。

先づ第一に問題は道府縣別の増殖力を決定してゐるデモグラフィ的要因が出生死亡の何れに在るか云ふことである。上掲註九拙稿二四―五頁に掲げた第二表について昭和一〇年の道府縣別出生率の分布を見るに、最高山

第6圖 道府縣別人口増殖力關係主要社會的經濟的指標分布圖 (昭和10年)

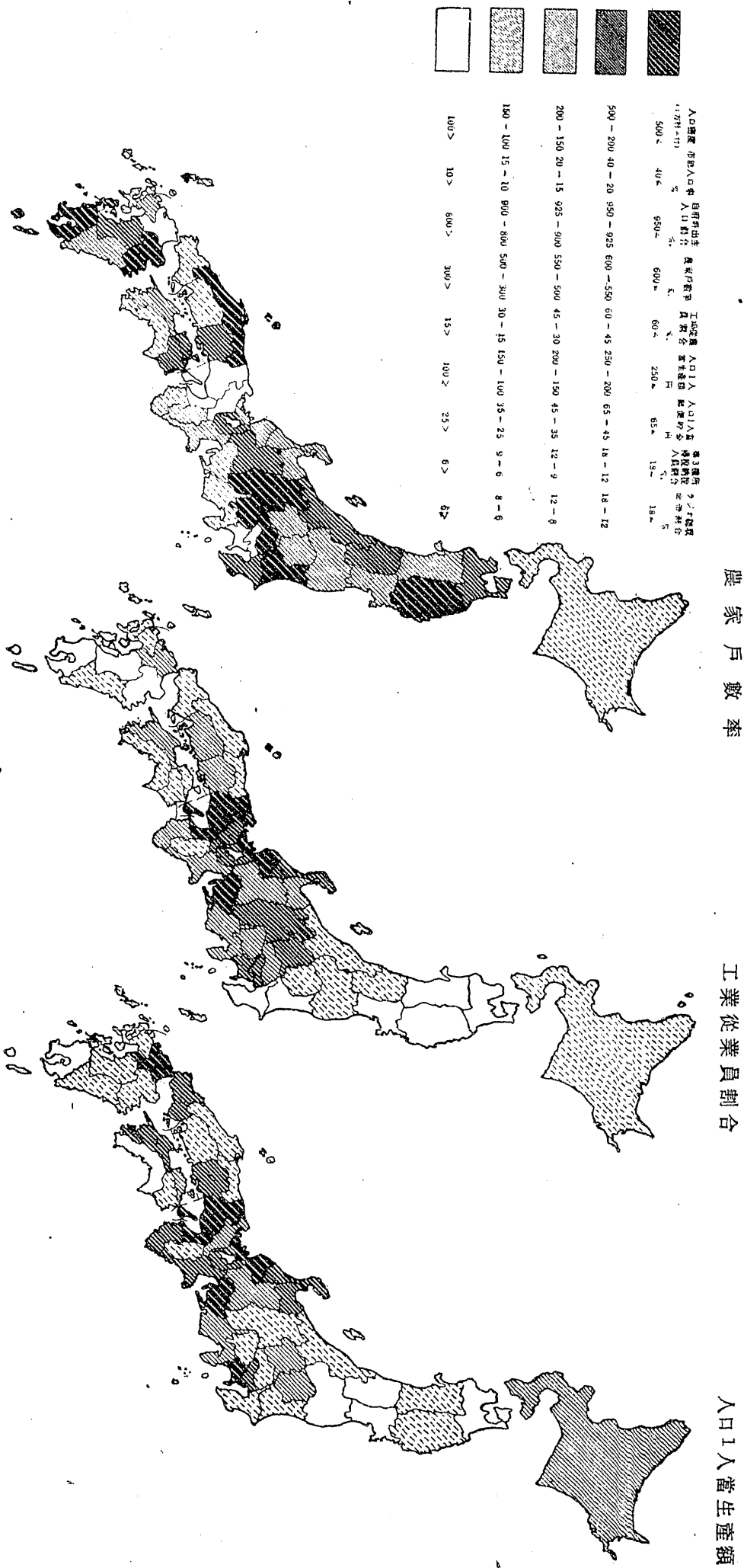
(1)



人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

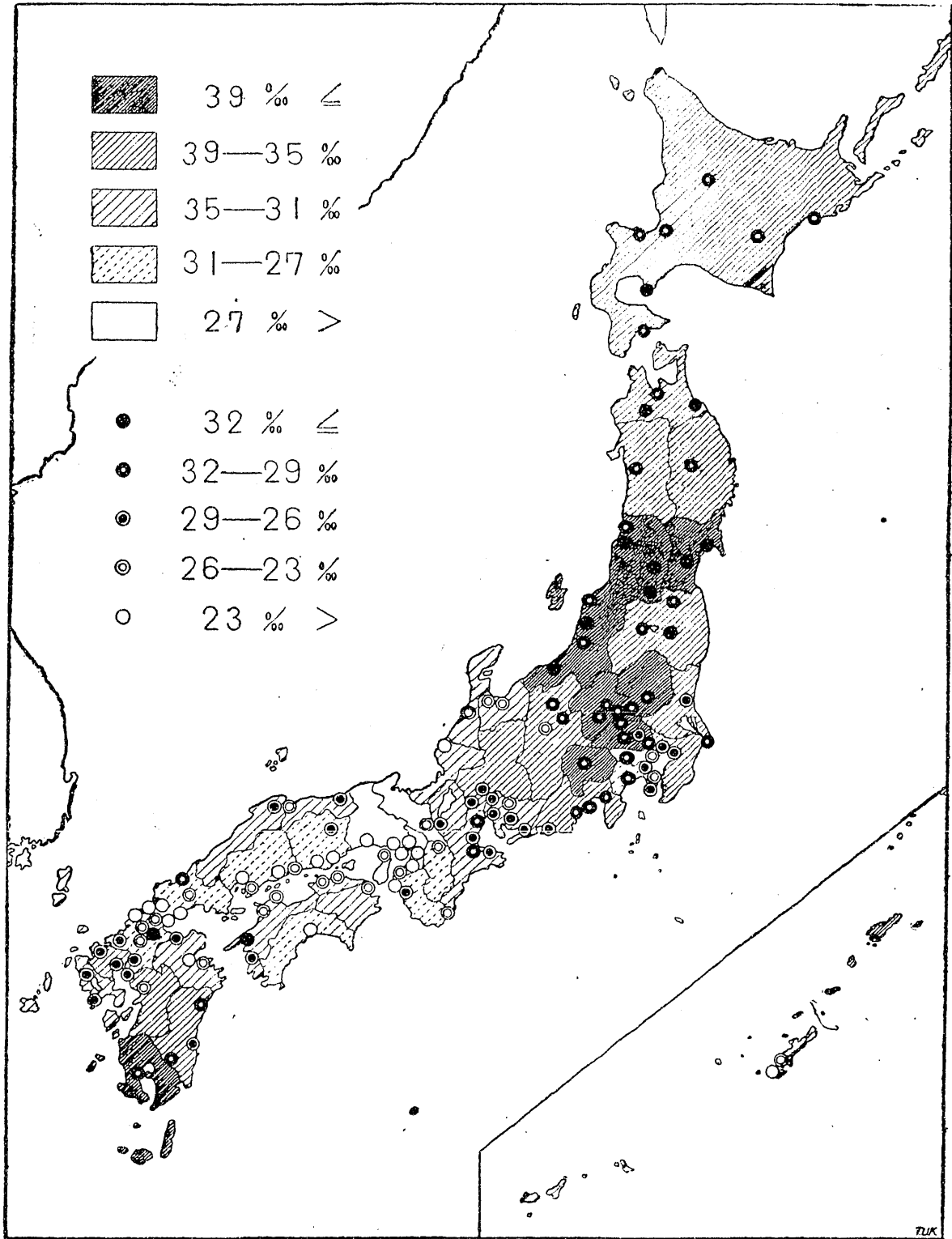
第6圖 道府縣別人口増殖力關係主要社會的經濟的指標分布圖 (昭和10年)

(2)



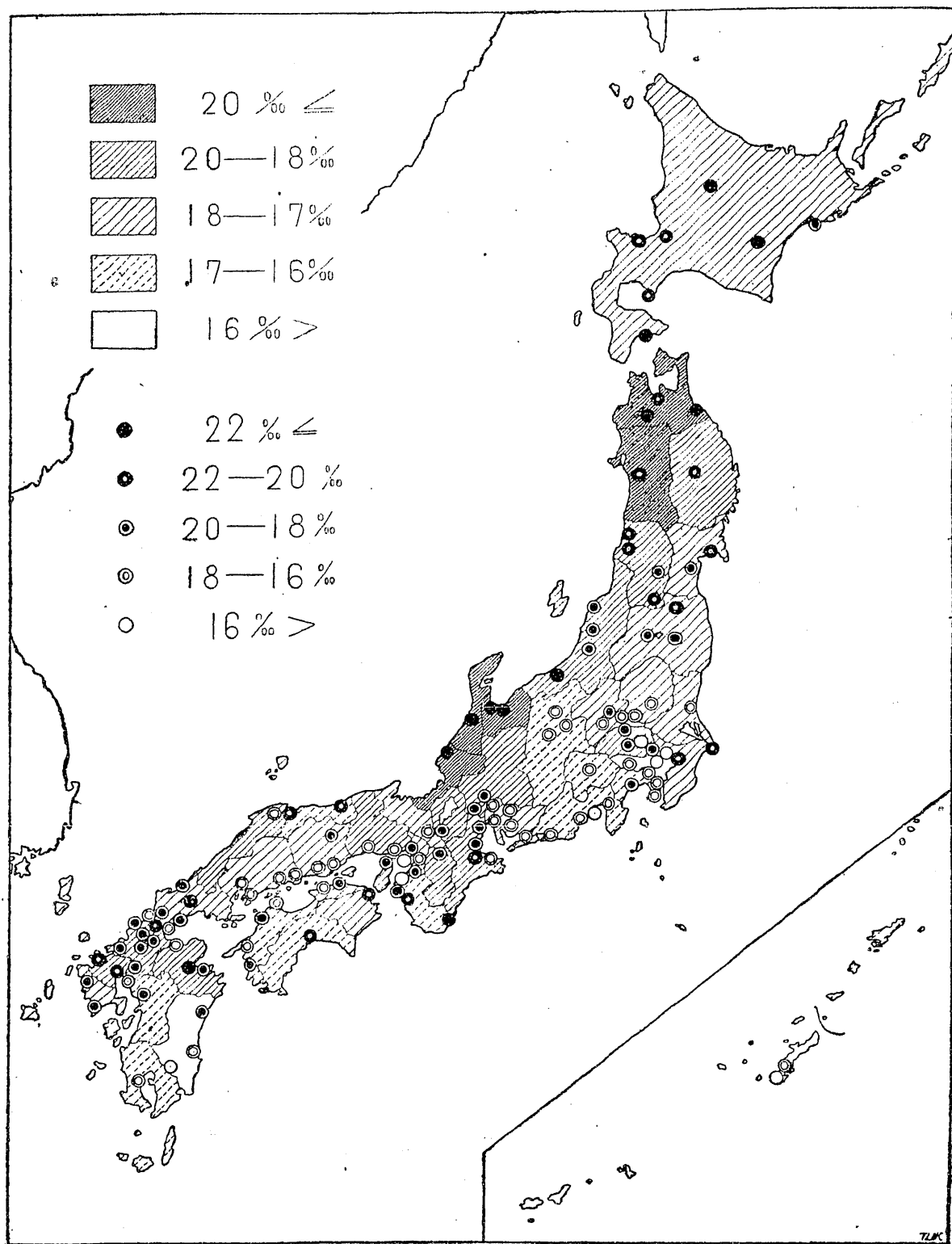
第7圖 道府縣別及市別標準化出生率分布圖

(昭和10年)

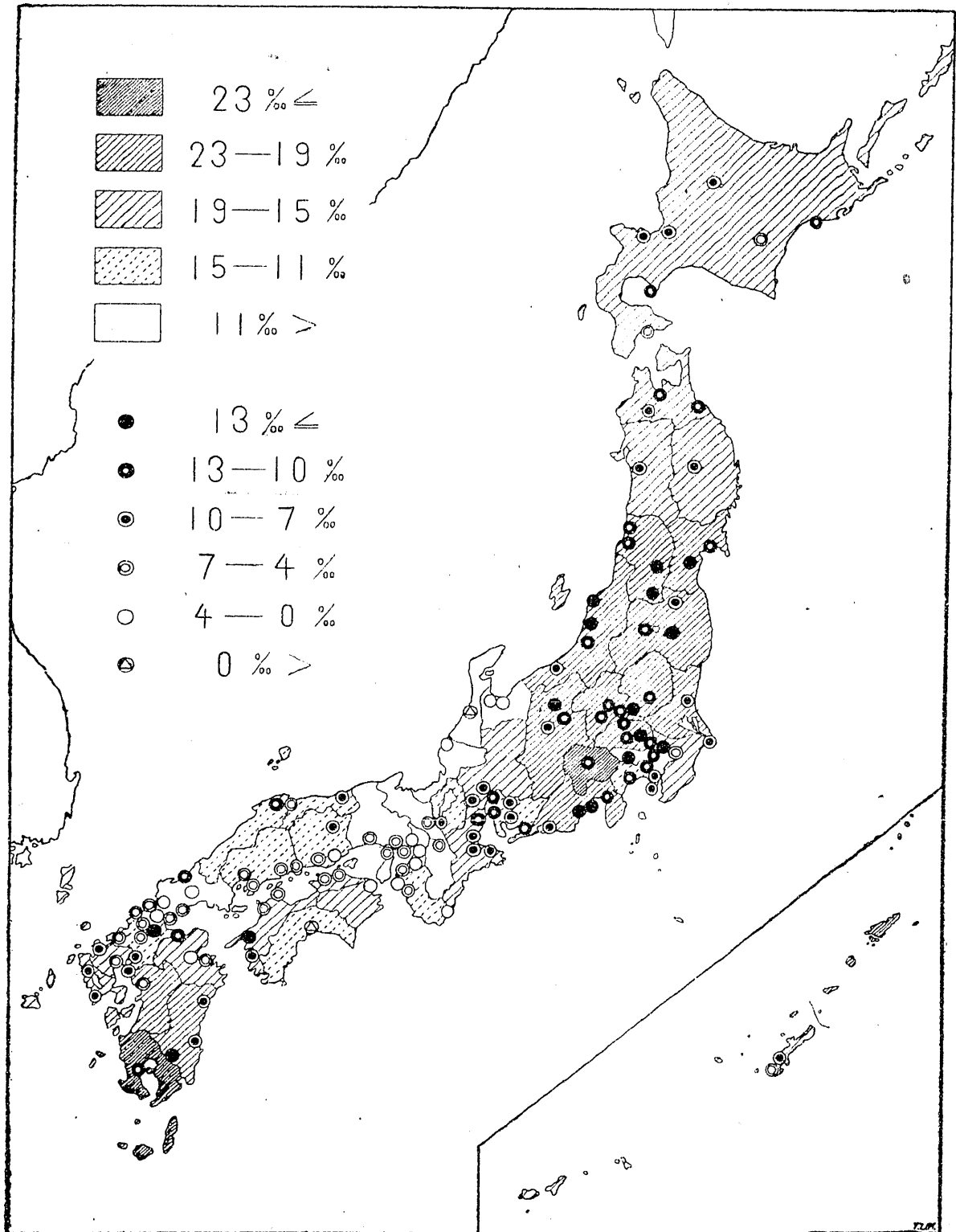


第8圖 道府縣別及市別標準化死亡率分布圖
(昭和10年)

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

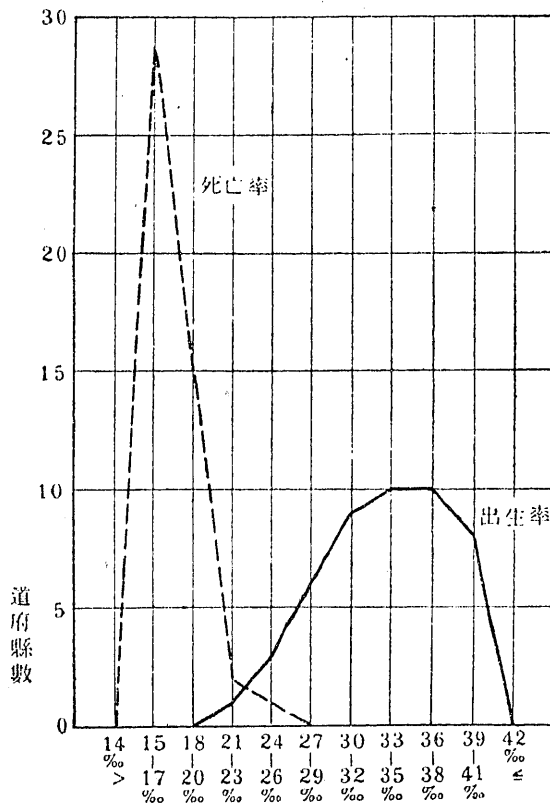


第9圖 道府縣別及市別標準化自然增加率分布圖
(昭和10年)



梨縣の四三%から最低大阪府の二三%といふ幅を示してゐるが、死亡率は最高石川縣の二三%から最低東京府の一五%に分布し、然も一七%を中心として極めて顯著なる集中が見られる。出生率と死亡率との二つの分布曲線を圖示すれば第一〇圖の如く、二曲線の間に顯著なる尖峰の程度の差異が認められる。試みに其の尖峰度(Antosis)を算定すれば、出生率については $P_1=0.273, P_2=2.306 \sqrt{3}$ であるが死亡率については $P_1=1.087, P_2=4.220 \sqrt{3}$ を得る。即ち、出生率の分布は明瞭なる平峰的(platykurtic)であるに對して死亡率の分布は極めて顯著なる尖峰的(leptokurtic)である。昭

第10圖 道府縣別標準化出生率及死亡率分布曲線 (昭和10年)



和一〇年以前の年次についても略、同様のことが云ひ得る。かくて、一般に、道府縣について見たる地域別増殖力の差異を決定する要因は死亡率よりも寧ろ出生率の如何にあると云ふことが出来る。

小田橋貞壽氏は註掲の力籍中に於て道府縣別普通動態率を大正一〇年—同一四

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

年、大正一五年—昭和五年、昭和六年—同九年の三つの期間に分つて平均率によつて觀察し、普通動態率についても上記と殆ど同様の結果に到達してゐられる。上記の標準化動態率によれば其の傾向は一層顯著である。

「……死亡率は府縣別に見て餘り大なる差を示してゐないが、出生率はその差異が著しいので、自然増加率に影響する所は、むしろ出生率にある。死亡率における差は、例へば昭和元—五年の平均において、全國平均死亡率は一九・四二%であつたが、各府縣の死亡率もこの附近にあるもの多く、一七—二二%の間にあるものが四〇府縣を數へる。ところが出生率では、同年間の平均三三・六四%であつたが、その附近にあるもの即ち三一—三五%の間にあるもの二九府縣、三〇—三六%の間にあるもの三五縣、更に之を擴大して二九—三七%間にあるものとして始めて三九府縣を得るに過ぎないのである。」(小田橋貞壽、註(二四)の(40)論文、五二—五三頁。)

次に、人口増殖力の差異は社會的・經濟的・文化的要因と何等かの關係を持つか否かが重要な問題である。そこで先づ此の道府縣別標準化動態率と從來屢々問題とされて來たところの社會的・經濟的・文化的要因の中主要なるものを選んで指標化し、此等の間の統計的相關關係を確めることが必要である。²⁰⁾ かくて特に出生減退に關する社會環境説、就中都市化説に關するものとして、死亡率については社會環境説及 Ferris の法則に關するものとして、先づ第一に (一) 都市化の程度を示す指標を採つた。都市化に定義を與へることは、至難とされる都市自體の定義よりも更に困難である。そこで Sorokin 及 Zimmerman が都鄙兩社會を區別するに用ひた相關聯する八個の特徴、即ち (イ) 職業、(ロ) 環境、(ハ) 自治體の大きさ、(ニ) 人口密度、(ホ) 人口の異質性及同質性、(ヘ) 社會的分化と階層化、(ト) 移動性、(チ) 相互作用組織を參照して其の中主要なるものであつて且つ指標化が比較的簡易なるものを撰んで次の五個の指標を求めた、(1) 人口密度、(2) 市

部人口の割合、(3)自府縣出生人口の割合、(4)農業人口の割合及(5)工業人口の割合が即ちそれである。統計的方法として此等の指標が何れも幾多の問題を含んでゐること云ふ迄もないが、其の中でも特に斷はらなければならぬのは(3)自府縣出生人口の割合である。此の指標は各道府縣現在人口中に占める自府縣出生人口の割合を採つたものである。此の指標に私が持たせようとする意味は可成りの無理はあるが、上記の(ホ)異質性及同質性の程度を示すと云ふことと、(ト)移動性を示すと云ふこととの二つである。靜態統計を以て移動性を示すことがそもそも困難ではあるが、移動性を示すものとしては現在人口の代はりに出生人口を用ふる方が適當であるかも知れない。此處では異質性に重點を置いて、併せて移動性を示すといふ程の意味で現在人口に對する自府縣出生人口の割合を求めたのである。次に出生減退に關する福利説(Wohlfandtheorie)、死亡率に關する經濟的環境説(Economic Environment Theory)に關するものとして(一)所得の程度を指標化して用ひた。所得を生産・貯蓄・所得税統計の三つの方面から把握するといふ氣持ちで、(1)人口一人當生産價額、(2)人口一人當郵便貯金、(3)第三種所得税納税人員の割合を採つた。又(三)所謂狹義の文化の程度を示すものとして昭和一〇年のみにしてラジオ聴取世帯の割合を用ひてみた。ラジオの普及度は、之を受容する一般的文化の程度、文化的欲求の程度及電燈の普及、機械購入の難易等を前提するところから客觀的文化の發達の程度を標示するものとして採つた一つの試みであつて、ラジオが普及すること自體が出生率や死亡率を上下すると解してならないこと云ふ迄もない。此等の指標の採り方については幾多の議論があるべきであるが、本稿では之以上立入らないこととする。指標の求め方、算定の方法、結果の詳細等については稿を改めて發表したいと思ふ。此處ではただ其の結果得ら

れた相關係數の價のみを取纏めて表示し(第八表)、本稿の目的に關係のある二三の事實を指摘するに止めることとしよう。

(一) 此處に掲げた諸指標と出生率との間には明確な相關關係を認め得るが、死亡率との間には殆ど之を認めることが出来ない。然るに先に一言した如く、地域別増殖力の差異を決定する要因が、死亡率よりも寧ろ出生率に在りとするれば、出生率と此等の指標との關係が増殖力を決定する上に於て極めて重要である。そこで問題は出生減退理論に歸着する。かくて以上の結果によつて、先づ以て我が國についても、出生減退理論が其の對象とするが如き近代的出生減退の事實を確認することが出来る。而して此處に一言すべきは、福利説を論ずる場合、往々問題となる Henry-Beaulieu の議論中富裕地域には老人、家事用人等の出産力低き人口が當初から多いのであるから出生率は低くして當然であると云ふ意味の部分其の他に之に類する議論は、私の如く標準化出生率を採ることによつて一應解決せられてゐると見ることが出来るといふことである。

さて、近代的出生減退に關して、暫く純粹に生物學的要因を除外して考へれば、少くとも(1)社會關係の基本的形式の差異、(2)福利の程度、(3)理性又は合理主義の發達の程度の三つの要因が相關聯して働いてゐることは夙に認められて來たところであると云ふことが出来る。而して此等の要因の中、其の何れを Causa Causans として出生減退を説明するかによつて出生減退理論の代表的なるものとせられる(1)社會環境説(Soziale Milieutheorie)、都市化説(Urbanisierungs-od. Verstädlichungstheorie)、(2)福利説(Wohlfandtheorie)、(3)理性説(Funkirchlichungs-od. Konfessionstheorie) が分れてくると考へられる。³⁴⁾極めて比喩的であるが此等の要

第8表 道府縣別標準化動態率と若干の社會的經濟的指標との相關係數

[1] X = 標準化出生率

Y =	r =			
	昭 10	昭 5	大 14	大 9
(1) 人口密度	- 0.503	- 0.545	- 0.542	- 0.438
(2) 市部人口率	- 0.686	- 0.671	- 0.647	- 0.495
(3) 自府縣出生人口割合	-	+ 0.774	-	+ 0.553
(4) 農家戸數率	+ 0.689	+ 0.654	+ 0.646	+ 0.531
(5) 工場従業員割合	- 0.566	- 0.376	- 0.333	- 0.258
(6) 人口1人當生産額	- 0.641	- 0.616	- 0.373	- 0.403
(7) 人口1人當郵便貯金	- 0.598	- 0.579	- 0.446	- 0.396
(8) 第3種所得稅納稅人員割合	- 0.828	- 0.766	- 0.652	- 0.177
(9) ラジオ聴取世帯割合	- 0.620	-	-	-
(10) 標準化死亡率	- 0.032	+ 0.130	+ 0.101	+ 0.209

[2] X = 標準化死亡率

(1) 人口密度	- 0.220	- 0.139	+ 0.080	+ 0.402
(2) 市部人口率	- 0.224	- 0.147	+ 0.170	+ 0.413
(3) 自府縣出生人口割合	-	+ 0.203	-	- 0.280
(4) 農家戸數率	+ 0.112	+ 0.139	- 0.096	- 0.388
(5) 工場従業員割合	+ 0.156	- 0.095	+ 0.039	+ 0.343
(6) 人口1人當生産額	- 0.081	- 0.062	+ 0.058	+ 0.447
(7) 人口1人當郵便貯金	+ 0.022	- 0.083	+ 0.099	+ 0.407
(8) 第3種所得稅納稅人員割合	- 0.006	- 0.130	- 0.000	+ 0.334
(9) ラジオ聴取世帯割合	+ 0.128	-	-	-

[3] X = 標準化増殖力指數

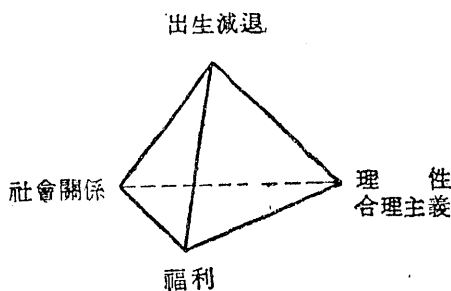
(1) 人口密度	- 0.300	- 0.364	- 0.453	- 0.582
(2) 市部人口率	- 0.450	- 0.443	- 0.545	- 0.643
(3) 自府縣出生人口割合	-	+ 0.328	-	+ 0.600
(4) 農家戸數率	+ 0.517	+ 0.440	+ 0.505	+ 0.652
(5) 工場従業員割合	- 0.519	- 0.221	- 0.288	- 0.391
(6) 人口1人當生産額	- 0.570	- 0.451	- 0.311	- 0.601
(7) 人口1人當郵便貯金	- 0.523	- 0.422	- 0.406	- 0.599
(8) 第3種所得稅納稅人員割合	- 0.680	- 0.549	- 0.460	- 0.421
(9) ラジオ聴取世帯割合	- 0.448	-	-	-

沖繩縣を除く。標準化増殖力指數 = 標準化出生率 / 標準化死亡率 × 100。算式： $r = \frac{\sum XY}{N\sigma_X\sigma_Y}$

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

因と出生減退との關係を圖示すれば第一一圖の如くである。原因を關係に於て認めることは云ふ迄もなく問題の回避であるが、出生減退理論を批判することは本稿の目的ではない。兎に角、以上の結果によつて都市的なる地域は福利も高く、文化の程度も高く、出生率はかやうな地域に於て低いといふことと、F. Toynbee 以來形式社會學が明かにしたと

第 11 圖 出生減退の主要要因



ころの共同社會と利益社會との社會關係の基本的形式の差異が出生力の地域的差異の決定に、従つて、少くとも私の觀察に於ては、増殖力の決定に參與してゐる重要な要因であることは認めて差支へないと考へる。然し此のことは形式社會學を採る採らぬと云ふ問題とは別個の問題である。そこで政策的論的に考へるならば、出生減退を克服し、増殖力を保持向上せしめんとする地域的政策的努力は、社會關係の形式といふ點からも考慮されることが許されるのみならず、又必要であると云ふことが出来る。

(二) 以上の結果に據れば、死亡率と人口密度との關係に於ては彼の有名な Fair の法則が否定せられてゐる。然し大正九年については兩者の相關が認められる。更に一般に大正九年に於ては他の要因との相關も存在するが如くである。そこで考へられる問題は、大正九年は第二次流行性感冒の爲にかかる相關が現はれてゐるのか、流行性感冒を除去しても尙且つかかる關係が認められるかといふことである。別稿に於て明かにしたいと思つてゐるが流行性感冒はそれ程關係がなさそうである。然ら

ば、當時に於ては死亡率が此等の要因と關係を持つてゐたことを推定することが出来る。果して然らば、私は Fair の法則に對しては、上限下限が問題である外に、人口動態の歴史的時代といふことが重要な條件になるのではないかと臆測する。出生率の此等の要因に對する相關が大正九年に於て低いといふことも此の事實を裏書するのではないかと思はれる。果して然らば、將來死亡率の下り盡した時代に於ては或は再び Fair の法則に合致するが如き事實が現はれて來ないとは云ひ得ない。此の問題を之だけで簡単に論じ盡すことが出来ないこと云ふ迄もないのであつて、種々の時代の動態率をとつて更に深く検討の要があらう。ただ此處では Fair の法則に對して、従つて Pearl の前提とする事實、即ち、人口密度と出生率との逆相關、死亡率との正相關、更に従つて人口増殖力に關する生物學的密度決定理論 (Logistic Theory) に對して頗る興味深き事實を提示してゐることを指摘するに止めよう。³⁵⁾

(三) 第八表(1)の(10)に見られる如く、我が國について少くとも、標準化動態率を用ひて同時相關關係を算定する限りに於て、出生率と死亡率とは地域的平行關係を持たぬといふことが明かである。元來、所謂動態平行法則が如何なる命題を含むかは決して明かではないが、此の法則が時間的平行に對して地域的平行を含むとすれば、男女年齢別配偶關係別構成を除去し同時的に見る限りに於て我が國の事實については之を否定することとなる。「最高の出生率、最低の死亡率」は人口政策上の要求であるが、此の點から動態平行法則の再吟味が必要とせられる時、之は頗る興味深き重要な事實であると云はなければならぬ。

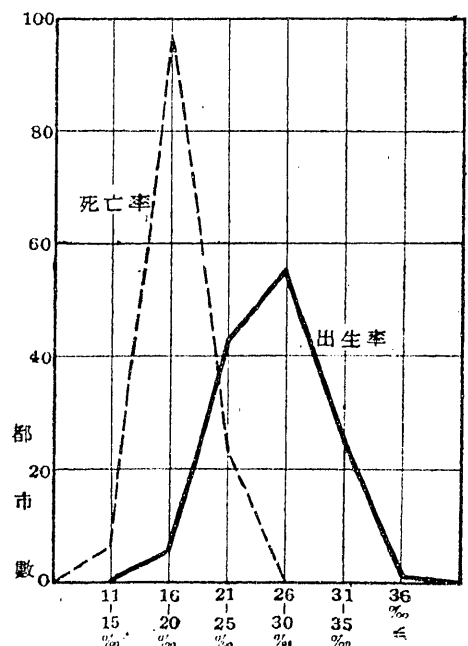
前項に於て私は道府縣別に人口増殖力の地域的特性に若干の分析を施し、都市化が出生力を引下げることによつて増殖力を引下げてゐることを明かにした。進んで、今日都市と目されてゐる地域のみを採つて、其の増殖力の地域的特性に一瞥を投ずることとしよう。此處に至ると資料の制限は又一層著しくなつて非常に手数を要することとなる。甚だ不十分ではあるが資料の制限もあり、一應、昭和一〇年一月一日現在に於て全國で市制の實施せられてゐる一二七の地域のみを採つて考察することとする。此等一二七市についても亦上記の方法によつて標準化動態率を求めてみた。其の方法及結果の概要は既に本誌其の他に於て發表したから、本稿に於ては要點のみを拾ひ、之を若干補足して掲げるに止めよう。

(一) 上掲註(二七)(2)拙稿一九三頁以下の第一表によつて見ると、出生率は八戸市の三六%から高知市の一八%に分布し、相當分布の幅は廣いと云つてよい。反之、死亡率は金澤市の二五%から市川市の一五%の間に分布し一八%の前後に著しく集中してゐる。此の二つの分布曲線を圖示すれば第一二圖の如く二曲線の間に顯著なる形状の差異を認めることが出来る。試みに其の尖峰度を算定すれば、出生率については、 $B_1 = 0.000$, $B_2 = 2.501 \wedge 3$ 死亡率については、 $B_1 = 0.002$, $B_2 = 3.436 \wedge 3$ を得る。即ち、出生率の分布は明かに平峰的存在であるに反し、死亡率の分布は極めて尖峰的存在である。かやうに、此處でも各市増殖力の差異を決する要因が、死亡よりも寧ろ出生力の如何にあることを見出すことが出来る。

(二) 次に上掲第七圖、第八圖及第九圖にみらるる如く、都市人口増殖力が地域的な特質を持つことに注意しなければならない。即ち、多少の例外はあるが、何れも其の都市の所在する道府縣ブロックの人口増殖力の

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

第12圖 市別標準化出生率及死亡率
分布曲線
(昭和10年)



地域的特質を明瞭に反映してゐるといふことである。然らばかくの如き都市人口増殖力の地域的特質の因つて来る所以は何であらうか。都市社會學の有名な E. C. Ravenstein の法則、人口の地域的移動が距離的制約を受けること、即ち、移動量は他の條件にして等しき限り、移動の距離に反比例するといふ事實が、原則として、我が國に於ても認められるといふことは既に若干研究もあり、又我々も之を確めることが出来た。そこで私は都市人口増殖力の地域的特性は此の人口移動の距離的制約を以て説明され得るのではないかと考へる。即ち都市附近の郷土に根を持つた多くの人口が都市を構成して郷土の文化を都市に移入してゐるからではないかと臆測する。もとより都市より郷土への反對流が郷土の文化に作用を及ぼしてゐることをも看過してはならぬであらう。此の問題については恐らく純粹に生物學的要因、特に遺傳生物學的要因の所在をも想像することが出来る。之は今後研究さるべき一大問題と云ふを得るであらう。然し、此の生物學的要因の作用は人口移動の空間的制約と云ふ

社會學的條件と相俟つて絛上の現象を説明し得ると考へる。尙、都市人口増殖力の差異を決定する出生率について所在道府縣のそれと都市のそれとを一層明瞭に比較する爲に、第一三圖を作つて見た。道府縣の出生率と其の含む市のそれとの間の差異は（イ）道府縣中に占める市部人口の比重と（ロ）所謂都市的なるものの壓力とを示してゐる。東京府に於ける八王子市と福岡縣に於ける直方市の二つの例外を除いて各市の出生率は總て所在道府縣のそれよりも明かに低い。東京府に於ける八王子市については、東京府に於ける東京市の比重が著しく大であることと八王子市自體が非都市的な要素を多く含んでゐることに歸せられるであらう。神奈川縣に於ける平塚市、福岡縣に於ける直方市についても殆ど同様に説明することが出来る。大阪府に於ける岸和田市は之と若干事情を異にし、主として大阪府に於ける市部人口の比重の大なることによると見られる。反之、山口縣に於ける萩市は萩市自體が極めて非都市的な性質の多いことによるかと考へられる。尙、反對の事例を一つ説明しておかふ。茨城縣に於ける水戸市、山梨縣に於ける甲府市等については同縣に於ける市部人口の比重は極めて小である。従つて此等の縣の出生率と市のそれとは著しき懸隔を示してゐる。

(二) 又次に、從來、都市の人口の大きさ、人口密度、工業化の程度等が都市人口増殖力と密接な關係を持つと考へられて來た。そこで極めて粗雑であつて目下改算中であるが若干の此等の指標と都市人口増殖力の差異を決定する標準化出生率との間の統計的關係を調べて見よう。

(1) 第五表及第六表によつて見ても、人口數を基準として大都市と中小都市とを概括的に分けて見ると大都市の出生力が遙かに低いことが明かであるが、第九表によれば各市の人口數と出生力との間には明確

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

第9表 昭和10年市別標準化出生率と若干の指標との相關係數

X = 標準化出生率		
Y =		r =
1) 他府縣出生人口の割合 (昭・5)		- 0.432
2) 人口數 (昭・10)		- 0.156
3) 人口密度 (昭・10)		- 0.247
4) 工業人口割合 (昭・5)		+ 0.021
5) 農業人口割合 (昭・5)		+ 0.427
6) 標準化死亡率 (昭・10)		+ 0.142

北海道及沖繩を除く。

2)―5)は人口5萬以上都市

な相關關係を認めることが出来ない。

(2) 人口密度については上述の如く、道府縣別に見たる場合には明確な相關關係を認めることが出来たのであるが、市のみを採つた場合に於ては、之を認めることが出来ない。然し、前項(イ)と同様市を其の人口密度に基いて大、中、小三階級程に分つて見ると階級の上昇と共に出生力の低下が見られるやうである。即ち、個々の市について人口密度が上昇するとそれに平行して出生力が低下するといふ緊密なる關係を認めることは出来ないが、概括的に人口密度の極めて高い都市に於て出生力が低いといふ一般的傾向は之を否定し得ないかの如くである。尙R. Pearlは一二三のアメリカ都市について出生率と一エイクル當人口密度との間に相關係數を求めたが殆ど意味をもたなかつた。そこで苦

心慘憺の結果部分相關係數を算定したが之亦僅かに -0.131 ± 0.058 であつた。之を以て彼は蠅や鶏と根本的には同様な生物學的法則が人間にも作用することを推論したのであるが、恐らく此の推論は稍、早急の謗を免れ得ないと思はれる。然し此處に我々の看過してならないことは、密度それ自體の統計的正確さ等の問題を暫く除外すれば、都市のみを取り上げた場合、そこに働く社會的要因の極めて錯雜した干渉が存在し、更に深く此等を追及する必要があると云ふことである。

(3) 工業人口の割合との間には相關係が認められないが、農業人口の割合との間には之を認めることが出来る。即ち、都市社會が之と反對の農村的性質を何程もつてゐるか云ふことと出産力との間には關係があると見られる。

(4) 他府縣出生人口の割合⁴⁰⁾、既に一言したるが如く、此の指標は二つの重要な意義を持つてゐる。即ち其の一は都市が持つ人口交流の大きさと速度とを靜態的に示してゐることと、其の二は、之と關聯して都市社會の持つ同質性、郷土性⁴¹⁾、又は其の逆に都市社會の「植民地化」⁴²⁾の程度を示すものと云ふことが出来る。かかる意味に於ける他府縣出生人口の割合と出産力との間には明瞭なる相關係が認められる。かくて都市のみについて見ても都市の人口増殖力を決定する上に、都市の外形的な構成よりも寧ろ都市の持つ社會關係の基本的性質の如何が與つて力のあることを推測することが出来る。

(5) 本稿に於ては遺憾ながら上記の要因と死亡率との間の相關係數を求めるとは至らなかつたが、第九表(6)によつて此處でも先に一言したるが如き意味に於ける動態平行の事實を認めることは出来ない。

五 結 論

資料と時間の制限上、提起した問題の重要性に對して極めて不十分な觀察を以て一應稿を閉ぢなければならぬことは遺憾の至りである。以上に於て私は、國土計畫に於ける人口再配分計畫の意義に一瞥を投じ、人口再配分計畫の出發點が、人口現象の地域的特性の認識に在ることを知つた。そこで人口現象の地域的特性を認識する爲に、若干の粗漏は免れ得ないとしても能ふ限り、從來の貴重な研究の結果を蒐めてみた。其の結果少くとも現下の人口政策的見地から見ると限りに於てそこに一つの空隙を感じざるを得なかつた。都市の人口増殖力が低いといふこと、東北地方の増殖力は高く、反之近畿中國兩地方は極めて低いといふこと等々、此等は何れも私達の立派な常識ではあるが、常識以上の調査研究の結果は實に思ひの外に寥々たるものであつた。かくて私は人口現象の地域的特性を人口増殖力を中心として觀察することの少くとも無駄でないことを、否、どうしても必要であることを痛感した。そこで、地域を (一) 相對立する二大地域たる都鄙に分ち、次に (二) 之を道府縣について地方的に分ち、更に (三) 都市のみを採つて三段に分つて考察することとし、夫々の地域の増殖力を幾分とも正確に測定し、比較する爲に悉く標準化したる動態率を算定し、之に基いて觀察を下して來た。其の結果は豫想の通り、極めて廣汎に互り、又、極めて、錯雜したる幾多の問題を提示してゐるが、先づ以て其の中本稿の目的にとつて最も重要であると思はれる若干の結果を要約してみることとしよう。即ち、

(一) 人口増殖力の地域的差異を決定するデモグラフィ的要因は出産力に在

ることが稍、明かになつた。そして死亡率の地域的差異が縮少せられたと考へられる現在の状態の下に於てのみならず、將來に於ても都鄙死亡率の動向から察して恐らくは以上の事實に大なる狂ひを生ずることはあるまいとさへ推定され得る。果して然らば、「人口政策確立要綱」が、第四項人口増加の方策中、「人口ノ増加ハ永遠ノ發展ヲ確保スル爲出生ノ増加ヲ基調トスルモノトシ併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス」と云ひ、出生増加政策を基調としたることに對して、地域的に一個の根據を與ふるものと云ふことが出来る。

(二) かくの如く人口増殖力の地域的差異を決定する出生力の地域的差異を決定する窮極の原因は、如何に相關係數を算定しても、要因の統計學的關係のみから出て来る筈はない。問題は學者の數程多くある出生減退理論を争ふことになる。然し、出生減退に參與する要因は出生減退理論に關する過去の論争によつて今日では凡そ明かになつてゐる。そこで問題は此等の要因が作用するが如き出生力の地域的差異が、現象として、我が國に存在するや否やといふことになる。此の事實を確める爲には相關係數の算定が非常に役立つ譯である。かかる意圖を以て私は三五〇に達する相關係數の算定を試み必要なる限り以上に於て其の結果の一部を示してきた。其の結果、我が國に於て所謂近代の出生力の地域的分布、即ち出生減退理論が其の對象とするが如き性質の出生力の地域分布を確認することが出来た。然も、過去二〇年間、我が國に於ける出生力の地域的分布はかかる性質を高めて来たかの感さへ禁じ得ない。かくて、出生力の地域的差異を決定することに都市化といふ要因が重要な役割を演じてゐることを認めざるを得ない。即ち、所謂利益社會的な社會關係、從つて利益社會的な社會的構成體、社會的理念の作用を認めることが出来

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

る。以上の説明は曩に一言したるが如く理論的には關係的な説明であり、問題の回避であらう。然し實踐的にはかかる立場からの政策的努力の必要と可能とを必ずしも否定することにはならない。果して然らば、人口再配分計畫に於ける人口増殖力の地域的保持向上の努力の向けらるべき方向は、利益社會的社會關係を極力緩和して共同社會的關係を擴大強化するが如く措置することに在ると云ふことが出来る。

(三) 然るに從來社會學の研究の結果によると、著しき人口移動は共同社會的關係を破壊して利益社會的關係を促進する主要なる要因であるといふことが確められてゐる。不十分なが、上述の出生地別人口の割合と道府縣及市別出生力との相關關係の存在は我が國の事實について之を證明する一つの資料であると云ひ得る。果して然らば、政策的には人口移動、人口都市集中に何等かの規制を加へることが必要となる。「人口政策確立要綱」は第五項資質増強の方策の冒頭に於て「國土計畫ノ遂行ニヨリ人口ノ構成及分布ノ合理化ヲ圖ルコト、特ニ大都市ヲ疏開シ人口ノ分散ヲ圖ルコト。之ガ爲工場、學校等ハ極力之ヲ地方ニ分散セシムル如ク措置スルモノトス」と規定してゐるが、人口増殖力維持向上の見地から、以上の如く之を立證することが出来る。

(四) 然らば最後に問題は、以上の考察は人口移動を規制する爲に如何なる手法を指示してゐるかといふことである。此の問題を論ずる爲には尙相當の紙幅を必要とする。稿を改めて最も近い機會に論ずることとする。

以上が本稿の目的に對して最も主要なる結果の概要であるが、尙人口政策上、研究上重要な副次的結果の中若干氣付いたものを掲げて筆を擱くこととしよう。

(一) 都鄙男女年齢配偶關係別構成の差異は結婚奨励政策に於て距離と人口構成の差異とを克服しなければならぬことを教へてゐる。此の問題は次の稿で觸れることとする。

(二) 都鄙死亡率低下の速度の差異は、厚生施設の更に適正なる配置の必要を物語つてゐる。

(三) 都鄙出生力の差異を説明する場合の子女出生扶養の經濟的負擔の差異については、

(1) 從來の平均費用の考察の外に限界費用的な考察が必要であり、特に我が國に於ては何れにしても資料が頗る缺けてゐるのであるから、其の實證的研究が必要であると共に資料の作成が必要である。

(2) 本稿第二項に掲げた諸説に於ても所得の差異とかかはらしめた考察が不十分であつて、所得の中に於ける出生扶養負擔の比較研究が必要である。

(四) 此處では人口密度と死亡率との關係に關する Fair の法則が否定せられてゐる。之に對して私は人口動態の歴史的時代が今一つの條件として加はりはしないかと臆測した。

又、R. Pearl 的な生物學的密度決定論(“Logistic Theory”)に對する社會學的批判の重要性が一段と加はつたかの如くである。

(五) 本稿に於ては死亡率の地域的差異の決定要因については消極的であつたが、其の積極的要因を見出す研究が必要である。

(六) 標準化したる動態率について時差を考慮しなければ、其の限りに於て、人口動態平行法則の地域的平行の事實は否定される。

(七) 都市人口増殖力の地域的特質について私は Ravenstein の法則を以て専ら文化的側面から之を説明して來た。然し其の間には遺傳生物學的

要因が働いてゐるのではないかと推測した。目下町村單位に私の思ひ付いた極めて簡易な方法を以て動態率を標準化してみても、益、其の感を深くせしむるものがある。極めて困難ではあるが將來研究さるべき重要な問題ではないかと考へる。

(八) O. Moser は「郷土的感情と國民的感情とは其の盛衰を共にする。」として國民的精神昂揚と關聯せしめて人口政策としての郷土感情の啓培を説いてゐるが、それは人口現象の考察から歸結せられたと云ふよりも稍、超越的な感がある。以上に於て私は人口現象自體の裡から郷土性の人口政策の重要性を幾らかでも説明したことになるかと考へる。

註

(昭・一七・二二一稿)

(一) 田邊忠男「國土計畫の時局的必然性」——日本評論、第一六卷第九號、昭・一六・九、特に四七頁參照。

(二) 以上は國土計畫に於ける人口の地位に關し、與へられたものとしての國土計畫設定要綱の趣旨に基いて説明したのであるが、國土計畫に於ける人口政策的考慮の必要なる所以を人口問題の立場から論ぜられたものとして次の文獻參照。

(1) 醫學博士古屋芳雄「國土計畫と人的資源」——醫事公論、第一四七五號、昭・一五・一一。

(2) 同 氏「人口政策としての國土計畫」——日本醫事新報、第九七五號、昭・一六・五・一〇。

(3) 經濟學博士中川友長「人口問題と國土計畫」——財團法人啓明會、第一〇七回講演集、昭・一六。

(三) 館 総「人口政策の立場より見たる國土計畫に關する若干の基本的問題私見」——商工經濟、昭・一六・一參照。

(四) 都鄙の屬性的分類の有力な補助手段として出生及死亡率の差異を提示せられたる寺尾教授の説は此の點に關聯して興味あるものと云ひ得る。

寺尾琢磨「都會と農村との分類に就て」——三田學會雜誌、第二八卷第四號、昭・九・四。

(五) (1) 企畫院「國土計畫について」——週報第二〇七號、昭・一五・一〇・二。

(2) 田邊忠男、上掲論文(一)參照。

(六) これは研究方法、研究態度の問題として極めて重要な問題である。此處では二、三の重要な點を拾つておくに止め稿を改めて詳論しようと思ふ。

第一次大戦後暫時人口問題は失業問題であつて其の中心點は人口増殖力の確保、資質の増強等の點に置かれるよりも寧ろ、何處で生れた人口が何處で如何やうに養はれるかといふことに集中してゐたと思はれる。そこで勢ひ人口現象の地域的特性は主として人口流出流入に着目して把握せられた。

然るに都市の研究、従つて人口都市集中の研究が極めて熾んになつたが、其の中心は都市の社會學的研究であつた。而して都市の社會學的研究の中心は北米合衆國に據頭した所謂人類生態學的研究であつた。生態學派は社會過程の指標として人口移動の現象を最も重要な手段とした。米林富男氏の簡明な一文を藉りれば「現代都市における人口の移動性は、あたかも人體の脈膊と同様、共同體の内部に生ずるあらゆる變革過程を反映示指し、かつそれ等の諸過程を數量的取扱ひの可能な諸要素に分析せしめると言ふ意味で、バージスはこれを『共同體の脈膊(the pulse of the Community)』と呼稱する。」「米林氏論文(4)一五六—七頁」のである。

人口問題としては最早今日其の具體的内容が變つてゐる。即ち、一言にして云へば今日の人口問題の特色は民族問題としての人口問題たる點にあると思はれる。然らば今日の人口問題の最重要點は人口増強に在ると云はねばならぬ。又、都市社會學に於ける人口移動の地位は、上述の通り、社會過程説明の一つの手段に過ぎぬ。説明される本體は人口現象ではなくて社會である。本稿に於ては立場は逆である。即ち、社會關係の形式、社會變動の過程を手段として人口現象の説明を試みようと思ふのである。

困難は從來かやうな立場の研究が豫想外に少いと云ふことである。例へば大正・昭和を通じて都市人口を取扱つた研究を集めてみると論文著書を合せて只今私の手元にカードが約七百枚の多きに達してゐる。然し其の中人口増

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

殖力に關するものは僅かに二〇篇に達しないのである。

我が國現下の人口問題の特性、人口政策の概要については左の諸稿の參照を乞ふ。

(1) 文學博士高田保馬「人口政策に就いて」——經濟論叢、第四五卷第一號、昭・一二・七。

(2) 館 稔「文化科學の立場より見たる近代的人口問題の歴史的變遷」——幣事公論、第一四五—八號、昭・一五・六・一五——同七・六。

(3) 館 稔「我が國の人口問題と人口政策(一)」「(三)」——日本醫師會雜誌、第一七卷第二—四號、昭・一六・五—七。

都市社會學に關しては次の文獻參照を乞ふ。

(4) 米林富男「アメリカの都市社會學——特にシカゴ學派の生態學的研究について」——社會學、第一號、昭・七・五。

(5) 米林富男「都市社會學の諸問題」——都市問題、第三〇卷第六號、昭・一五・六。

(6) 經濟學博士奥井復太郎「現代大都市論」昭・一五、特に第一章第四節「人口學と社會生態學」又は「大都市の人口學的考察の限界」——三田學會雜誌、第二六卷第一—號、昭・七・一。

(7) (1) Louis G. Dublin and Alfred G. Lotka: On the True Rate of Natural Increase as Exemplified by the Population of U. S., 1920 —— Journal of the American Statistical Association, vol. XX, No. 150, pp. 305 — 339, 1925. 9.

(2) 經濟學博士中川友長「安定人口の計算」——人口問題研究、第一卷第一號、昭・一五・四。

(3) 森田優三「我國人口の安定増加率」——商學、第三一號、昭・一五・七及日本統計學會年報、第一〇年、昭・一六・四。

(8) (1) A. Newsholme: The Elements of Vital Statistics, new ed., 1923, pp. 218 fg.

(2) 館 稔「我が國社會保健狀態に關する一つの人口統計學的指標」——人口問題、第一卷第三號、昭和・一一・四。

- (3) 館 稔 「我が國人口の地方別増殖力に關する人口統計學的一考察 (上・下)」——人口問題、第一卷第四號、第二卷第一號、昭・一一・一二及昭・一二・六。——道府縣別標準化出生率を含む。

大正九年及大正一四年について間接法を以て道府縣別出生率の標準化をなされたものとして次の力篇がある。

- (4) 小田橋貞壽 「府縣別標準出生率に就いて」——日本統計學會年報、第六年、昭・一一。——「最近における我國出生率の停滞について」——關東學院商學第五號、昭・一二・五。

豊浦淺吉氏は此の方法を現存資料に適合せしめて簡易に變更を加へ、一つの興味ある考案をされてゐる。

- (5) 豊浦淺吉 「死亡率標準化の一方法に就いて」——人口問題、第一卷第三號、昭・一一・四。

生命保險に於ける豫定死亡數と實際死亡數との比を間接法に適用し、算法を簡單化せられたるものとして次の考案がある。

- (6) 醫學博士大串菊太郎 『死亡率の間接標準化』に關する新解——生命保險會社協會會報、第二八卷第三號、昭・一四・一〇・三二。

尙私は我が國現存資料の範圍内に於て間接標準化法を廣く町村の人口動態に迄も適用し得るやう簡略なる一方法を考案した。近く發表の豫定。

- (九) 館 稔・上田正夫 「道府縣別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然増加率」——人口問題研究、第一卷第一號、昭・一五・四。

- (一〇) Pitrim Sorokin and Carle C. Zimmerman: Principles of Rural Urban Sociology, 1929, pp. 181—194 參照。

- (一一) 館 稔・上田正夫・窪田嘉彰 「我が國死亡率の若干の傾向(一)」——人口問題研究、第一卷第六號、昭・一五・九參照。

(一二) 昭和五年及同一〇年につき人口一〇萬以上の市及一〇萬未満市町村に分ち、男女、年齢五歲階級別に主要死因別死亡率を算定して論じられた次の力篇を參照され度い。又本書は此の問題と不可分な關係に在る道府縣別の詳細な考察を行つてゐるが、特に重要な點は人口の流出入を考慮して特殊の計算が施されてゐることである。

- (1) 醫學博士渡邊 定・川井三郎 「日本人の壽命に關する研究」昭・一五、特に一三一—一三六頁。

尙、大正一四年に就いて、人口一〇萬以上市及一〇萬未満市町村に分つて男女年齢別死因別死亡率の比較研究をなし、最後に地方人口を標準人口にとつて市部の死亡率を之に對して標準化し、市郡死亡率を標準化死亡率について比較したるものに次の論文がある。

- (2) 華山親義 「大都市及地方に於ける死亡率の比較」——統計時報、第四四號、昭・八・九。

- (3) 同 氏 「大都市と地方との死亡率に就いて」——地方行政、第四二卷第三號、昭・九・三。

其の結論中私の所論と直接關係ある次の三項を引用しておかう。

「一、初年期、少年期に於ては、地方が稍、有利なること。

二、青年期に於ては大都市が僅に低い死亡率を示し、大都市が有利であるが如く見えるが、此は大都市に於て罹病し自活し得ざる場合には地方に復歸し易き年齢に在る、不安定の人口に於ける率であつて、此を以て大都市の生活を有利であるとは爲し得ざることを。

三、幼年期及老年期に於ては、年齢の進むに従て大都市の生活は不利であること。而して此の事は男に於て特に顯著であること。(前論文三〇頁) 私の所論の中心は都鄙死亡率改善の速度であつて上掲諸論文の中心とは等しくないが、立場を替へて讀むと私の所論を更に詳細に證明してゐると思ふ。

尙之より先、大正一四年の一〇萬以上大都市と地方との死亡率を比較研究し直接法を以て標準化した文獻に次のものがある。

- (4) 今井丈夫 「吾が國に於ける大都市と地方の死亡率について」——地理學評論、第五卷第四號、昭・四・四。

(一三) 此の點から、人口統計學上、各都市又は市郡部別の生命表の意義が批判されねばならない。少くとも、此等の特殊生命表は全國の生命表が持つ意味とは決して同一であり得ない。

- (一四) (1) 農法學博士高岡熊雄 「都市と田舎とに於ける人口の自然的増減

の原因に就いて」——經濟學論集、第三卷第九號、昭・八——日本統計學會年報、第二年、昭・八——北海道帝國大學農學部經濟學農政學研究資料、第三九號、昭・八。

(2) 經濟學博士八木芳之助「開業醫の都鄙分布」——地理と經濟、第一卷第五號、昭・一一・六。

(3) 古見嘉一「都市及地方に於ける醫療機關の分布」——都市問題、第一四卷第三號、昭・七・三。

(二五) (1) 醫學博士水島治夫「内地六大都市の眞の人口自然増加率」——東京醫事新誌、第三二六八號、昭・一五・一・一三。

(2) 館 稔記「水島博士發表、本邦の眞の人口自然増加率」——人口問題研究、第一卷第六號、昭・一五・九、五一頁。

(二六) 經濟學博士岡崎文規「出生力調査結果の概説」——人口問題研究、第一卷第七號、昭・一五・一〇參照。

(一七) P. Sorokin and C. Zimmerman 上掲書、二〇五頁以下。特に二一六——二二〇頁參照。

(一八) Warren S. Thompson : Population Problems, 1930, pp. 122-126.

(一九) W.S. Thompson. 上掲書(一八)一二二頁。

(二〇) 同上二二〇頁。

(一一) (1) Arsene Dumont : Dépopulation et Civilisation, Etude Démographique, 1890.

(2) K. Oldenberg : Art. "Über den Rückgang der Geburten und Sterbeziffer" Archiv für Sozial Wissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 32/33, 1911.

以上兩説については次の文獻に明解なる紹介批判がある。

(3) 林 惠海「人口理論——研究と方法」昭・五、特に二二七——二四四頁。

(二二) 特ニ都市化説(Urbanisierungstheorie)のそのの實證的批判。
Roderich von Ungern-Stenberg : Die Ursachen des Geburtenrückganges im europäischen Kulturkreis, 1932, SS. 108-129.

(二三) 我が國の事實に基く都鄙自然増加の研究として最初の最も精緻なる勞作として高岡博士の御研究がある。博士も亦 Sorokin 等の所説に一瞥を投じ

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

我が國農村死亡率の高き理由の一として醫師・産婆等の地方的分布が都市に偏することを夙に指摘せられてゐる。本稿執筆に當り負ふ所ある殆ど唯一の文獻である。

農法學博士高岡熊雄、上掲(論文一五の(1))參照。

(二四) 取あへず眼に觸れた主要なるものを例記するに止める。稿を改めて、缺を補ひ、更に整理したる上、主要なる結果を取纏めたいと思ふ。ただ幾らかでも問題と研究の主題と方法との發達の跡が示される如くに列記して行く。

(1) 吳文聰「都鄙人口比例」——統計學雜誌、第二三五號、明・三八。

(2) 竹内秀次郎「本邦都市の人口概観」——統計集誌、第四二九號、大・五。

(3) 文學博士米田庄太郎「現代文明國における人口の都市集中の心理」——現代人心理と現代文明、大・六の内。

(4) 同 氏「現代人口問題」第三版、大・一一、二五—四七頁。

(5) 小林鐵太郎「本邦都市に於ける人口集中の趨勢」——社會政策時報、第二六號、大・一一。

(6) 濱田富吉「人口の都會集中」——統計時報、第三號、大・一一。

(7) 同 氏「過去半世紀間における各地方人口の發達及内容變遷」——統計集誌、第五一九號、大・一三。

次の文獻(9)は陸軍造兵廠使用職工の出身地別、東京及大阪職業紹介所取扱求職者前職調を含み、重要な資料と云ふべきである。

(8) 財團法人協同會農村課「農村對商工業の關係、其一、農民と人口の都市集中」——大・一三。

(9) 半澤耕貫「農民の都會流入と人口の集中(上)・(下)」——地方行政第三卷第四—五號、大・一四・四—五。

(10) 長屋敏郎「都市の發達と人口都市集中の諸相(1)・(2)」——都市問題、第二卷第一—二號、大・一五・一—二。

(11) 磯村英一「社會政策の基調としての都市人口の周流」——社會政策時報、第八三號、昭・二・八。

明治大正時代に於ける農業人口の停滯を明かにしたる好論文にして本文列記(一〇)に關する重要な資料として次の二論文を擧げる。

(12) 經濟學博士中川友長 「我國農工及商業者數の變遷(暫定稿)」——經濟研究、第四卷第四號、昭・二・一〇。

(13) 同 氏 「我國農工商業者數の推計」——統計集誌、第五五六號、昭・二・一一。

(14) 猪間驥一 「最近我國に於ける人口の都市集中傾向」——統計集誌、第五五—七號、昭・二・一〇—一一。

(15) 郡菊之助 「本邦人口の都市集中」——企業と社會、第二四號、昭・三。日本産業革命の進展に於ける人口分布・人口移動の變化に關する類例稀なる貴重なる研究として(16)を掲げる。

(16) 山中篤太郎 「産業革命期日本人口變動の一考察」——社會政策時報、第一一七、八號、昭・五。——「日本社會經濟研究」昭・八の内。

(17) 中澤辨次郎 「都市の失業現象と農村過剰人口の壓力」——都市問題、第一〇卷第五號、昭・五・五。

(18) 同 氏 「都市と農村を繼ぐ人口紐帶及交換紐帶」——都市問題、第一二卷第六號、昭・六・六。

(19) 同 氏 「都市・農村相關經濟論」昭・一〇、五七—八五頁。

(20) 遠藤 盛 「六大都市及圍繞町村における人口の趨勢」——統計集誌、第五八六—八號、昭・五。

(21) 石川榮耀 「都市人口増加率を支配するもの」——都市問題、第一三卷第五號、昭・六・一一。

(22) 經濟學博士岡崎文規 「都市人口の構成」——彥根高商論叢、第八號、昭・五。「大都市人口の構成」——「人口統計に於ける諸問題」昭・九の内。

(23) 同 氏 「職業別人口の地理的形態」——「職業統計問題研究」昭・八の内。

(24) 益田熊雄 「大都市人口の特異性」——經濟時報、第三卷第七號、昭・六。

(25) 佐藤 弘 「商工業と人口都市集中の相關關係」——聚落地理學論文集(地理教育臨時増刊)昭・一〇。

(26) 小山 隆 「人口統計に現れたる田舎町の變遷」——日本社會學會年報、社會學、第四輯、昭・一一。

(27) 林 惠海 「本邦人口都市集中の特性に關する統計的分析並に人口集中現象の根本問題に及ぶ」——農業教育、第三八六號、昭・八・一〇。

(28) 同 氏 「本邦内地に於ける都鄙別人口増加率」——日本社會學會年報、社會學、第二輯、昭・九・一二。

(29) 同 氏 「本邦内地最近人口一萬以上の市町村に於ける他府縣生人口受容率並に其の變動」——統計集誌、第六五四號、昭・一〇・一二。

(30) 同 氏 「本邦最近の都鄙別人口受容率の研究」——特に他府縣人口の受容率の程度並に其變動に就いて」——日本社會學會年報、社會學、第三輯、昭・一〇・一二。

(31) 林 惠海・松田泰二郎 「本邦最近の都鄙別人口の増加率の研究」——産業と教育、第二卷第四號、昭・一〇。

(32) 同上兩氏 「昭和五年國勢調査の結果に現れたる各府縣第一位流出口の體性及生産年齢の研究」——日本社會學會年報、社會學、第四輯、昭・一一・一二。

(33) 林 惠海 「本邦都鄙人口の權衡と増加力」——人口問題、第三卷第一號、昭・二三・一〇。

(34) 松田泰二郎・林惠海 「本邦都鄙別人口比率の變動傾向——明治三二年以降に就いて」——日本社會學會年報、社會學、第五輯、昭・一三・四。

(35) 林 惠海 「都鄙別人口更新の差異——聯關する二三の問題に就いて」——財團法人人口問題研究會第一回人口問題全國協議會報告書、昭・二三・一〇。

(36) 法學博士上田貞次郎 「我國に於ける都市及農村の人口」——日本人口問題研究、第二輯、昭・九の内。

(37) 同 氏 「日本人口政策」、昭・一二。

(38) 小倉正平 「戦後に於ける農村人口の推移」——同上(36)の内。

(39) 池野勇治 「大阪市人口増加の性質——特に東京市との比較を中心として」——同上(36)の内。

(40) 最近に於ける人口分布・人口移動の最も網羅的な長篇の力作として次の(40)を掲げる。

(40) 小田橋貞壽 「我國人口の地方的分布と其の移動」——上田博士編「日本人口問題研究」、第三輯、昭・二の内。

次の野間氏の力篇は要職業人口について上田博士と異つた方法により異つた結果に到達してゐる點特に注目すべきである。此の點に關し、上田博士の立場から之を紹介批判せられたものに小田橋氏の論文(43)がある。

(41) 野間海造 「農村人口流出問題」——人口問題、第二卷第三、四號、第三卷第一・二號、昭・一三一—一四。

(42) 野間海造 「日本の人口と經濟」、昭・一六、特に第四章八一—九一頁、第五章九二—一〇六頁。

(43) 小田橋貞壽 「野間海造著『日本の人口と經濟』——一橋論叢、第九卷第一號、昭・二七・一。

農家經濟と勞働市場との接觸面から農家勞力賃勞働化の過程を通じて農村人口の都鄙交流を史的實證的に研究せられたる力作として次の渡邊氏の著書(44)を特筆しなければならぬ。昭和七年以降約三〇篇に達する論文として部分的に發表せられたるものが殆ど收載されてゐる。

(44) 渡邊信一 「日本農村人口論」、昭・一三。

(45) 友安亮一 「本邦農業人口の推移」——農業と經濟、第一卷第七號、昭九・七。

(46) 井森陸平 「都鄙人口の移動に關する若干の傾向」——農業經濟研究、第一卷第三號、昭・一〇・三。

(47) 池田善長 「農村社會學に見たる都鄙人口の流動關係」——同上誌、第一卷第四號、昭・一〇・四。

(48) 崎村茂樹・京野正樹・神谷慶治 「農村人口移動の階級性とその社會經濟的諸要因」——農業經濟研究、第一三卷第四號、昭・一二・一二。

(49) 神谷慶治 「農村人口流出に就て」——福井縣今立郡北新庄村を一例として——財團法人人口問題研究會第一回人口問題全國協議會報告書、昭・一三。

(50) 山口孝義 「人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例」——同會第二回全國協議會報告書、昭・一四。

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

都市集中人口の男女別年齢別分析方法の新しき考案として東京市大正九年國勢調査男女年齢別人口に全國の生殘率を適用して昭和五年の國勢調査人口と比較したものとて次の(51)猪間氏の研究があり、此の方法を用ひられたものとして小出氏の研究がある。尚猪間氏は人口動態統計の地域別死亡を用ひ此の方法中全國の生殘率の適用の缺點を除去し改良された(53)。

(51) 猪間驥一 「東京市人口増加の性質に就いて」——其の全國増加に對する地位及び男女別の分析——、上田博士編「日本人口問題研究」、昭・八の内。

(52) 小出保治 「大名古屋市人口増加の特質」——特に東京、大阪兩市と對比して——、中央銀行會通信録、第三九三號、昭・一〇・一二。

(53) 猪間驥一 「向都離村人口の統計的分析方法」——統計集誌、第六七六號、昭・一二・一〇。——財團法人人口問題研究會第一回人口問題全國協議會報告書、昭・一三。

又、都市集中人口を量的に計量し、其の男女年齢別を推計せられたるものとして、美濃口氏の勞作を掲げる(54)、(55)。

(54) 美濃口時次郎 「我國人口の都市集中に就いて」——社會政策時報、第二一六號、昭・一三・九。

(55) 同 氏 「人的資源論」、昭・一六。特に二七三—三〇一頁。

(56) 猪間驥一 「都市の人口」(市政の基礎知識第六輯)、昭・一四。

(57) 松永精三 「東京市來住人口の來住年次と來住當時の年齢」——都市問題、第二七卷第三號、昭・一三・九。

(58) 小田橋貞壽 「工業人口の大都市集中」——エコノミスト、第一八卷第三四號、昭・一五・九。

(59) 同 氏 「戰時下に於ける我國工業の地方的分布」——日本統計學會年報、第一〇年、昭・一六の内。「我國工業の地方的分布とその趨勢」、商學研究、第五號、昭・一五。

(60) 孝橋正一 「勞働人口の發展傾向——特に集中と分散について——」——財團法人人口問題研究會第四回人口問題全國協議會報告書、昭・一四。最近時局下に於ける農村勞働人口の移動の分析として野尻氏の諸研究は重要である(61)——(66)。

- (61) 野尻重雄 「農村勞働流出年齢層と男女流出型に就て」——財團法人口問題研究會第二回人口問題全國協議會報告書、昭・一四の丙。
- (62) 同 氏 「農村流出勞働層と出生死亡との關係」——埼玉縣下三農村調査結果に基く——同會第三回全國協議會報告書、昭・一六の丙。
- (63) 同 氏 「最近の農村勞働移動の分析と移動勞働の再生産過程の檢討」——社會政策時報、第三三五號、昭・一五・四。
- (64) 同 氏 「時局下勞働移動農家層とゴルトツ離村法則」——帝國農會報、昭・一五・二二。
- (65) 同 氏 「職業離村と結婚離村」——農業と經濟、第七卷第一一號、昭・一五・二一。
- (66) 同 氏 「最近の長男離村と其の性格」——農政、第三卷第二號、昭・一六・二。
- (67) 財團法人協調會 「近郊農村と最近の勞力移動」、昭・一四。
- (68) 小野鉄二 「大日本帝國郡市別人口密度圖」、大・一四。
- (69) 田中啓爾・山本熊太郎 「日本人口分布圖」、昭・三。
- (70) 井上修次 「本邦人口増加率概觀竝に人口増加率と人口密度との關係に就て」——本邦人口増加率研究第一報——地理學評論、第八卷第一一號、昭・七・二一。
- (71) 同 氏 「本邦人口増加形態に就いて」——地理學評論、第一〇卷第一二號、昭・九・一一。
- (72) 同 氏 「昭和五年日本全國市町村別人口密度分布に就いて」——財團法人口問題研究會「我國人口問題に關する諸研究(第一輯)」、昭・二一。
- (73) 武見芳二 「人口減少村分布の地方的特色について」——大塚地理學會論文集、第二輯下、昭・九・三。
- (74) 財團法人口問題研究會 「日本人口密度圖」、昭・九。
- (75) 法學博士上田貞次郎 「道府縣別農業本業者數及其年齡構成」——財團法人口問題研究會 人口問題資料第一五輯、昭・二一。
- (76) 企畫院・財團法人口問題研究會編 「日本人口増減圖」——昭・二四。
- Ravenshein の法則關係文獻
- (77) 鷺尾弘準 「第一回國勢調査の數字に表はれたる府縣人口の社會的移動(一一六)」——統計集誌第五九五一六〇一號、昭・六・一七。
- (78) 米林富男 「人口移動の距離的制約——ラヴェンシュタイン『移住法則』の再吟味」——社會學、第五號、昭・八・四。
- (79) 文學博士戶田貞三 「日本橋區移入人口調査」——都市問題、第一八卷第一號、昭・九・一。
- (80) 織田武雄 「本邦人口の向都的移動現象に於ける空間的制約に就いて」——地理論叢、第三輯、昭・九・四。
- (81) 武見芳二 「我が三百人都市の吸引人口」——大塚地理學會論文集、第三輯、昭・九・八。
- (82) 同 氏 「我が六大都市の人口吸引圈(一二二)」——地理教育、第二〇卷第五・六號、昭・九・八・九。
- (83) 磯知讓 「出生地より見たる東京市の人口構成」——都市問題、第二四卷第三號、昭・一二・三。
- (84) 館 稔・上田正夫 「人口都市集中の地域的形態に關する一資料」——人口問題研究、第一卷第九號、昭・一五・二二。
炭礦勞務者に關する特殊研究として、
- (85) 山口彌一郎 「炭礦勞働者の吸引圈と炭礦業者の支持人口——炭田に於ける人口問題の一考察」——燃料協會誌、第一五七號、昭・一〇・一〇。
- (86) 同 氏 「炭礦勞働者の吸引圈と其の干涉」——人口問題、第一卷第三號、昭・二一・四。
- (87) 同 氏 「筑野炭田に於ける炭礦勞働者の吸引」——人口問題、第一卷第四號、昭・二一・二。
- (二五) (1) 豊浦淺吉 「東京市に於ける人口更新の量と質(上・中・下)」——社會政策時報、第三三三——三三五號、昭・一四・三十五。
- (2) 同 氏 「東京市人口の更新」——財團法人口問題研究會第二回人口問題全國協議會報告書、昭・一四。
- (二六) (二四) 所掲の林惠海氏論文、特に次の勞作參照。

(1) 林 惠海 「農家人口の研究」、昭・一五。

甚だ粗雑ではあるが次の拙稿参照。

(2) 館 稔 「人口都市集中が「國人口増殖力に及ぼす影響の測定に關する一考察」——浪華の鏡、第六卷第一號、昭・一六・一。

(二七) (1) 館 稔 上掲論文註(三)八九頁以下及

(2) 館 稔 「國土計畫」の關聯に於て見たる都市人口増殖力に關する若干の問題——都市問題、第三卷第一號、昭・一六・一、一九二頁以下參照。

(二八) Kurtosis の算定は左の式により、次の文獻に據つた。

$$\beta_1 = \mu_3^2/\mu_2^3, \beta_2 = \mu_4/\mu_2^2$$

[但し、 M_n は第 n 次の moment]

(1) W. Palin Elderton : Frequency Curves and Correlation, 3rd ed., 1938, pp. 101g.

(2) J.H.C. Tippett : The Method of Statistics, 2nd ed., 1937, pp. 331g.

(二九) 次の拙稿參照。

(1) 館 稔 「工業化、都市化及生活程度と生産力との關係に關する一觀察(豫報)」——人口問題、第二卷第四號、昭・一三・四。

尙、社會生物學的立場から此の相關關係を算定されたものとして、

(2) 醫學博士水島治夫 「人口増殖と社會生物學的因子との相關」——朝鮮醫學會雜誌、第二〇卷第一〇號、昭五・一〇。

右(2)を補正し、R. Pearl を參照して partial correlation を適用されたものとして次の力篇がある。

(3) 同 氏 「本邦に於ける出生率に及ぼす社會生物學的諸因子の影響(一、二)」——民族衛生、第一卷第二・三號、昭・六・六—八。

(三〇) (1) 上掲註(一〇)五六—五七頁。

譯語は次の譯本に據る。

(2) 京野正樹譯 「ソローキン、ツインマン 都市と農村——その人口交流」——昭・一五、九五—九六頁。

(三一) 此の結果の概要は左に速報しておいた。然し本稿では人口密度及自府縣出生人口率を新たに加へた。尙速報と數字に相異があれば、本稿に従ふ

人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性

ものである。

館 稔 「人口増殖力の地域的差異と若干の文化的要因との關係」——「醫學と生物學」、第一卷第一號、昭・一七・一・五。

(三二) 例へば

A. C. Pigou : The Economics of Welfare, 1921 六三頁。

(三三) Paul Leroy-Beaulieu : La Question de la Population, 1913, pp. 399-400.

(三四) (1) 林惠海 上掲註(二一)の(2)

(2) Roderich von Ungern-Stemberg 上掲註(二二)參照。

(三五) Farr の法則(二七)の(2)

(1) William Farr : Vital Statistics, 1885, pp. 172 fg.

(2) Jf. Brownlee : Art. "Density and Death-rate : Farr's Law," Journal of the Royal Statistical Society, 1920, pp. 281fg.

Pearl の生物學的密度決定論(二七)の(2)

(3) Raymond Pearl : The Biology of Population Growth, 1925, 特に第六章。

(三六) (1) 館 稔 上田正夫 「昭和一〇年内地二七市標準化出生率、死亡率及自然増加率」——人口問題研究、第一卷第五號、昭・一五・八。

(2) 館 稔 上掲註(二七)の(2)

以上二つの論文に於ける市別動態率の數値が相異してゐるのは、後者に於ては各市昭和一〇年を中心とする前後三箇年平均動態率を採つたことによるものである。

(三七) 上掲註(二四)の中「Ravenstein の法則關係文獻」(7)鴛尾弘準、(8)米林

富男、(9)戸田貞三博士——例外的事例を含む、(10)織田武雄、(11)武見芳二

(12)磯畑讓——(13)以下大都市に關するもの、(14)館稔・上田正夫、(15)山口

彌一郎——炭礦勞務者に關する特例・其他、(9)半澤耕貫、(10)長屋敏郎、

(26)小山隆等。

(三八) 館 稔 上掲註(二七)の(2)特に一九二一—二二〇頁參照。

(三九) Raymond Pearl 上掲註(三五)の(3)、一五三—一五五頁。

(四〇) 先に道府縣については自府縣出生人口の割合をとり、此處では他府縣

出生人口の割合をとつたことについては何等の特別の意味はない。他の目的の爲に算定してゐた有り合せの數字をそのまま利用したに過ぎない。然し、其の指示する意義は兩者異るところはない。

(四一) 郷土性は出生の地域従つて幼少年期成育の地域と密接なる關係を持つてゐる。故郷、郷土の概念を社會學的に研究せられた次の異色の力篇を参照。

白井二尙 「地域的社會圈としての故郷と郷土」——哲學研究、第二二卷 第二册、第三三九號及第二二卷第四册、第二四一號。

(四二) 中川與之助 「我國社會の基本的變化としての都市化」——財政、第二卷第五號、昭・二二・四。

(四三) 相關係數の性質については例へば次の名著に明かである。

(1) 醫學博士古屋芳雄 「醫學統計法の理論と其應用」、第四版、昭・一六、一一八—一一九頁。

(2) 森田優三 「統計概論」、昭・七、二八七—二八八頁。

(四四) (1) Rudolf Heberle: Ueber die Mobilität der Bevölkerung in den Vereinigten Staaten, 1929.

本書の中最も重要な第二篇 Soziale Wirkungen der Mobilität の邦譯が米林氏によつて爲されてゐるが、途中迄次に發表せられてゐる。

(2) 米林富男 「アメリカ社會と人口移動(一・二)」——人口問題、第四卷第一・二號、昭・一六・八及一一。

尚、次の簡潔明解な論文参照。

(3) 林 惠海 「人口の社會形態學的作用性に就いて」——社會學、第四號、昭・八・一。

(四五) Otto Most: Bevölkerungswissenschaft, Eine Einführung in die Bevölkerungprobleme der Gegenwart, Zweite Aufl., 1927, SS. 144—145.

民族立法としての人口政策

其の一——二三の方法論的省察——

本 多 龍 雄

はしがき

「社會立法」といひ或は「勞働立法」といふ通例の造語法に隨つて特に「民族立法」といふ言葉が許されるなら、今日の人口政策の歴史的意義はかかる民族立法としての性格を擔つてゐる點にあるといふことを明かにしてみたいと思ふ。題して「民族立法としての人口政策」といふ所以であるが、本號所載の部分はその緒論的研究として特に人口問題に關する多少の方法論的省察を試みたものである。意圖するところは専ら問題の所在と聯關とを多少とも整理してみようとするにあつて、論辯考證を主眼としたものではない。

一、人口問題の歴史社會的性格

「人口」とは特定の社會經濟生活を營む多少とも恒常的な歴史社會的實在の本質をその量的諸限定に於て把へるところの概念であるといつたら當然

のことを殊更にまわりくどくいひ表はすスコラ趣味の譏りを免かれ難いかも知れないが、所謂「人口」問題の歴史社會的性格を幾分でも原則的に限定するに役立つならかやうな教壇學者的概念構成も強ち無駄ではなからうと思ふ。「人口」統計が展開する各種の量的諸限定も特定の歴史社會的實在に固有な本質的價値を表徴する價値指標としてこそ本來の意義を充足するといつてよい。いひ換へれば特定の生活集團がその數の變化（人口増減等）と、之に伴ふその構造的乃至は形態的變化（年齢構成、階級分化等）を介して當該社會の内的本質とその傾向とを自ら物語るとき我々は之を「人口現象」といふのである。

が歴史社會的實在の本質は何よりも先づその社會經濟的諸條件に於て限定されねばならぬ。社會經濟生活の諸形相を離れて別に歴史社會的實在なるものの本體はないと考へることもできる。さういふ意味で人口現象とは當該社會の社會經濟的諸狀況の最も直截且つ明確なる指標でなければならぬ。之を喩ふれば恰も人體の生理學的狀況に對する脈搏や體溫の如くであるといつてもよいが、併しこの喩へには語つて猶ほ盡さざる謬りがあらう。といふのは謂ふところの人口現象とは當該社會の社會經濟的諸狀況を最も直截明確に表示するところの指標であるばかりでなく、寧ろ之を善い意味にもせよ悪い意味にもせよ愈、助長し促進し發展せしめるところの實在的な力に外ならないからである。さういふ意味では人口現象こそ歴史社會的實在にとつて寧ろより本質的な現象であり、社會經濟生活の發展は單にその外的諸條件を爲すものに過ぎないと考へることもできる。社會經濟生活とは民族乃至は國家の全存在價値の上から見れば、假令如何に基本的なものであるとはいへ、猶ほその一條件たるに過ぎないものと考へられるのである。

要之、一面に於ては社會經濟生活の諸相を離れて別に歴史社會的實在な

民族立法としての人口政策

るものの本體はなく、人口現象は社會經濟現象の一断面に過ぎないと考へることができると同時に、他面に於ては寧ろ人口現象こそ歴史社會的實在に固有なより本質的現象として、社會經濟生活に對する批評的契機を包藏してゐるといふことができよう。そして社會經濟的諸條件に對するかかる再吟味を伴ふことなしには總じて人口現象は所謂「人口問題」として捉へられることがないといへると思ふ。過剰人口への杞憂も乃至は出生減退に伴ふ人口再生産力喪失の危険も等しく當該社會に特有な社會經濟生活に對する再吟味を伴ふといふ點に於てこそ「人口問題」としての存在理由があり、そしてかやうな内省運動こそ同時に歴史社會的實在なるものの本來の存在目的と存在價値とに對する自覺の成立を意味する。人口現象こそ歴史社會的實在なるものの認識根據であり、逆に文化價値の體現者としての歴史社會的實在は人口現象の實在根據であるといふこともできよう。そして所謂「人口問題」とはかかる文化價値體現者としての特定の歴史社會的實在に對してこそ提起せられるところの文化價値的問題に外ならぬといふこともできると思ふ。地球の上には一體どれ程の人間が生活することができるといふやうな問題は、問題それ自身として別に意味がないわけではないが、本來の人口問題と稱するには足りないのである。

二、人口理論への方法論的要請

事情は右の如くであるとしても、併し人口問題は必ずしも凡ての時代に於てそのやうな問題の核心から取り上げられたわけではない。それは問題の歴史社會的性格からくる當然の結果でもあるが、特にその社會經濟的制約性は屢、階級的利害との葛藤を伴ひ勝ちで、一方に人口現象の本質的意

義の強調せらるるにつれてその反面には之を却つて人爲の如何とも爲し難い自然必然的な事象として表象しようとする傾向を生じ易い。マルサスの人口理論はその最も代表的なるものである。マルサス人口理論の考證的検討は本稿の目的ではないが、その理論的傾向について多少とも態度を明かにしておくことは單なる學術的論議以上に今日も猶ほ相當の實際的必要があらうと思ふ。

マルサスの人口理論が今日に於ても猶ほ大衆的な關心を喪はない最大の理由の一つはその理論的結構がもつてゐる極めて常識的な簡明さにあらうと思ふ。人口は何らの障害さへなければ無制限に、従つて結局は生存資料以上に増殖しようとする傾向を有つてゐるといふ命題に定式化されるマルサスの主張は、貧困と災厄とが古往今來かかる過剰人口防止の爲の唯一の社會的制動力として働いて來たといふ裏の主張を常識的な簡明さを以て説得する爲には恰好の前提で、その表裏相即した直截平明な理論的構成がゴドウィン流の社會改革者の理想の非現實性を大衆的に納得せしめる論辯的效果は之を承認するに吝かでないが、併し現實社會の社會進化過程は必ずしもそのやうな單純な定式化を承服するものではないと思ふ。特定の社會經濟的諸條件から抽象された無制限な人口増殖力といふ思想は一つの觀念的抽象で、社會生活の本質的機能を専らかかる増殖力の抑制作用に見ようとする裏の主張を離れては極めて内容の漠然としたものである。我々の社會生活に固有なさまざまの習俗と傳承とは確かに一面に於てはマルサスの所謂「無制限な」増殖傾向を制限し抑制する力であるには相違ないが、併しそれは同時に又そのやうな動物的本能を眞に人間的な生命力として繼承し育成してゆく爲に缺くべからざる條件でもなければならぬ。制限し抑制することが新しい人間の意欲として之を形成し發展することでもあり、人

間的意欲の育成と淘汰には同時に社會的な抑制作用を伴ふを常とする。そのやうな正逆相矛盾した傾向の統一の中に於てこそ人間社會の進歩といふものは可能なので、それが自然の力を本當に人間の力として再現しようとする我々の「文化」といふものの本來の姿でもあるわけだ。假りに若し現代の文明人が所有の觀念に習俗的な制肘もなく、社會的な節度や羞恥感に情操を陶冶されることもないやうな世間に突然と住み替へさせられたとしても、我々の社會的制縛が動物的本能として表象してゐるものが果して無制限な増殖力となつて再現される如何かは極めて疑はしい。

史實の考證するところに見ても、人類文化史上最初の劃時代的な事件である定住生活の開始と之に伴ふ農牧的生產經濟の成立は同時に「家」を單位とするところの生活形態の成立を導いた。當時の大家族生活の内容を現代の單婚家族のそれと同一視することの不當なはいふ迄もないが、併しまた「家」の生活ほど人類文化史上その本質的な意義と機能とを連綿として持續してきた文化所産は他にないといつてよいと思ふ。そして農耕民族の出現と表裏したこの家族生活の成立こそ人間増殖力を異常に増大させた最初の事件でもあつたものである。而かもかかる家族生活の成立こそ所謂「無制限」な増殖傾向にとつては最も強力な社會的抑制作用の成立に外ならないものである。と同時にこの家族生活の成立は、更に質的觀點から之を見ると、種族の優生的淘汰の爲に缺くべからざる役目を受けもつたものである。抑制作用は寧ろ質的淘汰の爲の社會的制約として取り上げられたといふこともできるわけで、種の増殖と其の淘汰とを兼ね備へた自然の睿智はここに恒常的な社會制度として初めて人間の營爲の中に再現されるに到つたといふこともできると思ふ。人口増殖力も乃至はその抑制的諸要因も等しく人間の營爲に固有な歴史社會的現象の一環としてこそそれ本來の意

味を有つてゐるわけで、之をその社會經濟的制約や歴史社會的前提から抽象することは、問題の核心を殊更に問題解決の聯關の外に逸脱させることを意味する。さういふ意味ではマルサスの人口理論が産業革命直後の英吉利に於ける貧民問題を資本家階級の爲に辯護したものだといふ一派の論者の批評も必ずしも不當とはいひ難いと思ふ。人口増殖傾向がもと／＼人爲を超えた自然の法則であるなら窮乏と災厄によるその抑制も直接には何ら社會自身の責任ではないわけだ。

尤も數千年來の世界歴史の實證するところを見ると、人間社會は自ら形成した人口増殖力をただ窮乏と災害とによつてのみ抑制し調節して來たかの如き觀がないでもない。併し又同じ史的回顧が我々に教へるところは世界史上に登場したさまざまの指導的民族は出産力の減退と民族人口量の弱少化とを以て世界歴史の舞臺からの退場を餘儀なくされてゐるといふ事實である。乍併、過去の史實が物語るそのやうな矛盾した現實は自然の叡智を再現した筈の人間社會が實はその理想とするところには猶ほ遙かに遠いといふ事情からくる。のみならず過去に於ける所謂文明開化の方向は寧ろかかる理想から逸脱することを常としたとさへいふことも不可能ではない。だからこそ一方に人口増殖力の本質が文化所産として理解されるよりは寧ろ自然本能的な衝動として解釋されると同時に、人間社會の社會的機能も亦もつばら自然必然的な、言はば暴力的な抑制力として表象されるわけで、マルサス人口理論の極めて常識的な理論的結構が大衆的魅力を有つ所以も亦そこにあると思はれるが、併し我々の理論的關心の目的とするところは過去の不足を永遠化することではなくて將來への努力を準備するところになければならない。それが總じて問題の理論的究明に要望せられる第一義的な方法論的要請でなければなるまいと思ふ。特に現下の人口問題

はその現實的な切迫性からもかかる方法論的要請の自覺を愈、必要とするに到つたといへると思ふ。

三、現下人口政策の歴史的課題

マルサスの人口理論は教壇學者の論題としては今日もなほ影響するところ尠くないといつてよいが、マルサス理論の登場を當然とした當時の英吉利貧民問題は英吉利資本主義の後の發展により社會變革期に於ける一時的波瀾として押し流されて了ひ、十九世紀資本主義下の西歐諸國は飛躍的に増大された人口收容力を以て未曾有の人口増加時代を現出した。ブルグドエルファアのいつてゐるやうに近代資本主義は約二倍の人口量を略倍加せる生活水準を以て扶養するに到つたといふこともできる。而かもこの異常な人口膨脹の世紀は既にその七十年代以降の西歐諸國に出産減退の傾向を開始してをり、今世紀以降、特に前世界大戰を境として西歐諸國の出産減退は遂に各國の人口再生産力を危殆に瀕せしむるに到つた。過剰人口の杞憂は一轉して人口減少による民族力弱少化の危機に取つて替はれたわけで、今日の人口問題は問題自身の現實的必要からも、民族生命の文化價值的自覺と之に伴ふ近代資本主義的社會經濟體制の再吟味とを餘儀なくされてゐるといつてもよい。勿論客觀的狀勢のかやうな急變も必ずしも人口問題の性質を一變したわけではなく、寧ろ人口問題本來の核心を現實的な切迫性を以て登場せしめるに到つたと考ふべきものであるはいふまでもないが、併し近代社會に特有な問題相貌の轉換が包藏してゐる歴史的な意義については特に注目する必要があると思ふ。

惟ふに近代資本主義社會は産業技術の飛躍的な進歩とその廣汎なる社會

的利用とによつて所謂「人口收容力」を劃時代的に擴大した。或は寧ろ近代社會とは技術の最大限の進歩と利用との爲に要請せられた社會經濟體制たる點にその歴史社會的な存在理由をもつてゐるといふこともできよう。過去の孰れの時代に於ても技術の進歩、生産力の發展がその社會生活形態の基本動力でなかつた時代はないといつてよいが、技術の進歩、生産力の發展そのものを寧ろ至上の目的價值とするところの社會は近代と共に初まる

といふことができる。併し之が爲にこそ近代資本主義社會は社會生活形態の根本的な再編成を必要としたわけで、我々が恰も人間自體の當然の姿であるかの如く日常無關心に眺めてゐる我々近代人の姿も實はこの近代社會がその社會的必要に應じて生産し、且つ不斷に再生産しつつある一つの歴史社會的現象であることに變りはない。そして自由で平等な個人としての鋭い自意識を日夜自己一身の社會的榮達の爲に驅使してゐなければならぬこの近代人の生活が父祖傳承の生活傳統に根ざした「家」の生活と之に伴ふ健全なる「出産力」にとつて特に破壊的な傾向を宿してゐることは既に多くの識者の指摘してゐるが如くである。近代社會が技術の進歩と生産力の發展といふ言はばその歴史的使命を達成する爲に支拂つた代價は、一言にして之を言へば、人間を凡ゆる意味に於てその傳承的な生活傳統から解放したといふ點にあるといふこともできると思ふ。而かも家を持ち子を養ふといふ人間の營爲こそ本來自常的な思議打算の埒を超えた生命現象の最も著しいものであつて、その郷土的環境に、或はその職能的身分に、その他凡ゆる意味で我々の社會生活を構成する諸制度に表現せられる安定せる生活傳統の堅持は之に不可欠な現實的基礎をなすものであつたといつていいと思ふ。いひ換へれば、所謂「人口收容力」を劃時代的に増大せしめた近代社會は、同時にその同じ目的と運動とによつて、健全なる「出産力」の根本前提であるものを破壊しつつあつたといつてよいのである。それは近代社會に特有な歴史社會的矛盾の一表現と解すべきもので、所謂「人口收容

力」の最近に於ける多少の停滯鈍化が直ちに異常な「出産力」の減退として結果せざるを得なかつた根本の理由も亦そこにあると思ふ。

總じて反撥對抗的な傾向の發展は凡ての歴史社會的實在に固有な運動法則で、矛盾こそ實在の本質であり運動の根源であるといふことも不可能ではない。土地と結びついた父祖傳承の世襲家業的生活によつて我々近代人の生活とは凡そ對照的な自足せる安定感を有つてゐたと考へられる封建社會の生活形態も技術の進歩、生産力の發展に對する封建的拘束や之に伴ふ人口收容力の中世的停滯と不可分に表裏したもので、その爲にこそ封建社會の傳統的生活はその末期に於ては不斷に動搖苦惱してゐたといつてよい。そこに近代社會登場の歴史的理由もあるわけだが、技術の進歩と生産力の發展に最高の目的價值を置いたといつていい近代資本主義社會は「人口收容力」を劃時代的に増大し乍ら却つて「出産力」の根本的前提たる安定せる生活傳統を崩壊して了つた。そこに近代社會に特有な人口問題上特に深刻な矛盾があるわけで、それは嘗て人類史上に往來した指導的諸民族の末期的現象を國際的な一時代的現象として再現したものといつてもよいと思ふ。而かも個々人の生活様相に指摘せられる生活傳統の崩壊こそ之を大にしては一民族がその民族的生命を保全し發展しゆく爲に不可欠な民族人口の構造的分化の解體を意味するわけで、現下の人口政策が近代的出産減退に對する對策として進んではかかる民族解體の危機に對する根本對策にまで遡らねばならぬ所以はそこにある。そして近代資本主義社會經濟體制に對する再吟味と近代的高度生産力を媒介とした新しい生活傳統、民族文化への構想とは之が不可欠の前提を爲すもので、人口問題の歴史社會的性格は現下の人口政策に於てその最も本格的なる相貌を以て立ち現はるるに到つたといふこともできよう。或は人口問題は今日に到つて初めて問題そのものの本來の深刻さと、併し又同時に問題解決への歴史の必然性を以て成立したとさへいふこともさして言ひ過ぎではないと思ふ。

二、調査の地域

(一) 低出生率村

安房郡

佐久間村、稻都村、豊房村、西條村

(二) 高出生率村

香取郡、山倉村、中和村

海上郡、瀧郷村

三、調査の方法

(一) 既存資料による人口統計學的調査

(二) 社會經濟事情調査

(三) 四十五歳未満有配偶婦人に就き別添母性調査票(本誌第二卷第十號所載)に基き問診竝に微毒血清反應検査

(四) 基本調査

清反應検査

四、調査の期日

昭和十七年二月十二日より約十五日間(一ヶ村平均二日を要する見込)

尚基本調査は昭和十七年二月二十日現在を以て之を施行す。

五、調査の實施要領

(一) 問診及検査の時間 午前九時三十分より午後三時まで。

(二) 有資格婦人を各村にて適當なる場所に集合せしめたる上、問診は縣警察部衛生課職員の援助を得て本研究所職員之に従事し、微毒血清反應検査は千葉醫科大學に委嘱するものとす。

(三) 基本調査は各村に於て若干名の調査員を委嘱し別添調査票(本誌第二卷第十號所載)を各世帯に配布し自計主義により記入せしむ。

人口問題研究所研究報告會竝に特別講義

昭和十七年一月に於ける本研究報告の研究報告題名竝に報告者名は左の如くである。

研究報告會(第二十七回昭和十七年一月二十三日)

○生殖現象、特に生殖力の遺傳學的解析

横田 研究官

一、生殖現象と遺傳との聯關

(生殖及遺傳現象に於ける性の役割)

二、生殖力を劣弱ならしむる遺傳的素因

1. 不妊現象の遺傳的素因、附、近親交配と不妊

2. 遺傳性生殖器疾患

3. 其他生殖力を劣弱ならしむる疾患の遺傳的素因

因

4. 其他の遺傳性疾患に於ける生殖力

5. relative Sterility

6. 間性的問題

三、混血の生殖力に及ぼす影響

四、正常生殖力の遺傳的素因

1. 初經及閉經に對する遺傳的素因

2. 正常生殖力に對する遺傳的素因、特に多産の遺傳的素因の有無に就いて

五、複産素質の遺傳

○農家人口に關する一考察 内藤 研究官補

尚、同日左記の如き論題により中川企畫部長の特別講義の第一講が行はれたが、四回完結の豫定である。

千葉縣に於ける出生率高低に關する調査の施行

本人口問題研究所に於ては我が國人口政策に關する一基礎資料を得ることを目的として今般千葉縣下に於てその出生率に特色ある地域を選び出生率の高低に關する調査を實施し低出生率の眞因を究明することとなつたが、その實施要綱を掲ぐれば以下の如くである。尚、調査地域に選びたる七ヶ村の出生率高低は次の如くである。

	昭和十年	大正十四年
	現在人口	昭和十年三年平均出生率
西條村	一、七九四	二五・〇七
佐久間村	二、二五四	二五・二五
稻都村	一、五二〇	二五・二八
豊房村	三、六八七	二六・三五
山倉村	四、二二〇	四五・〇六
中和村	二、九〇一	四五・九〇
瀧郷村	二、八〇六	四七・三五

施要綱

一、調査の目的

低出生率の眞因を究明し我が國人口政策の基礎資料たらしめんとす。

特別講義(第一回昭和十七年一月二日、第二回二月六日)

○標本觀察結果の信頼度に就て 中川企畫部長

一、標本觀察結果の信頼度とは何か及び之が測定の重要性

二、右の信頼度は如何にすれば測定し得るや(無数の同種標本觀察結果間の平均的相違の大きさを以て測定し得、この平均的相違の大きさを與ふるものとして標準偏差値をとり此の値の計算方法を追求す)

三、標本觀察結果値たる比率の標準偏差の導出、系列の安定性の判定

四、標本觀察結果値たる算術平均値の標準偏差の導出

五、ピアソン・フィロンの一般的方法(標本觀察結果値の度數分布は正規分布をなし、従つてプロバブル・エラーは意味を有す)、二標本觀察結果値間の相違の性質の判定理論

六、ステューゲントによる標本觀察結果値たる標準偏差の度數分布型の導出並に之が正規分布ならざる所より來たる重要結果(小標本理論の發端)

第七十九回帝國議會に於ける東條總理大臣の我が國人口増加趨勢に關する質問に對する答辭

第七十九回帝國議會の昭和十七年二月十日衆議院本會議に於て清瀨一郎氏より我が國人口増加の趨勢に關する質問ありたるに對し東條總理大臣は左の如き答辭を行ふところあつた。

我が國人口増加趨勢に關する東條總理大臣の答辭

只今清瀨君から我が國人口増加の趨勢に關しまして御尋ねがありましたので、茲に我が國民の出生死亡の點に付きまして具體的に御話を申し上げます。昭和十二年七月支那事變勃發以來四年半に亙る戰爭の爲に、我が國民の出生死亡が影響を受けたことは事實であります。併しながら其の悪影響は短期間で已みまして、最近は平常の狀態に恢復したばかりではなくして、戰前よりも良好の傾向にあるのであります。此の點邦家の爲に洵に慶賀に堪へぬ所であります。茲に内地の出生死亡に付きまして數字を以て御説明致しますれば、事變發生の年、即ち昭和十二年は出生二百十八萬人餘であります。死亡が百二十一萬人弱であります。隨て此の年の人口自然増加は九十七萬人餘であります。戰前平常の年の出生死亡は大體出生が二百十萬人、死亡が百二十萬人、人口増加九十萬人と云ふ目安でありましたから、右昭和十二年の狀況は寧ろ平年以上の良好な狀態であります。而して戰爭第二年であります昭和十三年には出生百九十三萬人弱、死亡百二十六萬人弱、隨ひまして、人口の自然増加は六十七萬人弱と云ふ狀態になりました。戰爭第三年であります昭和十四年には一層悪化して出生が百九十萬人餘、死亡が百二十七萬人弱、人口の自然増加が六十三萬人餘となりまして、我が國人口増加の將來に關しまして大いに危懼の念をさへ覺えたのであります。然る所戰爭第四年であります昭和十五年に於きましては出生が二百十一萬人餘、死亡が百十八萬人餘、人口の自然増加

が九十三萬人弱となりまして、出生は戰前平年並の狀態に復しまして、死亡の方は平年並よりも稍、良好になつたのであります。戰爭第五年たる昭和十六年の狀況に付きましては現在尙ほ市町村から報告の途中でありまして未だ的確の數字は判明致しませぬが、出生が增加し、死亡が減少する傾向は一層強まつて居ることは確實であります。内閣統計局が現在までに判明して居る狀況を基礎として推算致して居る所では、昭和十六年の出生二百二十一萬人、死亡が百十四萬人、自然増加が百七萬人の見込であります。集計の結果が此の見込通りになりますれば、昭和十六年の出生及び自然増加は我が國未曾有の記録を作ることになります。

尙ほ以上の出生死亡の狀況を詳細に檢討致しますると次の如き注目すべき現象が認められるのであります。第一の點は出生に對する戰爭の影響、即ち出生の減少の繼續した期間は昭和十三年の前年から昭和十四年の後半に至る間であつて、約一年五ヶ月の期間を以て是が終熄したことであります。昭和十四年の後半に於きまして出生は既に戰前平年並の狀態に復しました。昭和十五年に入つてから月々の出生は漸次平年以上に上昇しつゝあります。又其の出生の減少した期間中の減少の程度であります。平年の一割内外でありまして、出生に對する戰爭の影響が斯くの如く軽く、且つ短期間で終りましたことは、我が國民の生活力の根強いことを示すものであります。

第二の點は、銃後國民の死亡は今次の戰爭に依つて大して影響を受けて居らぬことであります。即ち昭和十三年、十四年兩年に於ける死亡の増加と雖も、其の程度は約五分内外でありまして、此の程度のこととは從來

平時に於ても往々あつたことでもあります。而して昭和十五年の死亡は戦前平常の年よりも少くなつて居りまして、而も其の死亡の減少は孰れの年齢に於きましても現はれて居るのであります。殊に乳兒の死亡は著しく減じて居りまして、戦前に比べて二割二分方減少して居ります。又乳兒脚氣、乳兒の下痢及び腸炎、乳兒の先天性弱質、其の他乳兒特有の疾患で死亡する者が戦争になつてから年々少くなつて参りまして、昭和十五年に於きましては戦前平常時に比べて三割乃至四割方減じて居る有様であります。是は其の母親が此の戦時下の生活に耐へて、十分その氣力と體力とを保持してゐることに基くものと認められます。洵に感謝に堪へないのであります。此の乳兒死亡の減少と出生の増加と、又母體の強健とは、國家の爲に大いに意を強う

する所であります。

以上戦時下の出生死亡の状況を通觀致しまするに、我が國民は戦争の當初一年數ヶ月間の短期間を以て出生死亡に對する戦争の悪影響から脱却して能く平常の状態を恢復したのみならず、聖戰五年を経まして少しも疲労の兆候なく、愈、向上發展するの勢を示して居ります。此の事實は我が國民が克く三千年來の長き傳統を承け傳へて居る一方、常に永久淪らざる民族としての若さを保有し、強力なる弾力性と潑刺たる適應性とを有する證左でありまして、私は我が國民の素質に關しまして十分の自信を持つて然るべく、更に適切な施策を行ひ、官民一致して懸命の努力を致しまするらば、大東亞共榮圈建設の進展に對應致しまして、國民が生々増加することは疑ひなく、國運の發展の前途

洵に洋々たるものあることを確信するものであります。

健康保險法施行令中改正勅令の公布

健康保險法施行令中改正の件は昭和十七年一月二十四日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法施行令中改正ノ件

(昭和十七年一月二十三日
勅令第三十五號)

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	十圓	三十錢	十五圓未満
第二級	二十圓	七十錢	十五圓以上二十五圓未満
第三級	三十圓	一圓	二十五圓以上三十五圓未満
第四級	四十圓	一圓三十錢	三十五圓以上四十五圓未満
第五級	五十圓	一圓七十錢	四十五圓以上五十五圓未満
第六級	六十圓	二圓	五十五圓以上六十五圓未満
第七級	七十圓	二圓三十錢	六十五圓以上七十五圓未満

第八級	八十圓	二圓七十錢	七十五圓以上八十五圓未満
第九級	九十圓	三圓	八十五圓以上九十五圓未満
第十級	百圓	三圓三十錢	九十五圓以上百圓未満
第十一級	百十圓	三圓七十錢	百圓以上百十五圓未満
第十二級	百二十圓	四圓	百十五圓以上百二十五圓未満
第十三級	百三十圓	四圓三十錢	百二十五圓以上百三十五圓未満
第十四級	百四十圓	四圓七十錢	百三十五圓以上百四十五圓未満
第十五級	百五十圓	五圓	百四十五圓以上

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ

現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報

酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ

至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ

翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ

其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報

酬ニ付テハ引續キ従前ノモノニ依ル

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ

各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル月額
- 三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル月額

四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル報酬ノ額

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

六 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第二十二條 職員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フヲ例トス

投票ハ無記名トシ一人一票ニ限ル

第五十一條 削除

第五十二條中「準備金以外ノ財産ノ管理方法」ヲ「準備金其ノ他財産ノ管理方法ノ要綱」ニ改ム

第五十三條第三項ヲ削ル

第七十三條中「第五十一條第五十三條第三項」ヲ削ル

第七十四條第二項ヲ削リ同條第三項中「第一項」ヲ「前項」ニ改ム

第九十四條 保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ標準報酬月額ニ依リ算定ス

被保險者ノ資格ヲ取得シ(月ノ初日ニ資格ヲ取得シタル場合ヲ除ク)又ハ喪失シタル月ニ於ケル保險料ヲ乘ジテ得タル額トス

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル保險料額ハ其ノ被保險者ト爲リタル日ヨリ前二項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第九十七條 標準報酬ノ等級ガ第一級ニ該當スル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ標準報酬ノ等級ガ第二級ニ該當スル被保險者ニ關スル保險料ニ付事業主ノ負擔スベキ額ト同額トス但シ其ノ額ガ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

附則

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年勅令第六百十四號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ被保險者ノ資格ヲ有スル者及本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ノ標準報酬ニシテ同期間内ニ於テ效力ヲ有スルモノハ從前ノ規定ニ依ルモノトス

本令施行ノ際現ニ被保險者ノ資格ヲ有シ昭和十七年四月一日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年同月同日以後效力ヲ有スルモノハ第三條乃至第五條ノ改正規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ其ノ者ハ第四條第一項ノ改正規定ニ適用ニ付本令施行ノ日ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ第五條第三號ノ改正規定中一月間トアルハ三月間トシ報酬ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分ノ一トス

本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同年四月一日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年四月一日以後效力ヲ有スルモノハ第三條乃至第五條ノ改正規定ニ依ル準備金ノ管理方法ニシテ本令施行前監督官廳ノ認可ヲ受ケタルモノハ第五十二條ノ改正規定ニ依リ規約ヲ以テ定メタルモノト看做ス

(參照)

大正十五年六月三十勅令第二百四十三號健康保險法施行令抄錄

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬日額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

(左表略ス)

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄其ノ效力ヲ

有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リテ決定メ其ノ日ヨリ其ノ年七月三十一日(六月二日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年七月三十一日)迄其ノ效力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬日額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リテ算定ス

一 一年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一

三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

四 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前三月間ニ受ケタル額ノ九十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿チサルトキ

ハ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受ケル被保險者ノ報酬ニ付本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額

五 前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

七 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リテ算定スヘシ

保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十二條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リテ之ヲ行フ投票ハ一人一票ニ限ル

第五十一條 組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條 準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條 第一項及第三項 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ準備金

ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ一時借入金ヲ爲シ得ベキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クベシ

第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十一條、第五十三條第三項、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ保險院長官トス

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看護

五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一同二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第九十四條 保險料額ハ一日ニ付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル額トス

第九十七條 第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未滿ノ報酬ヲ受ケル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未滿ノ報酬ヲ受ケル被保險者ニ關スル保險料ニ付事業主ノ負擔額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

職員健康保險法施行令中改正勅令の公布

職員健康保險法施行令中改正ノ件

次の如くである。

(昭和十七年一月二十三日 勅令第三十六號)

職員健康保險法施行令中改正の件は昭和十七年一月二十四日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば

職員健康保險法施行令中左ノ通改正ス

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	十圓	三十錢	十五圓未満
第二級	二十圓	七十錢	十五圓以上二十五圓未満
第三級	三十圓	一圓	二十五圓以上三十五圓未満
第四級	四十圓	一圓三十錢	三十五圓以上四十五圓未満

第五級	五十圓	一圓七十錢	四十五圓以上五十五圓未満
第六級	六十圓	二圓	五十五圓以上六十五圓未満
第七級	七十圓	二圓三十錢	六十五圓以上七十五圓未満
第八級	八十圓	二圓七十錢	七十五圓以上八十五圓未満
第九級	九十圓	三圓	八十五圓以上九十五圓未満
第十級	百圓	三圓三十錢	九十五圓以上百圓以下

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ

現在ニ於ケル月額

現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

三日、時間又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ

職員健康保險法第二十七條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬ニ付テハ引續キ従前ノモノニ依ル

四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

第二十四條 議員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フヲ例トス

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

投票ハ無記名トシ一人一票ニ限ル
第五十五條第三項ヲ削ル
第七十四條中「第五十五條第三項、」ヲ削ル
第七十五條第二項ヲ削リ同條第三項中「第一項」ヲ「前項」ニ改ム

一 一年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ

六 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

現在ニ於ケル月額ノ十二分ノ一

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ

附則

資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬

酬ハ第四條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ其ノ者ニ付現ニ定マリ居レル標準報酬ノ等級ニ相當スル第三條ノ改正規定ニ依ル標準報酬トス

〔参照〕

昭和十四年^{十二月二十}勅令第八百五十八號職員健康保險法施行令抄録

康保險法施行令抄録

第三條 職員健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

(左表略ス)

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ其ノ年七月三十一日(六月二日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年七月三十一日)迄其ノ效力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

職員健康保險法第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル

職員健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左

ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額

三 日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍

四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル報酬ノ額ノ十二分ノ一但シ現ニ使用セラレル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間一年ニ滿タザルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

六 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ

保險者ガ職員健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第二十四條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第五十五條第一項及第三項

組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ一時借入金ヲ爲シ得ベキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クベシ

第七十四條 第二十五條第三項、第四十一條、第四十八條第一項、第五十二條、第五十五條第三項、第五十六條及第五十七條ニ於テ監督官廳トアルハ保險院長トス

第七十五條 職員健康保險法第四十七條第一項ノ療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍ハ左ノ如シ

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 診療所收容

五 看護

六 移送

前項第三號ノ療養ハ緊急ノ場合其ノ他保險者ガ必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回二十圓以下ノモノニ限ル

第一項第四號乃至第六號ノ療養ハ保險者ガ必要アリト認ムルモノニ限ル

醫療關係者徵用扶助規則の公布

醫療關係者徵用扶助規則は昭和十七年一月十九日付官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。

醫療關係者徵用扶助規則

(昭和十七年一月十九日厚生省令第三號)

第一條 醫療關係者徵用令第二十一條ノ規定ニ依ル扶

助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 醫療關係者徵用令第二十一條第一項ノ家族ハ

左ニ掲グルモノトス

一 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第三條 醫療關係者徵用令第二十一條第二項ノ遺族ハ

左ニ掲グルモノトス

一 死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解

除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第四條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テノ

ミ之ヲ爲ス

一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

二 被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

三 被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ其ノ遺族生活スルコト困難ナルトキ

被徵用者徵用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帯ヲ異ニセザル場合ト雖モ特別ノ事情ニ因リ其ノ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

第五條 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得

扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬費ノ支給トス

第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官之ヲ行フ

扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所都市町村長若ハ之ニ準ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徵用者ノ支給ヲ受ケル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ受ケル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノノ所得、生活能力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス

第七條 扶助ハ扶助ヲ受ケル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ地方長官居宅扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ扶助ヲ受ケル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得

第八條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ第九條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ

第十條 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十五錢以内トス

一世帯ニ於テ扶助ヲ受ケル者二人以上アルトキハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十一條 居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

第十三條 第七條第二項ノ規定ニ依リ收容扶助ノ場合ニ於テ扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十四條 扶助ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ遺族ニ對シ埋葬費ヲ給ス

扶助ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ遺

族ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第十五條 災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帯總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第十六條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者並ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十七條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ者並ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十八條 被徵用者ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十九條 被徵用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ逃亡ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第二十條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ナルモノニ付テハ其ノ被徵用者タリシ者並ニ其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナルモノニ對シ亦前項ニ同ジ

第二十一條 被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルモノニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條 被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル

場合ニ於テハ被徵用者徵用解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十四條 被徵用者第四條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者徵用解除後仍三月以内ニ之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者タリシ者ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第十條第一項、第十二條、第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依リ金額ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ノ住所地方長官扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ニ其ノ旨通知スベシ

第二十八條 地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該地方公共

團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徵用ニ關スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官又ハ住所都市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ハ當該地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ使用スル被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因リニ非ズシテ業務上傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所都市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ハ當該地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徵用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其ノ旨通知スベシ

一 支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラルルトキ

二 第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ

三 從事スベキ總動員業務ヲ行フ地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ニ付徵用ヲ變更セラレタルトキ

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條 工場事業場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該工場事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ

被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出捐ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

家族手当の支給に關する閣議の決定

俸給生活者の生活安定と人口政策とを目的として現行の官公吏に對する家族手当制度を擴充すると共に民間被傭者についても之と歩調を一にする如く賃金統制令その他を改正する件は昭和十七年一月十三日閣議に於て正式決定を見るに到つた。その要綱は左に掲ぐるが如くである。

因に官公吏に對する現行家族手当の支給範圍は判任官以下、支給基準は被扶養家族一人に付月額二圓、但し最高額十圓であつた。

家族手当の支給に關する件

俸給生活者の生活安定及人口政策に資する爲家族手当

支給に關し左の措置を講ず

一 官吏以下

官吏以下に對しては昭和十七年四月より家族手当支給の制度を左の如く改む

(一) 支給の範圍 官吏(高等官及判任官の全部)、

待遇官吏、嘱託員(常時勤務のもの)、雇員、傭人

及職工、但し勅任官同待遇者を除く

(二) 支給の基準 主として本人の收入に依り生活

する配偶者、滿六十歳以上の直系尊屬、滿十八歳未滿の直系卑屬及不具廢疾者一人に付月額三圓とす(最高額の限度を設けず)

二 國民學校及青年學校職員

官吏と同様に家族手当を支給するものとし其の半額を國庫に於て補助す

三公吏

各地方公共團體に於て各地の實情に應じ右に準じ家族手当を支給する如く措置す

四 家族手当の支給に伴ひ、地方公共團體の財政上必要ある場合は財源の賦與に付き政府に於て之を考慮す

五 其他

會社經理統制令、賃銀統制令等に基く家族手当に關する規定を前記官吏に對する家族手当の支給と歩調を一にする如く改正す

第七十九回帝國議會提案の人口問題

關係改正法律案要綱の決定

第七十九回帝國議會に提案せらるる人口問題關係の改正法律案につき閣議決定を見たる要綱を掲ぐれば以

下の如くである。

國民體力法中改正法律案要綱

一 被管理者の範圍は現行法に依れば未成年者に限るとあるを改め男子に在りては二十五歳迄擴張すること

二 體力手帳は現行法に依れば體力検査を行ひたる場合に交付又は記載するとあるを改め命令を以て定むる其の他の體力に關する検査を受けたる場合にも交付又は記載するものとする

三 醫師命令を以て定むる疾病に罹れる被管理者を診斷したるときは其の結果を其の者の體力手帳に記載すべきものとする

四 國民體力管理醫は國家目的達成の爲國民體力の向上に關し指導を爲すの責務を分擔し以て國民體力の向上に關する國策の遂行に協力すべき旨を明定すること

五 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き被管理者に付本人若は其の保護者又は使用主に對して體力向上に關する指示を爲し得るものとするを改め、體力検査のみならず、命令を以て定むる其の他の體力に關する検査の結果等に基きても亦之を爲し得るものとする

六 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き特殊疾病に罹患せる被管理者に付本人又は其の保護者に對して療養の處置命令並に貧困者に對して療養の指導を爲し得るものとするを改め、前項と同様其の命令又は指導を爲し得る場合を擴張すること

七 地方長官は國民の體力向上を圖る爲特に必要あり

- と認むるときは被管理者以外の者に對しても命令の定むる所に依り體力検査を實施し得るものとする
- 八 主務大臣又は地方長官は體力管理の結果に基き體力の向上を圖る爲特に必要ありと認むるときは公共團體、法人又は團體の長に對し體力向上に關する指示を爲し又は措置を命ずることを得るものとする
- 九 地方長官は本法に基き爲すべき事務の一部を保健所の長をして行はしめ得るものとする

國民健康保險法中改正法律案要綱

- 一 普通國民健康保險組合（其の他區内の世帯主を組合員とするもの）に付ては、地方長官必要ありと認むるときは其の設立を強制し得るものとする
- 二 國民健康保險組合の強制加入の制度を擴充強化すること
 - 1 強制設立の普通國民健康保險組合に付ては、組合員たる資格を有する者は總て組合員と爲るべきものとする
 - 2 任意設立の普通國民健康保險組合に付ては現行法に於ては組合員たる資格を有する者の三分の二以上加入せる場合に於ては強制加入を命じ得ることとせるを改め、地方長官必要ありと認むるときは三分の二以上の組合員たる資格を有する者の加入せざる場合と雖も強制加入を命じ得るものとする
 - 3 特別國民健康保險組合（同一の事業又は同種の業務に従事する者を組合員とするもの）に付ては、新に普通國民健康保險合同様強制加入を命じ得るものとする

- 4 代行人に在りても普通國民健康保險組合の組合員に相當する資格を有する者は國民健康保險關係に付ては總て社員と看做し本制度を利用せしむること
- 三 現行法に於ては助産の給付又は葬祭の給付は之を爲さざることを得ることとせるを改め、葬祭の給付のみを任意とし助産の給付は必ず之を爲すものとする
- 四 保險醫及保險藥劑師の制度を左の如く改善すること
 - 1 地方長官は一般醫師、齒科醫師、藥劑師に就き保險醫又は保險藥劑師たることを指定することとし且正當の事由なくして保險醫又は保險藥劑師たることを拒み得ざるものとする
 - 2 保險醫又は保險藥劑師より組合に請求すべき療養の給付に關する費用の額は醫師會等の意見を聽き主務大臣に於て定むるものとする
 - 3 主務大臣又は地方長官は當該官吏をして診療録その他の帳簿書類を検査せしめ得るものとする

- 五 地方長官は組合又は代行人に對し被保險者の爲にする福利施設の設置を命じ得るものとする
- 六 地方長官は組合又は代行人に對し組合聯合會に加入を命じ得るものとする
- 七 組合及代行人は健康保險組合の委託を受けて療養の給付に關する事務を行ひ得るものとする
- 八 現行法に於ては代行人たり得るものは營利を目的とせざる社団法人にして醫療に關する施設を爲すものに限定せるを改め、營利を目的とせざる社団法人

人は此の條件を具備せざる場合と雖も代行人たり得るものとする

健康保險法中改正法律案要綱

- 一 健康保險法に職員健康保險法を統合規定して事務を簡捷ならしむること
- 二 被保險者の範圍を左の如く擴張すること
 - 1 一年の報酬千二百圓を超え千八百圓に至る迄の職員をも被保險者たるものとする（現行職員健康保險法に在りては千二百圓を超ゆる職員を被保險者とせず）
 - 2 常時十人未満五人以上使用する事業所等の職員をも被保險者たるものとする（現行職員健康保險法に在りては十人未満使用する事業所に使用せらるる者を被保險者とせず。現行健康保險法に在りては常時五人以上の労働者を使用する事業場等に使用せらるる者は總べて被保險者とす）
 - 3 法人の事務所の従業員も亦被保險者たるものとする
- 三 保險給付の内容を左の如く擴充すること
 - 1 療養の給付を爲す場合には、特別の場合を除くの外、被保險者より費用の一部を徴收するものとする（現行職員健康保險法には此の一部負擔の制もあるも、現行健康保險法には一部負擔の例なし）
 - 2 分娩費の支給額を増額すること（現行法に依れば二十圓なるも之を三十圓とせむとす）
 - 3 結核に對する延長給付を法定の制度とすること（現行法に於ては任意的制度なり）

- 4 被保険者の家族に對する給付の制を法定の制度とすること(現行法に於ては任意的制度なり)
- 5 被保険者の配偶者にも分娩費を支給するものとする

四 保險醫及保險藥劑師の制度を左の如く改善すること

- 1 地方長官は一般醫師、齒科醫師、藥劑師に就き保險醫又は保險藥劑師たることを指定することとし、且正常の事由なくして保險醫又は保險藥劑師たることを拒み得ざるものとする
- 2 保險醫又は保險藥劑師より保險者に請求すべき療養の給付に關する額は醫師會等の意見を聽き主務大臣に於て定むるものとする
- 3 行政官廳は當該官吏をして診療録其の他の帳簿書類を検査せしめ得るものとする
- 五 被保険者の爲にする福利施設を強化し得るの方途を講ずること

- 1 保險者は、自ら被保險者等の爲にする福利施設を設置するのみならず、他に此の種施設を爲すものあるときは之に對し助成金を交付し得るものとする
- 2 主務大臣は保險組合に對し被保險者等の爲にする福利施設の設置を命じ又け之に必要な費用の支出を命じ得るものとする
- 3 保險組合聯合會を置くの制を設け、聯合會に對しても前掲(2)の命令を爲し得るものとする

醫療法案要綱

一 國民に適正なる醫療を受けしめ以て國民保健の向

上を圖る爲醫療法を制定し現行醫師法及齒科醫師法の內容は本法に統合規定すること

二 醫師の本身を明定し以て醫道の振作、醫術の進歩に資すること

三 病院、診療所及産院の開設には許可を要すること

として以て醫療施設の適正なる配置に資すること

四 厚生大臣必要ありと認むるときは醫師及齒科醫師の免許を初めて受けたる者に付一定期間内に其の勤務指定を爲し得るものとする

五 厚生大臣必要ありと認むるときは醫療關係者に對

し醫療内容に付必要なる措置を講じ得ることとし、又醫療關係者をして醫療上必要なる事項の修習を爲さしむることを得ることとし以て醫術の向上に資すること

六 厚生大臣は醫療報酬及給與高きに失する場合に於て之が抑制に付必要なる措置を講じ得るものとする

七 醫師會及齒科醫師會の使命、會員の範圍其の他に付必要なる改正を加へ以て其の公共的活動の強化を圖ること

八 醫療施設の普及並に醫療内容の向上に資し併せて

醫師の醫療經營上の負擔軽減に資する爲左の要領に依り日本醫療團を設置すること

- 1 日本醫療團は法人とし政府の保健國策に即應し醫療の普及向上を圖るを目的とする
- 2 日本醫療團は左の業務を行ふこと

- (一) 病院、診療所及産院の建設及經營
- (二) 醫療關係者の指導並に補習教育
- (三) 前各號の業務に附帶する事業

- 3 日本醫療團に總裁、副總裁、理事、監事、顧問及評議員を置き厚生大臣に於て任命すること
- 4 政府は日本醫療團に對し出資するものとする

5 日本醫療團は醫療債券を發行し得ること

6 政府は日本醫療團に對し必要なる助成及保護を爲すこと

7 日本醫療團の事業に對しては國稅及地方稅減免の途を講ずること

8 日本醫療團は他の醫療施設の讓受又は借受を爲すことを得ること

右讓受又は借受の協議調はざるときは特定のものに付ては主務大臣は審査會の意見を聽き之を裁定することを得ること

9 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要なる土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする

10 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

所得稅法並に恩給法中改正法律案に於ける人口政策的考慮

第七十九回帝國議會に提出せらるる増稅等に關する法律案中の所得稅法の改正並に恩給法中改正法律案は共にその要綱の閣議決定を見るに到つたが、特に人口政策的考慮を加へられたる點を示せば左の如くである。

所得稅法中改正法律案に於ける扶養家族除制度の擴充

分類所得稅に於ても一般増稅方針に隨ひ稅率の引上

(勤勞所得の場合)は百分の六より百分の十(一)及び免税
點又は基準控除額の引下(勤勞所得の場合)は七百二十
圓より六百圓(一)が行はれるが、之と共に扶養家族控
除の恩典は擴充される。

即ち扶養家族控除は現行の一人に付年十二圓(月一
圓)を年二十四圓(月二圓)に改むる外、扶養家族中子
五人以上ある時は右控除額は年三十六圓(月三圓)に引
上げられる。尙扶養家族の控除は綜合所得税を納むる
者の分類所得税についても認められることとなる。

恩給法中改正法律案に於ける遺族員數 に因る加給制度の制定

また恩給法中改正法律案要綱は左の如くで、第三項
は人口政策的考慮を加味せるものとして注目される。

恩給法中改正法律案要綱

一 戰務加算は現行法に於て戰地戰務加算一月に付三
月、戰地外戰務加算一月に付一月を加算すとあるを
戰地と戰外地とを問はず何れの地域に於ても戰務の
内容に依り一月に付三月以内にて適當なる加算を
爲し得ることにせんが爲戰地戰務と戰地外戰務との
區別を廢し一月に付三月以内の加算を爲すことに改
むること

二 左の遺族扶助料は一定額以下のものに付相當増額
すること

- 1 戰闘公務死に因る扶助料
 - 2 普通公務死に因る扶助料
- 三 遺族扶助料の遺族の員數に因る加給額は現行法に
於ては三人以上五人迄は順次累増し六人以上は五人

の場合と同額なるも六人以上に付ても其の員數に應
じ増額することに改むること

拓務省の滿洲開拓第二次五箇年計畫 要綱の發表

二十箇年百萬戸五百萬人入植を目標とする滿洲開拓
移民政策は昭和十六年を以てその第一期五箇年計畫を
終了し、十萬戸入植豫定に對して八萬一千餘戸送付と
いふ概ね順調な實績を擧げたが、拓務省に於ては第二
期五箇年計畫を立案、昭和十七年一月六日の閣議は之
を正式決定、同日上奏御裁下をも得て、その要綱を發
表した。之を掲ぐれば次の如くで、第一期計畫を通じ
累計三十萬戸の送付を目標としてゐる。

滿洲開拓第二次五箇年計畫要綱

方針

滿洲開拓政策第二期五箇年計畫は東亞共榮圈内に於
ける大和民族の配分布置の基本國策に照應し廿箇年百
萬戸計畫の開拓政策基本要綱に則り更に第一期五箇年
計畫の實績に鑑み現下の戰時態勢に即應し日滿兩國一
體的重要國策たる使命を更に昂揚し特に日本内地人
開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亞防衛に
おける北方據點の強化、滿洲農業の改良發達及び増産
促進に重點を指向して之が策定を爲すものとす。

要領

一 第二期五箇年計畫は廿箇年百萬戸計畫を基準とし
第一期計畫を通じ累計卅萬戸に達せしむるを自途とし
昭和十七年度以降五箇年間に一般開拓民、義勇隊
開拓民を含め廿二萬戸を計畫目標とす、青年義勇隊

に付ては十三萬人を計畫目標とす。

二 第二期五箇年計畫の遂行に當りては一貫せる脈絡
の下に各關係機關をしてその綜合的機能の發揮に遺
憾無からしむると共に地方指導力の鞏化を期するも
のとす。

三 開拓民に就ては日滿兩國を通ずる適正なる農村人
口の維持培養を自途とし農村の再編成を主眼とする
分村計畫に依るを原則とし母村と分村、府縣と省縣
との精神的、社會的、經濟的連繫の緊密化を圖ると
共に之が送付の計畫的且確實なる完遂を期するもの
とす。時局の進展に基く歸農開拓民に付ては之が保
護斡旋に付き特別の考慮を拂ふものとす。

四 青年義勇隊に付ては郷土部隊編成を一層計畫的
ならしめ之が訓練内容及施設の改善充實を圖るもの
とす。

五 女子に付てはその積極的進出を促進する爲女子一
般に對する啓蒙宣傳及教育を更に徹底せしめ女子訓
練施設を整備充實し速急に開拓民配偶者の確保を圖
るものとす。

六 開拓民指導者の養成確保に付ては速急に之が養成
機構を整備すると共に特に青年義勇隊員中より之が
適格者を簡拔し養成するの方途を講ずるものとす
保健畜産指導員に付てはその補充に關し一層有效な
る方途を考究するものとす。

七 開拓地農法改善に付ては既定方針に則り之が普及
徹底の積極化に付き特段の措置を講ずるものとす。

八 開拓地の設定に付ては綜合立地計畫並に國防上の
要請を勘案すると共に入植の實施は可及的集約的且
效率的ならしむるものとす之が爲適地調査の能率化

と土地改良事業の積極化とを圖ると共に之に要する資金、資材、技術等の供給に付日本側において更に積極的に協力するものとす。尙開拓鐵道、軌道、道路、運河及び通信の施設を計画的に實施すると共に武器及び警備施設を充實し以て國防増産の一體的推進に努むるものとす。

九 開拓民に對する日滿兩國政府補助に付ては現下の經濟的諸條件に即應せしむると共に開拓地の立地條件と建設經營の難易等を勘察し補助の適正を期するものとす。

十 滿洲拓植公社の資本金に付ては開拓の進捗に伴ひ所要の増額を行ふことを考慮すると共に資金調達を圓滑ならしむるため日滿兩國政府に於て適當なる方途を講ずるものとす。

十一 開拓用資材に付ては之が確保及び輸送の優先を期するため特段の處置を講ずるものとす。

十二 開拓地に於ける保健、衛生、教育、文化等の諸施設を改善充實し以て開拓民の生活の安定向上を期するものとす。

十三 日本馬移植計畫を本計畫に即應し積極化すると共に日本馬の現地生産に付ても一段の考慮を拂ふものとす。

備考

本計畫の實施に當りては各年度における勞務、資金、資材等の實情を勘察し實行計畫を策定するものとす。

結婚報國懇話會の設立

特に結婚に關する諸般の促進施設及び啓蒙方策を通

じて時局下人口政策遂行に寄與せんことを目的とし厚生省人口局の主動後援により昭和十七年一月結婚報國懇話會の設立を見たが、その設立趣意、會則、役員及び事業計畫等を掲ぐれば以下の如くである。

結婚報國懇話會設立趣意書

現下の非常事態を突破して大東亞戰爭を完遂し大東亞共榮圈を確立せんが爲には我が國人口の急激にして且永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的なる向上を喫緊の急務とす従つて政府に於ては養に人口政策確立要綱を決定し銳意之が實現に邁進せられつつあり

然るに人口増強の根幹たる結婚に付ては男女共今尙個人主義的結婚觀に捉はれ或は迷信に惑はされ徒らに婚期を失し一般社會亦結婚の國家的民族的的重要性に對する認識薄く之が成立斡旋に付ては概ね個人的私事として放任せられ爲に時局の推移に伴ふ諸條件の累増に依り男女の婚期は益、遅延の傾向にあるは我が國人口政策上憂慮に堪へざる所にして官民一致協力して之が促進の爲適當なる方途を講ずるは刻下の急務なりと謂ふべし茲に結婚報國懇話會を設立して人口政策確立要綱の趣旨に則り結婚促進の一大國民運動の推進力となり結婚に關する正しき思想の普及に努め個人を基礎とする結婚觀を排し家と民族とを基礎とする結婚觀の確立徹底を圖ると共に結婚獎勵上必要なる事業を行ひ以て政府に協力して時局下人口政策遂行に寄與せんとす。

結婚報國懇話會會則

第一條 本會は結婚報國懇話會と稱す

第二條 本會は事務所を厚生省人口局母子課内に置く

第三條 本會は結婚獎勵に關し必要なる事業を行ひ政府の施設と相俟つて結婚を促進し我が國人口の増強に寄與することを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 結婚報國思想の啓發
- 二 適齡結婚及健康結婚の獎勵
- 三 結婚斡旋の獎勵
- 四 結婚斡旋機關の設置獎勵及相互の聯絡
- 五 結婚行事の改善
- 六 結婚に關する迷信の打破
- 七 關係團體との聯絡協調
- 八 結婚問題に關する調査研究
- 九 其の他本會の目的達成に必要な事業

第五條 本會に左の會員を置く

- 一 正會員 結婚の獎勵、指導又は斡旋を目的とする團體又は施設の役職員にして本會の趣旨に賛同し參加する者
- 二 特別會員 結婚に關し學識經驗を有する者にして本會の趣旨に賛同し參加する者
- 三 名譽會員 本會に特に功勞ありたる者
- 五 維持會員 本會に對し千圓以上寄附したるもの
- 五 贊助會員 本會に對し百圓以上寄附したるもの

第六條 本會に左の役員を置く

- 理事 若干名 (内一名を理事長、二名を常務理事とす)
- 監事 若干名
- 評議員 若干名

右の外顧問若干名、參與若干名を置くことを得

第七條 會長には厚生次官の職に在る者を推戴す

理事長には厚生省人口局長の職に在る者を推す

常務理事は理事中より會長之を委嘱す

理事、監事及評議員は會員、關係官公署の官公吏又は學識經驗ある者の中より會長之を委嘱す

顧問及參與は關係官公署の官公吏又は學識經驗ある者の中より會長之を推挙又は委嘱す

第八條 會長は本會を代表し會務を總理す

第九條 理事長は會長を輔佐して會務を執行し會長事故あるときは之を代理す

常務理事は常務を處理し理事長事故あるときは之を代理す

第十條 理事は理事會を組織して會務を審議す

理事會の議事は出席者の過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決するところに依る

第十一條 監事は會計事務を監査す

第十二條 評議員は評議員會を組織し重要な會務を議決す

第十三條 顧問は特に重要な會務に付會長の諮問に應ず

第十四條 參與は事業方針の決定其の他重要な會務に參與す

第十五條 第六條の役員は二年とす但し重任を妨げず

官公吏たる役員は其の在職期間中とす

補缺として就任したる役員は前任者の残任期間とす

役員は任期滿了するも後任者の就任する迄仍其の職務を行ふ

第十六條 本會に必要な應じ幹事、主事、書記其の他の職員を置き會長之を命免す

第十七條 本會の經費は左の收入を以て之に充つ

一 補助金

二 寄附金

三 其の他の收入

第十八條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十九條 本會の豫算は年度開始前評議員會の議決を経ることを要し決算は年度終了後一ヶ年以内に評議員會の承認を経ることを要す

第二十條 本會は必要に應じ特別會計を設くることを得

結婚報國懇話會役員氏名

會長	厚生次官	武井群嗣	外務省亞米利加局第二課長	大野勝己
理事長	厚生省人口局長	中村敬之進	内務省地方局振興課長	岡本茂
常務理事	厚生省衛生結婚相談所長	伊藤清	陸軍省人事局恩賞課長	藤村益藏
理事	厚生省人口局總務課長	安井洋	陸軍省兵務局兵備課長	菅井斌麿
	厚生省豫防局豫防課長	床次徳二	陸軍省人事局第二課長	富永昌三
	厚生省豫防局結核課長	青柳秀夫	海軍省軍務局第二課長	石川信吾
	厚生省生活局生活課長	青木秀夫	文部省社會教育局青年教育課長	久尾啓一
	厚生省労働局能率課長	小貫弘	農林省總務局總務課長	石坂弘
	厚生技師	古屋芳雄	拓務省管理行政課長	栢原依郎
	金毘羅第三部第一課長	右田鐵四郎	拓務省拓北局總務課長	鹽谷末吉
	對滿事務局管理課長	松崎健吉	拓務省拓南局金書課長	高橋進太郎
	情報局第五部第一課長事務取扱	川面隆三	軍事保護院援護局指導課長代理	古屋亨
	興亞院文化部第一課長	森本雅雄	東京府學務部長	加藤初夫
			東京市厚生局長	安井大吉
			大政翼賛會國民生活動員本部長	村松久義
			大日本産業報國會厚生部長	野津謙
			大日本青少年團保健厚生部長	久松榮一郎
			産業組合中央會戰時對策部長	金井滿
			愛國婦人會事務副長	飛鋪秀一
			大日本國防婦人會金書課長	杉山得一
			大日本聯合婦人會金書部長	山田清
			恩賜財團軍人援護會輔導部長	御堀傳造
			大日本傷痍軍人會相談部長	梅澤銀造
			海外婦人協會會長	上杉貴子
			日滿帝國婦人協會理事長	石丸志都磨
			全日本方面委員聯盟常務理事	原泰一
			全國産業團體聯合會常務理事	膳桂之助
			日本工業俱樂部主事	中村元督
			原田積善會常務理事	齋藤俊平

理事

株式會社日産事務取締役 三保幹太郎

監事

前結婚報國懇話會幹事長 宇原義豊

評議員

人口問題研究所企畫部長 中川友長

人口問題研究所調査部長 岡崎文規

東京帝國大學教授 穂積重遠

東京帝國大學名譽教授 三宅鏞一

立教大學學長 遠山郁三

木下病院長 木下正中

東京帝國大學教授 白木正博

日本赤十字社産院長 久慈直太郎

慶應義塾大學教授 安藤畫一

聖路加病院 飯田英作

大日本生活協會常務理事 岸田軒造

生活改善中央會常務理事 東郷昌武

愛國婦人會本部 白石潔

淺草寺結婚相談所 守山良順

第一公論社長 上村哲也

日銀舊友會高砂局 高野昇

出雲大社教 千家尊宜

ゆかり俱樂部 藤田輝雄

本郷區駒込林町一九五 森田嘉市郎

東京府立第一高等女學校長 櫻井賢三

三輪田高等女學校長 三輪田元道

日産むすび會 吉田潤一

杉並區萩窪二ノ二〇九 藤木幹

東京女子醫學專門學校長 吉岡彌生

日本女子大學校長 井上秀子

大妻高等女學校長 大妻コタカ

文化學院教授

河崎ナツ

四谷區三光町一

竹内茂代

澁橋區下落合二ノ八一〇

高良富子

大森區新井宿六ノ六一三

村岡花子

四谷區西信濃町二

阿部靜枝

四谷區南伊賀町一

山高しげり

厚生省衛生結婚相談所

堤喜久與

東京市結婚相談所長

田中孝子

働く婦人の家會長

奥むめを

海外婦人協會常務理事

杉谷すが子

日滿帝國婦人會常務理事

西尾好子

大日本青少年團指導者中央練成所

植谷銚

大日本青少年團保健厚生部

金子てい

警察官家庭婦人協會家庭學校

本田トヨ

東京婦人會館

金子眞子

昭和十七年度結婚報國懇話會事業計畫

概要

一 創立記念結婚報國講演會の開催

本會設立の趣旨並に結婚に對する世人の認識を新に

せしめ其の蒙を啓く爲適當の時期に於て講演會を開

催すること

二 結婚斡旋機關設置促進懇談會の開催

事業場其の他に於ける結婚斡旋機關の設置を促進す

る爲左記に依り關係者の懇談會を開催すること

1 工場、鑛山結婚斡旋懇談會 二回

2 會社、銀行、百貨店 //

3 官公署 //

4 學校同窓會 //

三 結婚斡旋連絡協議會

結婚斡旋施設の會員一週一回會同し各自の相談事件

を持寄り相互に交換をなすこと

四 結婚促進對策協議會の開催

現下結婚遅延の状況に鑑み結婚を可及的に促進せし

むる爲本會會員中より委員を選出し取り敢へず左記

事項の協議を爲し結婚促進に資すること

1 結婚指導方針の研究

2 結婚斡旋方法の研究

3 標準結婚様式の制定

4 結婚者の經濟援助方法の研究

5 結婚獎勵と住宅問題

五 結婚斡旋講習會の開催

結婚斡旋機關の職員講習會を開催し結婚斡旋の實

際に付指導すること

六 結婚獎勵に關する印刷物の刊行

結婚獎勵に關する參考として差當り左の印刷物を刊行し廣く結婚獎勵關係者に頒布すること

- 1 結婚斡旋の手引
- 2 職場に於ける結婚の獎勵
- 3 健康と結婚の乘
- 4 結婚への心構
- 7 結婚斡旋所の經營

適當の時期に於て結婚斡旋所を經營し廣く一般の利用に資せしむること

財團法人人口問題研究會編「ラテン・アメリカの人口問題」の刊行

財團法人人口問題研究會は同會編人口問題資料第四十八輯として「ラテン・アメリカの人口問題」(七〇頁)を刊行した。因に本輯は Moises Poblele Troncoso: Problemas sociales y economicos de America Latina. Santiago de Chile, 1936. を委託調査の形成に於て神戸商業大學商業研究所中南米經濟調査部に翻譯せしめたもので、内容目次を掲ぐれば次の如くである。

内容目次

- 一、人口と人種
- 二、米洲に於ける人口増加及び分布
- 三、米洲人口の全般的考察
- 四、人口密度
- 五、人口分布
- 六、人口の男女別構成
- 七、人口の年齢別構成
- 八、社會事情による人口構成

九、人口動態

- 一〇、婚姻率の趨勢
- 一一、出生率の趨勢
- 一二、死亡率の趨勢
- (イ) 一般死亡率及び幼児死亡率
- (ロ) 乳兒死亡率
- 一三、私生子
- 一四、移植民
- 一五、移植民問題結論
- 一六、原住民
- 一七、職業別人口構成
- 一八、人命の社會經濟的價值

滿洲國に於ける開拓農場法の公布

滿洲國に於ては滿洲開拓農民の健全なる發展を保障することを目的として昨昭和十六年十一月組織法第三十八條に依り參議府の諮問を経て勅令を以て「開拓農場法」を公布し、開拓農場の世襲家産制に依る鞏固なる農業經營基礎の確立を圖ることとなつたが、ナチス獨逸に於ける世襲農地法の先例にも見る如く、その人口政策的意義は極めて注目するに足るものといへよう。今昭和十七年四月より實施せらるる筈であるが、その法文を掲ぐれば以下の如くである。

開拓農場法

第一章 開拓農家

第一條 本法ハ開拓農場(以下農場ト稱ス)ノ世襲家産制ニ依リ鞏固ナル農場經營ノ根據ヲ確立シ以テ健全ナル開拓農家(以下農家ト稱ス)竝ニ之ヲ基礎トスル

農村ノ生産發展ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 農家トハ開拓團(以下團ト稱ス)又ハ開拓協同組合(以下組合ト稱ス)ノ區域内ニ於テ農場ヲ所有シ其ノ經營ニ依リ獨立ノ生計ヲ營ム日本内地人開拓民ノ親族團體ヲ謂フ

第三條 農家ハ其ノ名ニ於テ農場其ノ他ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第四條 農家ハ家長又ハ家長ニ非スシテ農家ニ屬スル者(以下農家族ト稱ス)カ農家生活ヲ爲スニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五條 農家ニ在リテハ家長ハ農家ヲ代表シ家政ヲ主宰ス

農家族ハ通常ノ農家生活ニ關スル事項ニ付農家ヲ代表ス

家長又ハ農家族ノ行爲ニシテ農家ニ爲シタヤ否ヤ分明ナラサルモノハ農家ノ爲ニ爲シタルモノト推定ス

第六條 本法施行ノ際存スル農家ノ世帯主ハ本法施行ト同時ニ其ノ家長ト爲ル

日本内地人ノ親族團體カ新ニ農家ト爲ルトキハ其ノ世帯主ハ同時ニ其ノ家長ト爲ル

第七條 農家ハ開拓精神ヲ體シ家長ヲ中心トシテ農場ノ經營ニ當ルト共ニ家名ヲ永遠ニ保持シ隣保相助及民族協和ノ達成ニ任スルモノトス

第八條 家長及農家族ハ農家ヨリ相當ナル扶養及教育ヲ受ク

第九條 農家ハ家長又ハ農家族ニ對シ情義ニ違ヒ且農家ノ資産狀態其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ農場以外ノ農家財産ヲ分與スルコトヲ得家長又ハ農家族カ農家ヲ離脱スルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ團又ハ組合ハ財産ヲ分與スヘキヤ否ヤ及分與スヘキ財産ノ範圍ニ付調整斡旋ヲ爲スコトヲ得

第十條 農家ハ適正ナル農業經營ヲ爲ス爲世帯ヲ分ツヲ相當トスル場合ニ於テ農家族ノ同意アルトキハ團又ハ組合ノ許可ヲ得テ其ノ者ヲシテ農家ヲ創立セシムルコトヲ得但シ滿十五年未滿ノ者ニ付テハ其ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス

團又ハ組合ノ區域内ニ居住スル日本内地人ノ親族團體ハ團又ハ組合ノ許可ヲ得テ農家ヲ創立スルコトヲ得

第十一條 家長ハ農家ノ債務ニ付農家ト連帶シテ辨濟ノ責ニ任ス

農家及家長其ノ財産ヲ以テ農家ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキハ農家族連帶シテ辨濟ノ責ニ任ス

前二項ノ債務ハ家長又ハ農家族ノ一身ニ專屬ス

第十二條 農家ヲ離脱シタル家長又ハ農家族ハ離脱當時ニ有スル財産ノ限度ニ於テ前條ノ責任ヲ負フ

前項ノ責任ハ離脱後二年以内ニ履行ノ請求ヲ爲ササル債權者ニ對シテハ離脱後二年ヲ經過シタルトキ消滅ス

第十三條 農家又ハ家長若ハ農家族ノ孰レニ屬スルカ分明ナラサル財産ハ農家ノ財産ト推定ス

第十四條 家長カ未成年ナル場合又ハ長期ニ互リ家政ヲ主宰スルコト能ハサル場合ニハ家長ノ職務ニ付代行者ヲ置ク

代行者ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 家長タル地位ノ承繼ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ被相續人トシタル家

督相續ノ順位ニ從フ

第十六條 農家族ニ非サレハ承繼人ト爲ルコトヲ得ス但シ本法ニ別段ノ定メアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 戶主タル家長ニ付家長ノ地位ノ承繼ト共ニ家督相續開始シタル場合ニ新家長ト新戶主トカ異ルトキハ農家ハ農家及新戶主ノ資産狀態其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ新戶主ニ對シ相當ノ財産ヲ分與スルコトヲ要ス

戶主タル家長ニ付家長ノ地位ノ承繼開始シ家督相續開始セサル場合ニ於テハ農家ハ農家及前家長ノ資産狀態其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ前家長ニ對シ相當ノ財産ヲ分與スルコトヲ要ス

第十八條 家長又ハ農家族ニ付遺產相續開始シタル場合ニ家長又ハ農家族ニ非サル者カ遺產相續人ナルトキハ農家ハ其ノ遺產相續人並ニ農家及被相續人ノ資産狀態其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ遺產相續人ニ對シ相當ノ財産ヲ分與スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ戶主タル農家族ニ付家督相續開始シ家長又ハ農家族ニ非サル者カ其ノ家督相續人ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 家長ハ正當ノ事由アルトキハ團又ハ組合ノ許可ヲ經テ其ノ地位ヲ辭スルコトヲ得

第二十條 團又ハ組合ハ家長ニ付左ノ事由アリテ將來家政ヲ主宰セシムルヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ地位ヲ剝奪スルコトヲ得

一 家長正當ノ事由ナクシテ團又ハ組合ノ區域外ニ居住シタルトキ

二 家長ノ本分ニ悖ル行爲アリタルトキ

三 禁治產又ハ準禁治產ノ宣告アリタルトキ

團又ハ組合カ同項ノ規定ニ依リ家長ノ地位ヲ剝奪スルニハ法院ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第二十一條 家長タル地位ノ承繼ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス

一 家長ノ死亡又ハ農家離脱

二 家長ノ辭任又ハ地位ノ剝奪

三 家長ノ團員又ハ組合員タル資格ノ喪失

第二十二條 家長ハ法定ノ推定承繼人カ家長ト爲ルニ適セサルトキ其ノ他正當ノ事由アルトキハ團又ハ組合ニ對シ其ノ廢除ヲ請求スルコトヲ得

團又ハ組合カ前項ノ廢除ノ請求ニ付處分ヲ爲スニハ法院ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第二十三條 法定ノ推定承繼人ハ家長ノ同意アルトキハ團又ハ組合ノ許可ヲ得テ其ノ地位ヲ辭スルコトヲ得

家長ハ正當ノ事由アル場合ニ非サレハ前項ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條 法定ノ推定承繼人ノ廢除ノ請求アリタル後其ノ手續結了前ニ承繼カ開始シタルトキハ法院ハ利害關係人ノ中出ニ因リ又ハ職權ヲ以テ團又ハ組合ニ對シ農家財産ノ管理ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 法定ノ推定承繼人ナキトキハ家長ハ農家族中ヨリ承繼人ヲ指定スルコトヲ得

團又ハ組合ノ許可ヲ得タルトキハ家長ハ農家族ニ非サル親族中ヨリ承繼人ヲ指定スルコトヲ得

前二項ノ指定法定ノ推定承繼人アルニ至リタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

承繼人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得

第二十六條 前條ノ指定ニ因リ承繼人ト爲リタル者ハ

承繼開始前其ノ地位ヲ辭スルコトヲ得

第二十七條 法定又ハ指定ノ承繼人ナキトキハ團又ハ組合ハ農家族中ヨリ承繼人ヲ選定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ選定ヲ爲スコト能ハサルトキハ團又ハ組合ハ農家族ニ非サル家族又ハ親族中ヨリ承繼人ヲ選定スルコトヲ得

前二項ノ選定ハ被選定人ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十八條 第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條及第二十五條第二項ノ規定ニ依リ團又ハ組合ノ爲シタル處分ニ對シテハ其ノ處分アリタル日ヨリ二月以內ニ法院ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 第二十條第二項及第二十二條第二項ノ規定ニ依リ認可、第二十四條ノ規定ニ依リ管理命令並ニ前條ノ規定ニ依リ異議ノ申立及裁判ハ團又ハ組合ノ所在地ヲ管轄スル地方法院ニ於テ非訟事件法ニ依リ之ヲ爲ス

第三十條 第二十條第二項及第二十二條第二項ノ規定ニ依リ認可又ハ不認可ノ裁判並ニ第二十四條ノ規定ニ依リ管理命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第二十八條ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ理由アリト認ムルトキハ法院ハ團又ハ組合ノ爲シタル處分ヲ取消シ更ニ相當ノ處分ヲ爲スヘキコトヲ團又ハ組合ニ命シ又ハ自ら其ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 家長、農家族、代行者、承繼人其ノ他農家ニ關スル事項ハ司法部大臣及農産部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ農家臺帳ニ記載スルコトヲ要ス

家長又ハ承繼人ノ辭任並ニ承繼人ノ指定及其ノ取消ハ之ヲ農家臺帳ニ記載スルニ依リテ其ノ效力ヲ生ス前項以外ノ事項ニシテ第一項ノ規定ニ依リ農家臺帳ニ記載スヘキモノハ出生及死亡ヲ除クノ外其ノ記載ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得

第二章 開拓農場

第三十二條 農場ハ農家所有ノ開拓農地及其ノ上ニ存スル農家所有ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ以テ組成ス

農場ハ司法部大臣及農産部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ農家臺帳ニ記載スルコトヲ要ス

第三十三條 開拓農地トハ農家カ團、組合又ハ他ノ農家ヨリ讓受ケタル團又ハ組合ノ區域内ノ土地ヲ謂フ

第三十四條 農場ヲ組成スル開拓農地ノ面積ハ農産部大臣之ヲ定ム

前項ノ面積ハ當該地方ニ於ケル適正ナル農業經營ニ依リ農家生活ヲ向上安定セシムルニ足ルモノナルコトヲ要ス

農家カ經營力ノ増大其ノ他正當ノ事由ニ因リ開拓農地ノ増加ヲ申出テタルトキハ團又ハ組合ハ農産部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ農家ニ付第一項ノ面積ヲ増加スルコトヲ得

第三十五條 第十條及前條第三項ノ場合ニ於テハ團又ハ組合ハ其ノ農家ニ對シ必要ナル土地ヲ讓渡スルコトヲ要ス

農家ハ第十條第一項ノ場合ニ於テ前條第一項ニ規定スル面積ヲ超ユル開拓農地ヲ有スルトキハ團又ハ組合ノ許可ヲ得テ之ヲ新ニ創立スル農家ニ分與スルコトヲ得

第三十六條 農場ヲ組成スル物件ニ對シテハ金錢債權

ニ基キ強制執行ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 農場ヲ組成スル物件ハ本法其ノ他ノ法律ニ別段ノ定アル場合及農産部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得

第三十八條 農家ハ自ら其ノ農場ヲ經營耕作スルコトヲ要ス

農家ハ自家勞力ヲ以テ一時農場ノ經營耕作ヲ爲スコト能ハサルトキモ其ノ他正當ノ事由アルトキハ團又ハ組合ノ許可ヲ得テ農業勞働者ヲ使用シ又ハ其ノ管理ヲ團又ハ組合ニ申出ツルコトヲ得

第三十九條 農家カ自家勞力ヲ喪失シ回復ノ見込ナキトキ其ノ他正當ノ事由アルトキハ團又ハ組合ニ對シ農場ノ買取ヲ申出ツルコトヲ得

第四十條 前條ノ申出アリタル場合ニ於テハ團又ハ組合ハ團協議會又ハ組合協議會ノ協議ヲ經テ相當ノ價格ヲ以テ農場ヲ買取ルコトヲ要ス

第四十一條 第三十八條第二項又ハ第三十九條ノ場合ニ於テ管理又ハ買取ノ申出ナキトキト雖モ團又ハ組合ハ必要アリト認ムルトキハ團協議會又ハ組合協議會ノ協議ヲ經テ農場ヲ管理スルコトヲ得

第四十二條 農家カ其ノ本分ニ悖リ團又ハ組合ノ秩序ヲ紊リタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ引續キ二年以上農場ノ經營耕作ヲ爲ササルトキハ團又ハ組合ハ團協議會又ハ組合協議會ノ協議ヲ經テ上當該縣長又ハ旗長ノ許可ヲ得テ相當ノ價格ヲ以テ農場ヲ買取ルコトヲ得

家長ノ地位ノ承繼開始後二年以內ニ其ノ承繼人定マラサルトキ及第三十八條第二項又ハ前條ノ規定ニ依

リ團又ハ組合カ引續キ五年以上農場ノ管理ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第四十三條 第三十八條第二項及第四十條乃至前條ノ規定ニ依リ團又ハ組合ノ爲シタル處分ニ對シテハ其ノ處分アリタル自ヨリ二月以内ニ法院ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二十九條並ニ第三十條第二項及第三項ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 團又ハ組合カ農場ノ全部ヲ買取リタルトキハ農家財産及農家債務ハ最後ノ家長ニ歸屬ス

前項ノ規定ニ依リ農家財産ヲ取得シタル者ハ農場買取ノ時ニ於ケル農家族ニ對シ情義ニ違ヒ相當ノ財産ヲ分與スルコトヲ得

第四十五條 團又ハ組合ハ農家ニ對シテ有スル債權ニ付第四十條又ハ第四十二條ノ農場買取代金ノ上ニ債權ヲ有ス

團又ハ組合ハ農場ヲ管理シタル場合ニ於テハ農家ニ對シテ有スル債權ニ付當該農場ヨリ生スル收穫物ノ上ニ債權ヲ有ス

前二項ノ債權ハ他ノ債權ニ優先ス

第三章 開拓農地ノ造成

第四十六條 團ハ開拓農地造成ノ爲必要ナル土地ヲ團又ハ組合ニ讓渡ス團又ハ組合ハ開拓農地造成ノ爲必要アルトキハ農家大臣ノ認可ヲ得テ團以外ノ者ヨリ土地ヲ取得スルコトヲ得

第四十七條 農家大臣ハ必要アリト認ムルトキハ團又ハ組合ノ所有スル土地ノ讓渡又ハ交換分合ヲ命スルコトヲ得

第四十八條 團又ハ組合ハ第四十六條ノ規定ニ依リ取得シタル土地ニ付農家大臣ノ定ムル所ニ依リ神社用地、公共用地、共同利用地及豫備地ヲ定メ爾餘ノ土地ヲ農家ニ讓渡スルモノトス

第四十九條 前條ノ場合ニ於テハ團又ハ組合ハ豫メ開拓農地配分計畫ヲ定メ農家大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五十條 團又ハ組合ハ其ノ所有スル共同利用地ヲ管理規定ノ定ムル所ニ從ヒ農家ヲシテ使用收益セシムルコトヲ要ス

第五十一條 團又ハ組合ハ必要アリト認ムルトキハ團協議會又ハ組合協議會ノ協議ヲ經テ農家ニ對シ其ノ所有スル開拓農地ノ交換分合其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 團又ハ組合ハ其ノ所有又ハ管理スル土地ノ管理規定ヲ定メ農家大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五十三條 團又ハ組合カ他人ヲシテ其ノ所有又ハ管理スル土地ヲ經營耕作セシムルトキハ其ノ契約期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十四條 第三十六條及第三十七條ノ規定ハ之ヲ團又ハ組合ノ所有スル土地ニ準用ス

第五十五條 農家大臣ハ團若ハ組合ノ所有スル土地又ハ開拓農地ノ管理及處分カ法令若ハ開拓農地管理規程ニ違反シタルトキ又ハ必要アリト認ムルトキハ團、組合若ハ農家ニ對シ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第五十六條 農家大臣ハ本章ニ定ムル權限ヲ省長、縣長又ハ旗長ニ委任スルコトヲ得

附 則

本法ハ康德九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

開拓農場法理由書

滿洲開拓政策基本要綱ノ本旨ニ基キ開拓農地ニ關シ農家ト農地トノ悠久ナル結合ヲ圖ルル目的トシテ世襲家產制度ヲ規制確立シ以テ營農ノ根據ヲ確保スルト共ニ健全ナル開拓農家並ニ之ヲ基盤トスル理想的農村ノ生成發展ヲ期スル爲本法制度ノ要アルニ因ル

開拓農場法第十四條ノ規定ニ依リ

家長ノ代行者ニ關スル件

第一條 開拓農家ノ家長カ未成年ナル場合ニ於テハ當該開拓團(以下團ト稱ス)又ハ開拓協同組合(以下組合ト稱ス)ノ區域内ニ居住スル父ナキトキハ母ハ家長ノ職務ニ付代行者ト爲ル

團又ハ組合ノ許可ヲ得タル場合ニハ團又ハ組合ノ區域外ニ居住スル父又ハ母ト雖モ代行者ト爲ルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ代行者タルヘキ者ナキトキハ團又ハ組合ハ其ノ區域内ニ居住スル本人ノ後見人、親族其ノ他適當ナル者ノ中ヨリ代行者ヲ選任ス

第三條 家長カ長期ニ互リ家政ヲ主宰スルコト能ハサルトキハ團又ハ組合ハ左ノ順序ニ從ヒ代行者ヲ選任スルコトヲ得

- 一 團又ハ組合ノ區域内ニ居住スル父、父ナキトキハ母、

- 二 團又ハ組合ノ區域外ニ居住スル父、父ナキトキハ母、

三 團又ハ組合ノ區域内ニ居住スル本人ノ後見人、親族其ノ他適當ナル者

第四條 家長タル地位ヲ剝奪セラレタル者ハ代行者トナルコトヲ得ス

第五條 團又ハ組合ハ正當ノ事由アルトキハ利害關係人ノ申出ニ因リ又ハ職權ヲ以テ代行者ヲ改任スルコトヲ得

第六條 代行者ハ誠實ニ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

第七條 代行者ト農家トノ利益相反スル行爲ニ付テハ代行者ハ特別代行者ノ選任ヲ團又ハ組合ニ申出ツルコトヲ要ス

第八條 代行者ノ事務ハ團又ハ組合ノ監督ニ屬ス

團又ハ組合ハ何時ニテモ代行者ノ事務ニ付報告ヲ徵シ検査ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 代行者ハ農家財産ニ重大ナル影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲スニハ團又ハ組合ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ違反シテ爲シタル行爲ハ本人又ハ代行者之ヲ取消スコトヲ得

民法第十四條及第四百十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 團又ハ組合ハ開拓農家ノ資力其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ第二條及第三條第三號ノ代行者ニ對シ農家財産ノ中ヨリ相當ノ報酬ヲ與フルコトヲ得

附 則

第十一條 代行者ハ其ノ任務終了後二月以内ニ本人ニ對シ代行事務ノ結果ヲ報告スルコトヲ要ス

開拓農場法第十四條ノ規定ニ依ル
家長ノ代行者ニ關スル件理由書

開拓農場法ノ制定ニ伴ヒ其ノ第十四條ノ規定上代行者ニ關シ本法制定ノ要アルニ因ル

獨逸統計局の戰爭勃發當時歐洲各國の
人口趨勢調査

今次の歐洲動亂が各國今後の人口動態と隨つて又その人口政策とに調期的なる轉機を齎らすであらうことは想像するに難くないが、さういふ意味で既往をひと先づ一括するといふ目的の下に獨逸統計局に於ては今次動亂勃發年次までの最近の歐洲各國人口動態を集計し、「戰爭勃發當時に於ける歐洲諸國民の生活力と生活意欲」なる題下に各國民の人口趨勢を一覽せしめてゐる。その一覽表及圖表(圖表は)は別掲の如くであるが、獨逸統計局の解説するところの大意を掲ぐれば以下の如くである。

佛蘭西はヴェルサイユ條約の最大の利得者として一時的には空しい繁榮を享受したが、その跡は同國の人口動態の上にも觀取せられる。即ち一九二四―二九年の五ヶ年平均の婚姻率(人口千に付、以下同之)八・四の數値は同國の不利な年齢構成やまた大戰時の大量人口消耗と考へ合せて極めて高い率といつてよく、そして出産減退も大戰後殆ど停止状態を示すに到つたといつてよい。同じく一九二四―二九年五ヶ年平均の出生率(人口千に對、以下同之)一八・四の數字は同國の一九一三年の出生率一八・八の水準と殆ど同じと見てよい。が一九三〇年以降政治經濟狀態の悪化は同時に

民族生物學的衰弱を結果し、婚姻率、出生率共に低下を見るに到つてゐること次の如くである。

年	婚姻率	出生率
一九二四―二九年五ヶ年平均	八・四	一八・四
一九三八年	六・六	一四・六

白耳義も亦佛蘭西と同じ傾向を辿つてをり、婚姻率、出生率共に低下を見せてゐる、そしてその生産力が現人口を維持するに足りないこと佛蘭西と同じ。その點ルクセンブルグ及びスイスも同様である。

舊テエツコ・スロバキア及び波蘭も同様の低下傾向を示してゐるのは西歐デモクラシー諸國の影響下にあつた當然の結果と見てよく、舊テエツコ・スロバキア内のボヘミア及びモラヴィアの一九三八年に於ける出生率一四・三は同年の佛蘭西よりも互に〇・三だけ低位にある。

大ブリテンが英國支配階級の經濟及び社會政策的態度と兼ねて又ユダヤ主義との影響の下に民族の衰退の跡を示してゐることは原則的に佛蘭西と同じだが、多少の相異は經濟事情の相異に歸すべきものである。即ち一九二四―二九年五ヶ年平均の婚姻(七・五)及び出生(二七・九)率が佛蘭西よりも悪いのは、ポンド貨の戰前相場維持策に基く經濟的苦境に依るものといへよう。三三年以降には婚姻率は上昇の跡を示し、之と共に出生率も亦上昇してゐること次の如くであるが、

年	婚姻率	出生率
一九二四―二九年五ヶ年平均	七・五	一七・九
一九三三年	七・七	一四・九
一九三八年	八・六	一五・五

右出生率の上昇も實は先立つ婚姻率上昇の結果で、而かもその上昇程度は新夫婦の増加より當然期待せらるべき所の水準にも達してゐない。

北歐諸國 (瑞典、挪威、丁抹、フィンランド) はその經濟の比較的好調と、且つ又北米合衆國の移入制限による從來の移出人口の停止とにより婚姻率の上昇を結果し、之に伴ひ又出生率の上昇をも見たること英國の場合と同様であるが、右出生率の上昇程度は新夫婦増加による當然の豫期程度を超えたものではなく、丁抹の如きは右豫期の程度にも達してゐない。

總數

歐洲諸國の人口動態

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	七,三〇〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	九,四〇〇,〇〇〇
舊領域内	六,〇〇〇,〇〇〇	六,四〇〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	六,〇〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
ア兩保護領	八〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇
ハンガリー (2)	八,〇〇〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	八,七〇〇,〇〇〇

九・八を以て停止の域に入り、爾後婚姻率の多少の増加に伴ひ出生率も亦多少上昇してをり、一九三九年の出生率二〇・七は猶ほ獨逸よりも高位にある。

バルカン諸國は一九二四—一九二九年五年平均の出生率に極めて高い出生率を示してゐたが、以後出生率制限の風潮は之ら諸國をも襲ふところとなつたこと表裏に見るが如くで、このことはブルガリア及びハンガリーに於いて特に著しい。

出生

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	一,四七〇,〇〇〇	一,五〇八,〇〇〇	一,六三三,〇〇〇
舊領域内	一,二七〇,〇〇〇	一,四八五,〇〇〇	一,四七〇,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
ア兩保護領	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
ハンガリー (2)	一,二〇〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇

死亡 (死産を除く)

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	九四〇,〇〇〇	九四九,〇〇〇	一,〇〇九,〇〇〇
舊領域内	七九四,〇〇〇	七九三,〇〇〇	八五三,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	八八八,〇〇〇	九一八,〇〇〇	九六四,〇〇〇
ア兩保護領	二八〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	二七四,〇〇〇

自然増加

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	四八七,〇〇〇	五五九,〇〇〇	六三三,〇〇〇
舊領域内	四八二,〇〇〇	五四九,〇〇〇	五五〇,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	一一三,〇〇〇	一三六,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
ア兩保護領	四四,〇〇〇	五二,〇〇〇	五九,〇〇〇

和蘭は西歐諸國中高出産力を示す唯一の例外國であるが、同國の出生率は一

以上の諸國と好對象を爲すものは樞軸諸國で、獨逸の一九三三年より三九年迄の間の婚姻の著増は之に先立つ七年間(一九二六—三二年)に對し約八十四萬件の増加(舊領域内)を示し、その他獨逸へ歸屬後のオスト

マルク及びズデーテン獨逸地方も同じ歩調を見せてゐる。特に出生率の向上は婚姻率の上昇程度を超えてをり、出生率の著増が根本に於て國民の増殖意思の増大に負ふべきことを物語つてゐる。一九三九年の出生總數約百六十三萬三千、出生率二〇・四は概ね現人口維持に必要な最小所要水準を充足したに近いといつてよい。

伊太利もその人口政策的諸對策は自由主義時代の民族衰退の杞憂を停止せしむるに成功したものと云つてよく、一九三三年以降の出生率は多少の振幅を除き概ね不變の状態に安定するに到り、三九年の出生率二・三五は獨逸より猶ほ約三・〇だけ高率であり、隣國のハンガリーより四・四だけ上位にある。

スペインは猶ほ國內戰爭後の人口統計を有たないが、種々の點より好調を期待せしめてをり、ポルトガルも亦その獨裁政府の下に出産減退傾向を弱化せしむるに成功した。(Wirtschaft u. Statistik Nr. 5, 1941 所載)

佛蘭西	一七四、一三三	二七三、九〇三	六二一、六六三	六二一、三二八	六八六、〇三三	六四六、八七九	(一) 二七四〇 (二) 三四七四一
ス イ ス	三〇、三九四	三一、〇三一	六二、四八〇	六三、七九〇	四七、七二四	四八、五七六	一五、三〇六
白 耳 義	六三、四四五	六二、四九六	一三三、三四五	一三三、三四五	一〇九、一四〇	一〇九、六三一	一八、三六六
和 蘭	六六、〇四〇	六七、〇四〇	一七〇、三〇〇	一七八、四三三	七五、五二六	七四、〇四三	三三、七二四
ルクセンブルグ	二、四八六	二、四七四	四、五二四	四、四八六	三、五五五	三、八二一	九四、七〇四
大ブリテン(3)	四〇六、一三四	四〇七、六七〇	七三三、七一九	七三三、七一九	五九七、七九八	五九七、五〇〇	九、九一九
アイランド	一四、七八〇	一四、九五四	五、四八八	五、六七五	四、五〇六	四、〇六六	一三、九八八
瑞 典	五、四四三	五、六七五	八、九四三	九、三九九	七、五二八	七、二七七	一四、六四四
諸 威	二、八六四	二、四一八	四、四八三	四、五九七	三、〇三三	二、九〇三	一四、六四四
丁 抹	三、四一〇	三、三六五	六、七四四	六、八四三	四、〇四三	三、九〇八	一四、四一七
フィンランド	三、四六四	三、三六九	七、三一九	七、六九五	四、一五〇	四、七九一	二、七〇三
波 蘭	二、七五、五六〇	二、七八、七二五	八、五八、〇六四	八、四九、八七三	四、一五九四	四、七九六〇三	三、七四、四七〇
ルーマニア(4)	一、八五、一〇三	一、七三、六三九	六、〇一、三〇三	五、八五、九七	三、七七八二	三、七九二七八	二、三三、四九一
ユーゴスラビ	一、七六、四六六	一、七三、六三九	四、三三、七九四	四、三三、七九四	二、四三、一八四	二、四三、一八四	一、八二、六二〇
ブルガリア	五、〇七三	五、三二、七五	一、五〇、〇四〇	一、四三、四一五	八、四四、三三	八、五三、七五	六、五、六〇八
希 臘	四、五八三	四、六四三	一、八三、八七八	一、八三、八八四	一〇、五六、七四	九、三、六八三	七、八、三〇四
伊 太 利(5)	三、七七、三九	三、四、八四四	九、九一、八六七	一〇、〇七、一八〇	六、五、四三〇	六、二、三三九	三、七、六四七
ス ペ イ ン	一、五〇、三三(6)	一、五〇、三三(6)	六、三二、四六(6)	六、三二、四六(6)	三、三、九三(6)	三、三、九三(6)	三、七、六四七
ポルトガル	四、六、八〇一	四、九、〇一六	一、九八、二二七	一、九八、四七	二、七、二九一	一、五、三三一	二、四、七五(6)

人口千に付

婚 姻 率

出 生 率

死 亡 率(死産を除く)

自 然 増 加 率

獨 逸(1)	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三
佛 蘭 西	八四	七六	六七	六六	一八四	一六二	一五〇	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
ス イ ス	七三	七八	七一	七三	一七九	一六四	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
和 蘭	九一	八三	八五	八三	二六六	二三〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
ルクセンブルグ	八三	九七	九一	九四	一九三	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
大ブリテン(3)	九七	八八	八八	八八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
アイランド	八六	八三	八六	八三	一六五	一四六	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四
瑞 典	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
諸 威	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
丁 抹	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
フィンランド	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
波 蘭	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
ルーマニア(4)	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
ユーゴスラビ	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
ブルガリア	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
希 臘	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
伊 太 利(5)	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
ス ペ イ ン	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
ポルトガル	八三	八三	八三	八三	一三〇	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二

白耳義	九四	七九	七八	七六	七五	六五	一八九	一六五	一五二	一五二	一五八	一五三	二三四	二二	二七	二二	二五	三四	二五	二七	一五
和	七六	七二	七四	七七	七七	九三	二二七	二〇八	二〇二	一九八	二〇六	二〇七	二〇〇	八八	八七	八八	八五	八七	八七	八七	二七
ルグセン	九三	七二	八〇	八三	八三	七四	二〇八	一六二	一五一	一五一	一五〇	一五〇	一四三	二二	二二	二二	二九	二七	二七	二七	二〇
大ブリテン	七五	七七	八五	八六	八六	七四	一七九	一四九	一五三	一五三	一五五	一五五	一四三	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
アイルラン	四六	四七	五〇	五〇	五二	一	二〇五	一九三	一九六	一九二	一九三	一九三	一四六	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
瑞	六四	七〇	八五	八七	九〇	九五	一六七	一三七	一四二	一四三	一四八	一四四	一四二	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
諾	六〇	六三	七八	八二	八三	八九	一八八	一四八	一四六	一五三	一五八	一六〇	一四九	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
丁	七〇	八八	九三	九二	九二	九四	二〇三	一七三	一七八	一八〇	一八一	一七八	一四九	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
フィンラン	六六	六六	七九	八五	八七	一	二二七	一七四	一八一	一八九	一九九	一七八	一四三	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
波	九二	八三	八三	八〇	八〇	一	三三六	二六五	二六一	二四九	二四五	二四五	一七四	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
ルーマニア	九三	八四	九一	九五	八八	七九	三三三	三〇〇	三三三	三〇八	二九六	二八三	一七四	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
ユーゴス	九三	七七	七三	七八	一	一	三三三	三〇〇	三三三	三〇八	二九六	二八三	一七四	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
ラビア	二〇三	九〇	七九	八一	八一	八一	三〇〇	二九一	二七九	二七九	二八〇	二八〇	二〇〇	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
希臘	七五	七〇	五六	五六	五六	一	二七九	二八八	二四〇	二三八	二二二	二二二	一九三	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
伊	七四	六九	七四	八七	七四	七三	二六九	二三七	二三三	二六四	二三五	二三五	一六四	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
太	七三	六三	六二	六二	六二	一	二九四	二七八	二五七	二三三	二二五	二二五	一六四	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
スペイン	七三	六三	六二	六二	六二	一	二九四	二七八	二五七	二三三	二二五	二二五	一六四	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七
ポルトガル	七三	六五	六四	六四	六五	一	二九四	二七八	二五七	二三三	二二五	二二五	一六四	二二	二二	二二	二六	二八	二八	二七	二七

- (1) オストマルク、ズデーテンランド、メーメルランド及びダンチヒの諸縣を含む、但しポヘミア及びモラヴィアの兩保護領、舊波蘭領の東部新領土及びオイペン・マルメチを除く。
 - (2) 一九三九年度は一九三八年一月二日のウイーン協定に基づく領域、但しカルパト・ウクライナを除く。
 - (3) イングランド及びウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの總計。
 - (4) 舊領土。
 - (5) アルバニアを除く、因にアルバニアの一九三九年に於ける出生数は二九、三八七人、人口千に付二七・七、死亡数は一六〇、一二人、人口千に付一五・一。
- 一九三五年の數字なり。

歐洲諸國の出生率 (1921-39年)

